

第五次和光市総合振興計画

基本構想

【2021－2030】

(案)

令和2（2020）年7月

目 次

第1章 どのようなまちにしたいのか	1
将来都市像.....	2
市民生活の目標像.....	4
SDGs への取組 ～誰一人取り残さないために～.....	6
描く未来の実現に向けた基本戦略.....	8
第2章 どのようなことをしていくのか	11
施策の一覧.....	13
目標像 1 良好な生活環境が得られる.....	16
目標像 2 安全かつ快適に移動できる.....	26
目標像 3 身の回りの生活上の不安が軽減される.....	32
目標像 4 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ.....	40
目標像 5 安心して妊娠・出産・子育てができる.....	50
目標像 6 高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる.....	54
目標像 7 誰もが自立した生活と社会参加ができる.....	60
目標像 8 健康に日々を暮らしている.....	64
目標像 9 いきいきと仕事をし続けられる.....	70
目標像 10 趣味などを通して充実した時間を過ごせる.....	78
目標像 11 まちや人とつながり心豊かに過ごす.....	84
目標像 12 シビックプライドを持っている.....	90
第3章 どのような仕組みで進めるのか	97
1 計画の構造について.....	98
2 計画の推進について.....	100
3 計画推進に当たっての考え方.....	102
4 財政推計.....	104
第4章 どのような背景があるのか	107
1 これまでの取組.....	108
2 社会情勢の変化.....	112
3 市民の和光市に対する意識.....	114
4 人口の見通し【和光市人口ビジョン】.....	116
策定経過等	127
1 策定体制.....	128
2 策定経過.....	129
3 和光市総合振興計画審議会.....	132
4 和光 100 年まちづくり会議.....	137
5 庁内策定組織.....	145
6 職員プロジェクトチーム.....	147
7 新たに位置づけた主な取組内容.....	148

第1章 どのようなまちにしたいのか

～まちづくりのコンセプト～

将来都市像

みんなをつなぐ ワクワクふるさと 和光

ご近所さん同士をつなぐ
子どもとお年寄りをつなぐ
困っている人と誰かの助けになりたいと思っている人をつなぐ
趣味や興味をきっかけに人をつなぐ
農作物をつくる人と食べる人をつなぐ
引っ越してきた人と住んでいる地域をつなぐ
他のまちや国に暮らす人をつなぐ
大事にしているものを次の世代へとつなぐ
次の出会いが待ち遠しくなる

つながると
今よりも安心して毎日を過ごせる
居心地が良い場所が見つかる
日常の中にちょっとした楽しみが生まれる
世界が広がったり、新たな発見があったりする
新しい何かが起こる予感
ワクワクが生まれる

都会の近くにある、豊かな自然やのどかさが残っているまち
そばで見守ってくれる人や一緒に楽しめる仲間がいるまち
ふるさと和光

いろんな人やモノゴトがつながる中で
期待と愛着を感じられ、住んで良かったとみんなが思える
そんな和光市を目指します

「みんなを」

第四次和光市総合振興計画における将来都市像「みんなでつくる 快適環境都市 わこう」の考え方を継承し、まちづくりの主体は市民をはじめとした「みんな」であることを示しています。

その上で、市内だけにとどまらず、他都市や世界とのつながりなども視野に入れ、積極的につなげていく意思を表明するために、「みんなで」や「みんなが」ではなく、「みんなを」という表現にしています。

「つなぐ」

総合振興計画策定に向けて開催した和光 100 年まちづくり会議では、住み続けたいまちになっていくためには、人と人とのつながりが豊かであることが重要であるという意見が多く出されました。若い世代の転出入が特徴の1つである本市においては、人とのつながりが自然発生的に生まれるのを待つだけではなく、意識的につながりを作っていくことが求められます。

また、人のつながりだけではなく、道路や交通などを含めたインフラ面でのネットワークを強化していくことや、大切な自然環境や歴史資源などを次世代に引き継いでいくことも「つなぐ」という言葉に込めています。

「ワクワク」

本市に暮らす人にとっても訪れる人にとっても、「楽しい」と感じられたり、「楽しいことがある」と思えたりできるようなワクワク感のあるまちを目指します。ワクワクには「湧く」や「沸く」という漢字を当てはめることができ、活力や賑わいがあり、新しいことが次々と沸き立つような状態をイメージしています。

また、「湧く」という言葉は、本市の大切な地域資源である「湧き水」を想起させ、本市の特徴である自然資源を守っていく意思を示しています。

「ふるさと」

本市は、東京都心部に直結する立地にありながら、緑が豊かで潤いのあるまちであり、そうした都市と田舎の良さを兼ね備えた状態を維持していくことを「ふるさと」という言葉に込めています。

また、未来を担う子どもたちをはじめとする市民の方々が、本市に愛着やシビックプライド(※)を持って、自らまちと触れ合っていくことを通じ、本市を「ふるさと」と感じ、いつまでも住み続けたいと思えるようにしていきます。

※シビックプライド：住んでいるまちに対する市民の誇りのこと。自分自身が関わって地域を良くしていこうとする、当事者意識に基づく自負心。

市民生活の目標像

視点① 日々の生活の基盤が整っている

目標像 1



良好な生活環境が
得られる

目標像 2



安全かつ快適に
移動できる

目標像 3



身の回りの
生活上の不安が
軽減される

視点② それぞれのライフステージを充実させる

目標像 4



子どもが
自己肯定感を持ち
健やかに育つ

目標像 5



安心して
妊娠・出産・
子育てができる

目標像 6



高齢になっても
住み慣れた地域で
暮らし続けられる

目標像 7



誰もが
自立した生活と
社会参加ができる

視点③ 心豊かに、満足度の高い生活が送れる

目標像 8



健康に日々を
暮らしている

目標像 9



いきいきと
仕事を
し続けられる

目標像 10



趣味などを通して
充実した時間を
過ごせる

目標像 11



まちや人と
つながり
心豊かに過ごす

目標像 12



シビックプライド
を持っている

将来都市像「みんなをつなぐ ワクワクふるさと 和光」を「日々の生活の基盤が整っている」「それぞれのライフステージを充実させる」「心豊かに、満足度の高い生活を送れる」の3つの視点から具体化し、本市で生活する一人一人の市民生活をイメージした「市民生活の目標像」を設定しました。

（視点① 日々の生活の基盤が整っている）

「つながり」や「ワクワク」などの豊かな気持ちを得られるためにも、まずはその前提として、生活の基盤が整っていることが必須となります。そのため、良質な生活環境が得られるとともに、身の回りの不安が軽減された状態である必要があります。また、高齢化などに伴い、移動手段の確保の重要性が高まってきたことを踏まえ、安全かつ快適に移動できる環境が必要です。

そこで、目標像1「良好な生活環境が得られる」、目標像2「安全かつ快適に移動できる」、目標像3「身の回りの生活上の不安が軽減される」を設定しました。

（視点② それぞれのライフステージを充実させる）

誰しも人生の中には様々なライフステージがあり、その中には特に周りのサポートが必要なステージもあります。そうしたライフステージにあっても、誰もがそれぞれのライフステージで充実した生活を送れることが望まれます。

そこで、目標像4「子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ」、目標像5「安心して妊娠・出産・子育てができる」、目標像6「高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる」、目標像7「誰もが自立した生活と社会参加ができる」を設定しました。

（視点③ 心豊かに、満足度の高い生活を送れる）

日々の生活の基盤が整い、それぞれのライフステージで充実した生活を送れる環境が整ったうえで、本市に住んでよかったと思えるよう、心豊かに、満足度の高い生活を送れることが望まれます。

そのためには、まずは、一人一人が健康で、法人・個人ともに、仕事をし続けられる環境が求められます。その上で、趣味などを通じた充実した時間、まちや人とのつながり、まちへの愛着などが得られることで、心豊かに、満足度の高い生活を送れることにつながります。

そこで、目標像8「健康に日々を暮らしている」、目標像9「いきいきと仕事をし続けられる」、目標像10「趣味などを通して充実した時間を過ごせる」、目標像11「まちや人とつながり心豊かに過ごす」、目標像12「シビックプライドを持っている」を設定しました。

日々をワクワクして過ごし、人とつながりながら心豊かに過ごすとともに、本市を「ふるさと」として意識することでシビックプライドを持ちながら、「みんなをつなぐ ワクワクふるさと 和光」をみんなで作っていきます。

SDGs への取組 ～誰一人取り残さないために～

貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できることを目指した国際目標として「SDGs (※)」があります。SDGsは、格差や貧困、気候変動をはじめ、人々の生産や消費のあり方にまで言及した17のゴール(目標)と169のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現をうたっています。

一人一人が周りの人や地域とつながり、魅力や賑わいのあふれる和光市を次世代につないでいきたいという私たちの思いは、SDGsの誰一人取り残さず、豊かで活力ある未来をつくるという考え方に重なっています。すなわち、この基本構想の実現に向けて取り組んでいくことは、SDGsの達成に向けた取組にもなります。

市民と行政がともに考え、描いた「将来都市像」と「市民生活の目標像」を実現していくために、また、和光市だけでなく、持続可能で活力ある日本の未来にも貢献できるよう、地方公共団体として、あらゆる施策の推進に当たりSDGsを意識し、全世界的な課題も含めた様々な課題解決に取り組んでいきます。

表 SDGsの17のゴール(目標)

目標 1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標 3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標 4 (教育)	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標 5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う。
目標 6 (水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標 7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標 8 (経済成長と雇用)	包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク(適切な雇用)を促進する。
目標 9 (インフラ、産業化、イノベーション)	レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。
目標10 (不平等)	各国内および各国間の不平等を是正する。
目標11 (持続可能な都市)	包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。
目標12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13 (気候変動)	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
目標15 (陸上資源)	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。
目標16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
目標17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段の強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

※SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略で「エスディーズ」と読む。2030年までを目標とし、2015年9月の国連サミットにおいて採択された。

市民生活の目標像とSDGsのゴールの関係

市民生活の目標像	SDGsのゴール					
目標像1 良好な生活環境が 得られる	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう
目標像2 安全かつ快適に 移動できる	3 すべての人に 健康と福祉を	11 住み続けられる まちづくりを				
目標像3 身の回りの生活上の不安が 軽減される	5 ジェンダー平等を 実現しよう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を	16 平和と公正を すべての人に	
目標像4 子どもが自己肯定感を持ち 健やかに育つ	4 質の高い教育を みんなに					
目標像5 安心して妊娠・出産・ 子育てができる	3 すべての人に 健康と福祉を					
目標像6 高齢になっても住み慣れた 地域で暮らし続けられる	3 すべての人に 健康と福祉を					
目標像7 誰もが自立した生活と 社会参加ができる	1 貧困を なくそう	3 すべての人に 健康と福祉を				
目標像8 健康に 日々を暮らしている	2 飢餓を ゼロに	3 すべての人に 健康と福祉を				
目標像9 いきいきと 仕事をし続けられる	2 飢餓を ゼロに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	12 つくる責任 つかう責任		
目標像10 趣味などを通して 充実した時間を過ごせる	4 質の高い教育を みんなに					
目標像11 まちや人とつながり 心豊かに過ごす	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナシップで 目標を達成しよう				
目標像12 シビックプライドを 持っている	11 住み続けられる まちづくりを	15 陸の豊かさも 守ろう	17 パートナシップで 目標を達成しよう			

描く未来の実現に向けた基本戦略



将来都市像やそれを具体化した市民生活の目標像を実現するためには、施策横断的で俯瞰的な視点での戦略が必要となります。そこで、以下のとおり、描く未来の実現に向けた基本戦略を定めます。

基本戦略① 和光市駅周辺の魅力の向上

本市の交通と賑わいの中核である和光市駅周辺については、駅南口周辺と比較して、駅北口周辺の整備が遅れている現状があり、更なるまちの魅力の向上が必要です。

そこで、駅北口土地区画整理事業と駅北口地区高度利用化推進事業を一体的に推進し、駅前広場の整備や駅直結型の再開発事業の実現を目指すとともに、産業振興条例に基づく地域経済活性化に取り組み、駅の南北ともに魅力あるまちづくりを進めていきます。

基本戦略② 市庁舎周辺の賑わいの創出

市庁舎周辺のエリアについては、市民やまちを訪れる人々に憩いや交流の場を提供できるよう、さらに充実させていく必要があります。

そこで、PPP（※）・PFI（※）事業の官民連携モデル事業である広沢複合施設の運営や、UR都市機構が進める西大和団地再生事業との連携を通じ、当該エリア全体の賑わいを創出していきます。

基本戦略③ 環境に配慮した清掃センターの更新

和光市清掃センターは竣工から約30年が経過し、老朽化が進んでおり、更新の必要性が高まっています。そこで、朝霞市との共同で、環境負荷の低減に配慮した共同処理施設の整備を進めていきます。

基本戦略④ 地域公共交通の充実

本市は、東武東上線、東京メトロ有楽町線、同副都心線により首都圏からの交通の利便性が高いことがまちの魅力の一つですが、市内に目を向けると狭あいな道路や坂などが多いことから公共交通が不便な地域が多く、高齢者や障害者など、交通弱者といわれる方々の移動手段の確保が求められています。

そこで、民間交通事業者とともに設置する地域公共交通会議を通じて総合的な公共交通体系の改善を図ります。また、新たな幹線道路ネットワークとして、一般国道254号和光富士見バイパスの都内延伸に合わせた市内都市計画道路の整備を進めていきます。

※PPP：Public Private Partnershipの略。公民が連携して公共サービスの提供を行う仕組みのこと。

※PFI：Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理及び運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

基本戦略⑤ 子どもたちや子育て世代の支援

将来を担う子どもたちや子育て世代の支援については、今後も一層の充実が求められています。

そこで、これまでの取組に加え、未就学児について保育センターの設置により保育の質を向上させることや、就学児について学童クラブとわこうっこクラブの一体型運営による放課後の児童の居場所づくりを推進していくことなど、子どもたちや子育て世代への支援を充実させます。

また、核家族世帯が多く、子育て世代が孤立しやすい状況を踏まえ、これまで推進してきたわこう版ネウボラとともに、子ども家庭総合支援拠点の取組等により、児童虐待などに至らない健やかな子育て環境にしていきます。

基本戦略⑥ 高齢化への対応

今後、本市の高齢者人口は大幅な増加が見込まれており、介護予防などの観点から、ますますの健康増進の重要性が高まっています。

そこで、引き続き介護予防事業やコミュニティケア会議など地域包括ケアの取組を推進していくほか、医療機関や研究機関をはじめとした市内関係機関等との連携を強化していくことで、生涯に渡った生活の質の向上を図っていきます。

基本戦略⑦ 和光北インターチェンジ周辺の活性化

現在国土交通省が進めている東京外かく環状道路の関越自動車道から東名高速道路間の整備に伴い、和光北インターチェンジ周辺の活性化を重点的に進めていく必要があります。

具体的には、和光北インター東部地区における土地区画整理事業により新たな産業拠点を生み出していくほか、新倉パーキングエリアのサービスエリア化構想を都市農業の振興や地域産業の振興に結び付けていきます。

また、新たに国指定史跡となった午王山遺跡についても、これらの取組とも連携させて遺跡を保存・活用することにより、シビックプライドの醸成に生かしていきます。

基本戦略⑧ 地域コミュニティの再醸成

若い世代の転出入が激しいことが特徴の一つである本市においては、地域コミュニティにおける人と人とのつながりを生み出していくことが特に重要です。

そこで、自治会単位での地域コミュニティの醸成と並行し、市内全小中学校で指定済みのコミュニティ・スクールによる学校づくりを推進することや、小学校区を基本単位とする地区社会福祉協議会を全市展開することなどを通じ、地域コミュニティの再醸成を進めていきます。

第2章 どのようなことをしていくのか

～目標像と個別施策～

施策の一覧

将来都市像

みんなをつなぐ ワクワクふるさと 和光

視点① 日々の生活の基盤が整っている

目標像 1 良好な生活環境が得られる

- 施策 1-1 安心して暮らせる居住環境の形成
- 施策 1-2 計画的な公園の整備と維持管理の充実
- 施策 1-3 安全な水の安定供給
- 施策 1-4 公共下水道の維持管理
- 施策 1-5 行政窓口サービスの向上
- 施策 1-6 廃棄物の適正処理の推進
- 施策 1-7 環境にやさしい持続可能な取組の推進

目標像 2 安全かつ快適に移動できる

- 施策 2-1 安全で快適な道路の整備
- 施策 2-2 利便性の高い地域公共交通網の形成
- 施策 2-3 交通安全対策の推進

目標像 3 身の回りの生活上の不安が軽減される

- 施策 3-1 防災体制・消防支援体制の強化
- 施策 3-2 地域と連携した防犯対策の推進
- 施策 3-3 消費者や市民が相談しやすい体制づくり
- 施策 3-4 人権啓発・教育及び平和の推進
- 施策 3-5 男女共同参画社会の実現

視点② それぞれのライフステージを充実させる

目標像 4 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ

- 施策 4-1 確かな学力と自立する力の育成
- 施策 4-2 豊かな心と健やかな体の育成
- 施策 4-3 質の高い学校教育のための教育基盤の整備・充実
- 施策 4-4 多様なニーズに対応した教育の推進
- 施策 4-5 家庭や地域社会との連携・協働による教育の推進
- 施策 4-6 安全安心な学校施設の整備
- 施策 4-7 児童や青少年の居場所づくり

目標像 5 安心して妊娠・出産・子育てができる

- 施策 5-1 出産や育児に希望が持てる環境づくり
- 施策 5-2 子育てと仕事の両立支援

目標像 6 高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる

- 施策 6-1 高齢者の生きがいと社会参加への支援
- 施策 6-2 きめ細かな介護予防の推進
- 施策 6-3 高齢者の暮らしを支える仕組みの充実

目標像 7 誰もが自立した生活と社会参加ができる

- 施策 7-1 障害者が安心できる障害福祉の推進
- 施策 7-2 低所得者の生活の安定と自立への支援

視点③ 心豊かに、満足度の高い生活が送れる

目標像 8 健康に日々を暮らしている

- 施策 8-1 一人一人に応じた健康づくりの推進
- 施策 8-2 地域との連携による保健・医療体制の充実
- 施策 8-3 国民健康保険及び国民年金の適正な運営

目標像 9 いきいきと仕事をし続けられる

- 施策 9-1 交通の利便性を生かした産業拠点の創出
- 施策 9-2 中小企業・小規模事業者の育成支援
- 施策 9-3 魅力ある新たな産業の創出
- 施策 9-4 都市農業の推進と担い手の育成
- 施策 9-5 就労支援対策の推進

目標像 10 趣味などを通して充実した時間を過ごせる

- 施策 10-1 生涯学習の振興
- 施策 10-2 創造的な文化の振興
- 施策 10-3 スポーツ・レクリエーション活動の推進

目標像 11 まちや人とつながり心豊かに過ごす

- 施策 11-1 コミュニティ活動の推進
- 施策 11-2 地域で支え合う福祉の推進
- 施策 11-3 協働によるまちづくりの推進
- 施策 11-4 国内外の交流と多文化共生の推進

目標像 12 シビックプライドを持っている

- 施策 12-1 良好な景観形成の推進
- 施策 12-2 歴史的・文化資源の保護・活用
- 施策 12-3 湧水・緑地の保全と再生
- 施策 12-4 市の特色を生かした地域ブランドの確立
- 施策 12-5 効果的なシティプロモーションの展開

(目標像と個別施策の読み方)

本章は、12の目標像それぞれについて、目標像のページ（見開き）の後に、関連する個別施策のページが続いています。

■目標像ページ■

目標像は個別施策を束ねるテーマでもあり、その実現に向けて取り組む上で重要な視点や必要な情報を整理しています。

① 目標像 1 良好な生活環境が得られる

② 【どのような姿を目指したいのか】

- ・利便性と快適性を備えた住みやすい居住環境が整っている
- ・災害に強いインフラ・ライフラインが整っている
- ・和光市駅周辺が和光の顔となる魅力的な場となっている
- ・環境問題に対して適切な対応ができています

③ 【主要な課題】

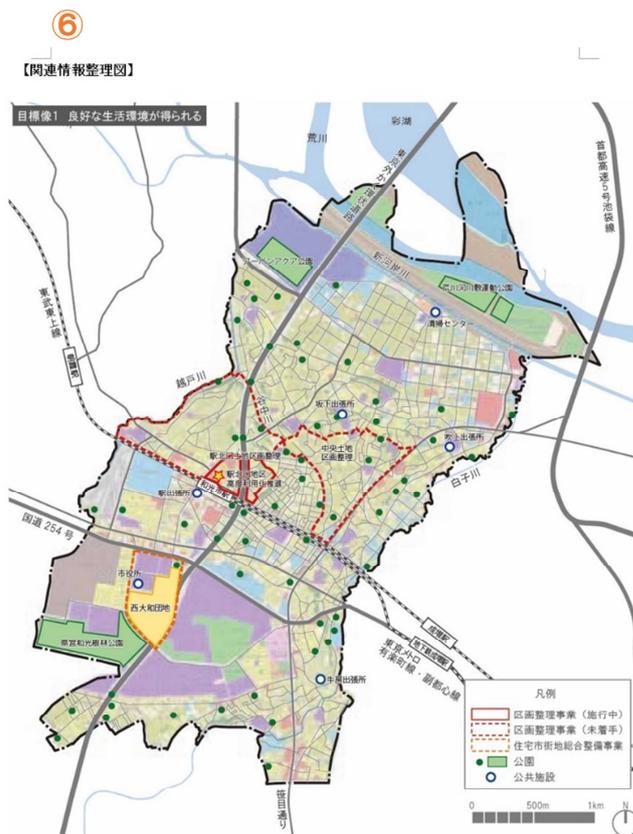
- ・和光市駅北口の土地区画整理事業による駅前広場整備が完了しておらず、駅北口周辺の防災・防犯面や交通・商業等の拠点性の観点から課題があります。
- ・市内各所に農地や斜面林が残っており、緑などの潤いを感じられますが、宅地の無秩序な開発が進むことで、これらが失われつつあります。
- ・ファミリー層向けの住宅供給が少ないため、子育て世代の家庭が定着せず、市外に転出してしまいます。
- ・ごみ焼却施設である清掃センターが平成2年3月の竣工から約30年が経過し、老朽化が進んでいます。
- ・廃プラスチック問題や食品ロス問題など、新たな環境問題が生じています。

④ 【目標像に関するKPI】

指標	現状値 (R1)	目標値 (R12)
和光市の住みやすさ(市民意識調査)	% 82.6	90
駅北口土地区画整理事業の整備率	% 17.4	100
駅北口地区高度利用化推進事業の整備率	% 0	100

⑤ 私たちができることアイデア集 ～和光100年まちづくり会議からの提案～

- ・まち歩きなどを通して自然資源の発掘やPRをします。
- ・大きな水や湯などを大事にします。
- ・ごみ拾いやポイ捨て禁止などの環境美化を心がけます。
- ・落ち葉掃除や花壇の手入れなど、みんなで緑のお世話をします。
- ・周辺環境に合わせて、建物などの景観に配慮します。
- ・自然環境の保全や公園等の維持管理に関心をもちます。
- ・公園や公共空間の維持管理に関するルールづくりに参加します。



- ① 12の市民生活の目標像のタイトルを示しています。
- ② 目標像について、具体的にどのような状態を目指したいのかを示しています。
- ③ 目標像の実現に向けて、現時点で本市が取り組むべき主要な課題を示しています。
- ④ 目標像の実現や課題解決に向けた取組の進捗状況を測る指標です。KPIとはKey Performance Indicator（重要業績評価指標）のことです。現状値は令和元（2019）年度（一部、平成30（2018）年度）、目標値は令和12（2030）年度の数値です。
- ⑤ 和光100年まちづくり会議で出された市民アイデアをまとめたものです。
- ⑥ 主要な課題（③）に関連する情報を視覚的に把握できるよう地図上で整理したものです。現状及び計画（予定）が示されています。

■個別施策ページ■

個別施策は、目標像の実現に向けた取組の方向性を示すものです。

①	目標像1 良好な生活環境が得られる	
②	施策1-1 安心して暮らせる居住環境の形成	
③	【施策の目標】 計画的な市街地形成を進めるとともに、市民と行政との協働により安全に住める宅地や建物を増やし、本市に住んでみたい、長く住み続けたいと思えるようにします。	
④	【施策を取り巻く現状と課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅北口周辺は南口と比べて、駅前広場や都市計画道路が未整備なことから、商業集積や土地の有効利用が停滞しており、駅前の魅力と安全性を向上させる必要があります。 ・ 駅北口周辺は、宅地の無秩序な開発や建物の老朽化により、防災性の低下も懸念されており、良好な市街地の形成が求められています。 ・ 和光市の玄関口として、和光市駅の拠点性を更に高め、賑わいの創出や活性化を図ることが必要となっています。 ・ 老朽化した西大和団地の居住環境の改善が求められています。 ・ 長期未着手となっている土地区画整理事業については、40年以上事業化に至っていないことから、早期に市のまちづくり方針を策定し、事業の見直しを進めていくことが必要です。 ・ 開発行為等の計画に関して、事業者と近隣住民との生活環境をめぐる紛争への対応が求められています。 ・ 老朽化が進んだ分譲マンションが増えています。 	
⑤	【課題解決に向けた取組内容】	
	取組内容	概要
①	和光市駅北口土地区画整理事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理事業により、駅前広場、道路及び公園等の公共施設並びに宅地の整備を行い、地域の防災性・安全性の向上を図り、良好な居住環境を形成します。 ・ 土地区画整理事業と再開発事業の一体的施行により、和光市の顔にふさわしい魅力ある駅前空間の形成を進めていきます。
②	駅北口地区高度利用化推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路網と鉄道網を結ぶ「ハブ機能を有するバスターミナル」の駅前広場への導入、再開発事業による駅直結型の高層ビルの実現を目指します。
③	西大和団地の再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西大和団地周辺地区における住宅市街地総合整備事業による西大和団地の再生に向けた事業を支援してまいります。 ・ 広沢地区エリアマネジメントにより連携してまいります。
④	長期未着手土地区画整理区域に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期未着手土地区画整理について、市のまちづくり方針案を取りまとめ、地域住民とともに地域の整備構想を作成するなど、事業の見直しを進めていきます。
⑤	紛争の予防と調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり条例の適正な運用と紛争当事者の申出に応じて相談やあっせんなどを行い、解決を図ります。
⑥	分譲マンションの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見交換の場や相談窓口等を設けることにより、管理組合や居住者が、分譲マンションを適正に管理できるように支援します。

- ① 個別施策の上位にある目標像を示しています。
- ② 個別施策の名称です。どのような方向性であるのかが伝わるよう、分かりやすい名称にしています。
- ③ 施策として、到達したい状態や市民の状況を示しています。
- ④ 施策の目標を実現するために、現時点での本市の状況や取り組むべき課題を具体的に示しています。
- ⑤ 施策を取り巻く課題（④）で示した課題に対して、その解決に向けた取組内容を具体的かつ詳しく説明しています。

目標像 1 良好な生活環境が得られる

【どのような姿を目指したいのか】

- ・利便性と快適性を備えた住みやすい居住環境が整っている
- ・災害に強いインフラ・ライフラインが整っている
- ・和光市駅周辺が和光の顔となる魅力的な場となっている
- ・環境問題に対して適切な対応ができている

【主要な課題】

- ・和光市駅北口の土地区画整理事業による駅前広場整備が完了しておらず、駅北口周辺の交通安全や交通・商業等の拠点性、防災・防犯の観点から課題があります。
- ・市内各所に農地や斜面林が残っており、緑などの潤いが感じられますが、宅地の無秩序な開発が進むことで、これらが失われつつあります。
- ・ファミリー層向けの住宅供給が少ないため、子育て世代の家庭が定着せず、市外に転出してしまいます。
- ・ごみ焼却施設である清掃センターが平成2（1990）年3月の竣工から約30年が経過し、老朽化が進んでいます。
- ・廃プラスチック問題や食品ロス問題など、新たな環境問題が生じています。

【目標像に関するKPI】

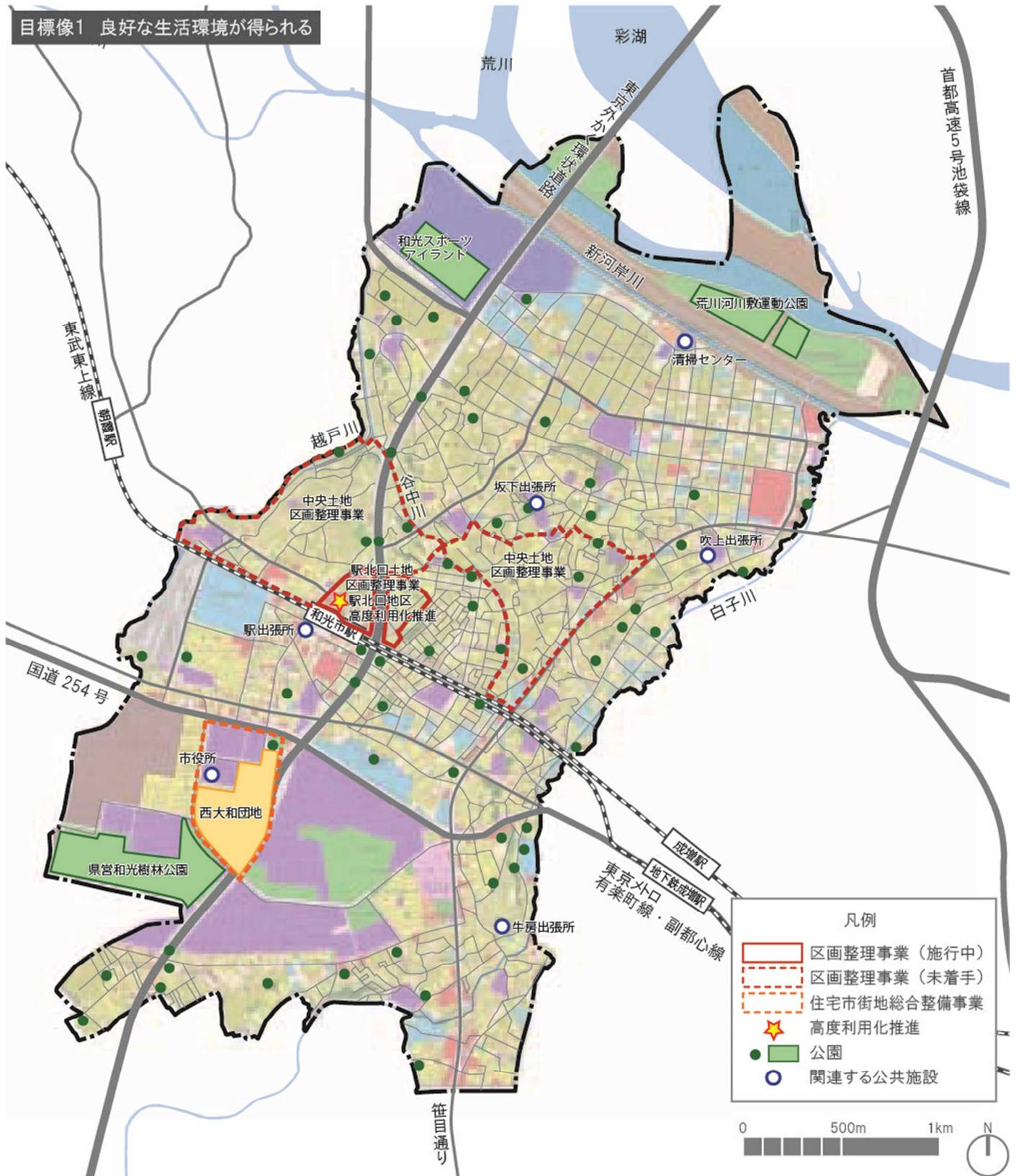
指標		現状値 (R1)	目標値 (R12)
和光市の住みやすさ(市民意識調査)	%	82.6	90
駅北口土地区画整理事業の整備率	%	17.4	100
駅北口地区高度利用化推進事業の整備率	%	0	100

私たちができることアイデア集 ～和光100年まちづくり会議からの提案～

- ・まち歩きなどを通して自然資源の発掘やPRをします。
- ・大きな木や湧水などを大事にします。
- ・ごみ拾いやポイ捨て禁止などの環境美化を心がけます。
- ・落ち葉掃除や花壇の手入れなど、みんなで緑のお世話をします。
- ・周辺環境に合わせて、建物などの景観に配慮します。
- ・自然環境の保全や公園等の維持管理に関心を持ちます。
- ・公園や公共空間の維持管理に関するルールづくりに参加します。

【関連情報整理図】

目標像1 良好な生活環境が得られる



目標像1 良好な生活環境が得られる

施策 1-1 安心して暮らせる居住環境の形成

【施策の目標】

計画的な市街地形成を進めるとともに、市民と行政との協働により安全に住める宅地や建物を増やし、本市に住んでみたい、長く住み続けたいと思えるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・ 駅北口周辺は、南口と比べて駅前広場や都市計画道路が未整備なことから、商業集積や土地の有効利用が停滞しており、駅前の魅力と安全性を向上させる必要があります。
- ・ 駅北口周辺は、宅地の無秩序な開発や建物の老朽化により、防災性の低下も懸念されており、良好な市街地の形成が求められています。
- ・ 本市の玄関口として、和光市駅の拠点性を更に高め、賑わいの創出や活性化を図ることが必要となっています。
- ・ 老朽化した西大和団地の居住環境の改善が求められています。
- ・ 長期未着手となっている土地区画整理事業については、40年以上事業化に至っていないことから、早期に市のまちづくり方針を策定し、事業の見直しを進めていくことが必要です。
- ・ 開発行為等の計画に関して、事業者と近隣住民との生活環境をめぐる紛争への対応が求められています。
- ・ 老朽化が進んだ分譲マンションが増えてきています。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	駅北口土地区画整理事業の推進	・ 土地区画整理事業により、駅前広場、道路及び公園等の公共施設並びに宅地の整備を行い、地域の防災性・安全性の向上を図り、良好な居住環境を形成します。 ・ 土地区画整理事業と再開発事業の一体的施行により、和光市の顔にふさわしい魅力ある駅前空間の形成を進めていきます。
②	駅北口地区高度利用化の推進	・ 道路網と鉄道網を結ぶ「ハブ機能を有するバスターミナル」の駅前広場への導入、再開発事業による駅直結型の高層ビルの実現を目指します。
③	西大和団地の再生	・ 西大和団地周辺地区における住宅市街地総合整備事業による西大和団地の再生に向けた事業を支援していきます。 ・ 広沢地区エリアマネジメントにより連携していきます。
④	長期未着手土地区画整理区域に関する検討	・ 長期未着手土地区画整理について、市のまちづくり方針案を取りまとめ、地域住民とともに地域の整備構想を作成するなど、事業の見直しを進めていきます。
⑤	紛争の予防と調整	・ まちづくり条例の適正な運用と紛争当事者の申出に応じて相談やあっせんなどを行い、解決を図ります。
⑥	分譲マンションの支援	・ 意見交換の場や相談窓口等を設けることにより、管理組合や居住者が、分譲マンションを適正に管理できるように支援します。

目標像1 良好な生活環境が得られる

施策 1－2 計画的な公園の整備と維持管理の充実

【施策の目標】

公園を利用する市民が、憩いや安らぎを感じられるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・市民一人当たりの公園敷地面積の目標水準である 10 m²以上とする必要があります。
- ・公園施設の老朽化が進んでいるため、計画的に施設を更新する必要があります。
- ・市民との協働による安全で快適に利用できる公園の環境づくりを進めていくことが必要です。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	計画的な公園の整備	<ul style="list-style-type: none">・土地区画整理事業において計画的に公園整備を進めていきます。・借地公園については、施設の利用状況等を踏まえて、公有地化を進めていきます。・公園が不足している地域について、生産緑地を買い取るなど用地の確保に努めます。
②	市民との協働による公園の見守りや維持管理	<ul style="list-style-type: none">・公園サポーター制度の活用などを通じて、市民との協働による公園の見守りや維持管理を進めていきます。
③	公園施設の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">・公園施設について、引き続き、定期的な点検及び修繕を行い、全ての施設が安全に利用できるよう、整備及び維持管理に努めます。

目標像1 良好な生活環境が得られる

施策 1－3 安全な水の安定供給

【施策の目標】

安心して飲める水を、市民にいつでも安定供給できるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・災害時においても可能な限り安定して供給ができる、災害に強い管網の整備を継続して推進する必要があります。
- ・貴重な資源である水の知識について、市民意識の向上が必要です。
- ・収納事務の効率化や支払の利便性の向上を目的としたキャッシュレス決済の導入について、研究していく必要があります。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	安全安心な水質の維持	・水質の維持に努めます。 ・取水井戸の維持管理を定期的に行い、自己水源の確保に努めます。
②	安定した供給の堅持	・浄水場や取水施設の計画的な改良・改修及び耐震管路への更新を行います。 ・埼玉県企業局との連携を図り、県水の受水体制を継続します。
③	経営の効率化・合理化	・積極的な収納率の向上に努めます。 ・引き続きアウトソーシングに取り組むことにより、一層の効率化、合理化に努めます。 ・安定した経営を維持するための料金体系を検討します。
④	市民の水道に対する意識の向上	・水道週間などのイベントにおいて、ライフラインとしての水道事業に対する理解を深め、水を大切にするようPRします。

目標像1 良好な生活環境が得られる

施策 1－4 公共下水道の維持管理

【施策の目標】

公共下水道の適切な維持・管理に努めます。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・土地区画整理事業地区内等の新規下水道整備を早期に実施していく必要があります。
- ・老朽化した下水道施設に対して、長寿命化を考慮した、戦略的な維持管理・改築を行い、機能を継続的に発揮していく手法を構築する必要があります。
- ・雨水排水施設の整備は、莫大な費用を要することから進捗に時間がかかっているほか、既存の雨水排水施設の老朽化による機能低下に備え、長寿命化を考慮した効率的で計画的な整備及び更新が必要です。
- ・雨水管整備に合わせて、道路排水を取り込むの道路集水桝の設置等について、道路管理者と連携を図り、水害への対策を円滑に進めていくことが必要です。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	着実な下水道の整備	・関係機関と連携し、未普及地区への下水道整備を進めます。
②	施設の維持管理及び長寿命化	・施設の機能を確実に発揮させるため、定期的な調査及びメンテナンスを実施し、施設を良好な状態に保ちます。 ・老朽管の長寿命化を進めます。
③	雨水の宅地内処理の指導・啓発	・宅地に降った雨水については、宅地内処理を行うよう指導・啓発します。
④	雨水排水施設の整備	・大量降雨による浸水を防止するため、雨水排水施設の更なる整備を進めます。

目標像1 良好な生活環境が得られる

施策 1-5 行政窓口サービスの向上

【施策の目標】

市民が行政を身近に感じ、気持ちよく窓口サービスを利用できるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・ 窓口サービスの向上に当たっては、市民ニーズに対応するとともに、労働力効率の改善、手続の簡素化など、絶え間ない見直しが求められます。
- ・ 窓口での受付方法の改善や新しい手法の活用も併せて検討していくことが求められています。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	利用者の視点に立った窓口サービスの向上	<ul style="list-style-type: none">・ ホームページでの情報提供、窓口の案内掲示版などを見直し、より分かりやすくします。・ 手続きの相談の内容に応じて部署間で連携し、きめ細やかな対応をします。
②	各出張所機能の再検討、新たな手法の検討	<ul style="list-style-type: none">・ 各出張所の開庁時間や機能の見直しを検討します。・ ICT（※）を活用し、申請手続きの簡易化を検討します。

※ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

目標像1 良好な生活環境が得られる

施策 1－6 廃棄物の適正処理の推進

【施策の目標】

市民生活によって発生する廃棄物を適正に処理し、環境負荷を低減します。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・本市の可燃残渣などを埋め立てている最終処分場の容量に限りがある中で、持続可能な廃棄物の処理が求められています。
- ・市内から発生したごみ処理を担う清掃センターは竣工から約30年が経過し、老朽化が進んでいるため、平成30（2018）年8月に締結された「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書」に基づき、和光市内に朝霞市との広域処理施設の整備に向けた取組を進めています。
- ・広域処理施設の整備に当たっては、周辺地域や生活環境への配慮が必要となります。
- ・広域処理施設が稼働するまでの清掃センターの運転期間を考慮して、定期修繕を実施し延命化を図ることが必要です。
- ・今後、朝霞市との広域処理に合わせて、効率的かつ安定的なごみ処理体制を構築していく必要があります。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	廃棄物の適正な処理	・最終処分場等の現地確認などの調査を行います。 ・焼却灰の資源化など、より環境負荷の少ない処理方法を検討していきます。
②	朝霞市との広域処理施設の整備	・広域化により、効率的かつ安定的なごみ処理体制を構築していきます。 ・周辺地域や生活環境に配慮した施設計画を検討します。 ・高効率なエネルギー回収や省エネルギー機器の導入により環境負荷の低減に配慮した施設整備を行います。
③	老朽化した焼却施設の維持管理	・清掃センターについて、広域処理施設整備までの期間、定期的な点検及び修繕により延命を図ります。

目標像1 良好な生活環境が得られる

施策 1-7 環境にやさしい持続可能な取組の推進

【施策の目標】

みんなで未来へとつなぐ環境を守り育て、市民が衛生的で快適に暮らせるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・歩行者や車両からのポイ捨てごみや路上喫煙に対するマナーが問題となっており、引き続き市民及び事業者等の環境意識の向上を図ることが必要です。
- ・騒音や振動等の発生による生活環境への影響に対する対応が求められています。
- ・海洋プラスチック問題などにより、豊かな水環境を守ることへの関心が高まっており、地下水の保全や雨水の利用を含め、河川の水質の改善及び保全のための取組が必要です。
- ・地球温暖化が深刻化し、大型台風や猛暑、豪雨等、気候変動による影響が顕著に見られることから、温室効果ガスを削減するための取組である「緩和策」に加え、健康被害、水災害等、地球温暖化による影響に適切に対応するための取組である「適応策」を進める必要があります。
- ・廃プラスチック問題や食品ロス問題など、新たな環境問題が生じています。
- ・事業系ごみがごみの総搬入量の約2割を占めており、事業系ごみの削減が必要です。
- ・ごみの減量化は着実に進んでいますが、更なる廃棄物の発生抑制対策や可燃ごみの中に含まれる資源物の分別による資源化が必要です。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	市民及び事業者の環境意識の醸成	・環境教育及び環境学習を充実させます。 ・動物の飼い主に対する飼育管理の啓発や指導を行います。 ・ポイ捨てごみや路上喫煙の防止に対する意識の向上を図ります。
②	市民による環境保全活動の促進	・市民による環境美化活動を推進します。 ・市民や事業者による環境活動を促進します。
③	公害苦情などへの対応	・公害苦情などに的確に対応するため、専門性に対応した相談体制を充実させます。
④	水環境の保全	・浄化槽を設置している管理者に対し、浄化槽法に基づく適正管理を行うよう呼び掛けを行います。 ・河川の水質改善を進め、健全な水循環を保っていきます。 ・雨水の有効利用と地下浸透の促進を図ります。
⑤	地球温暖化対策の推進	・地球温暖化対策に関する意識啓発を行います。 ・再生可能エネルギー導入を促進します。 ・次世代を担う子どもたちへの地球温暖化対策にかかる環境教育を推進します。 ・公共施設等のエコオフィス化を推進します。
⑥	ごみ減量の推進	・啓発などにより、廃棄物の発生を抑制します。 ・事業所への情報提供や指導などを通じて、事業系廃棄物の削減を図ります。
⑦	リサイクルの推進	・廃棄物の資源化を促進します。 ・廃棄物のリユースを促進します。
⑧	不法投棄対策	・市民への処理方法の情報提供を行います。 ・警告看板の設置や警察などとの連携により、不法投棄の抑制を図ります。

目標像 2 安全かつ快適に移動できる

【どのような姿を目指したいのか】

- ・歩行者や自転車利用者の安全性が確保されている
- ・生活道路におけるトラックなどの通過交通が抑制されている
- ・公共交通の利便性が高い
- ・新たなテクノロジーに対応した快適な交通環境が得られる

【主要な課題】

- ・高齢化に伴い自家用車を手放さなければならない方が増えていく中、既存の公共交通等だけでは移動のニーズが充足できていません。
- ・坂が多いため、体力が低下すると移動が困難になりやすい地域があります。
- ・市境など、和光市駅や和光市役所までの交通アクセスが円滑ではないエリアがあります。
- ・安全な歩道空間が十分に確保されていない中、自転車で移動する市民が多いため、日々の歩行に不安があります。
- ・一般国道 254 号和光富士見バイパスが東京外環自動車道との交差点（松ノ木島交差点）までとなっており、都内につながっていない幹線道路があることから、生活道路にトラックなどが流入しています。

【目標像に関する K P I】

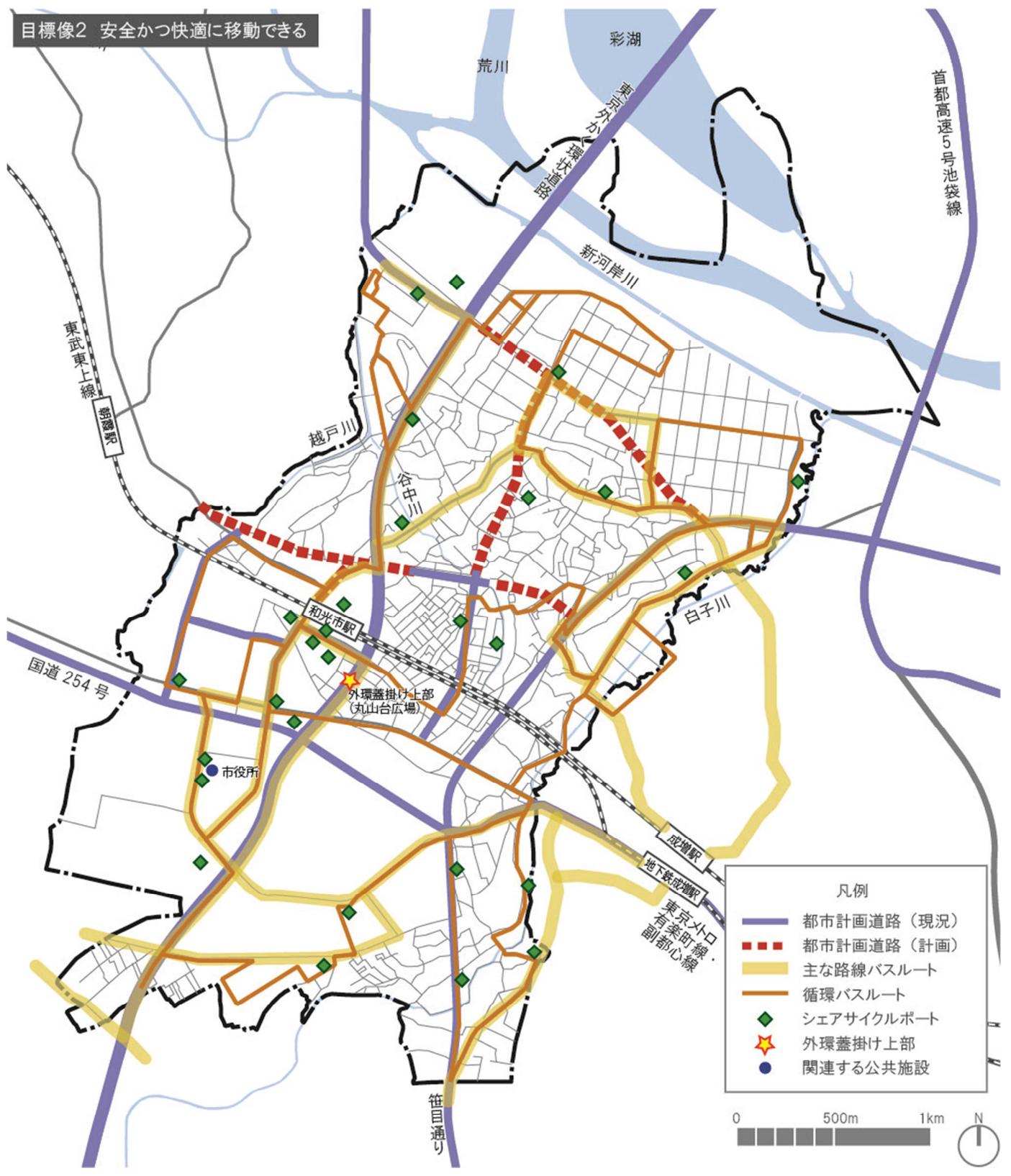
指標		現状値 (R1)	目標値 (R12)
人身事故発生件数	件	240 (H30)	150
都市計画道路の整備率	%	74.6	77.94
住み続けたいと思う理由として交通の便がよいことを挙げる市民の割合(市民意識調査)	%	70.1	80

私たちができることアイデア集 ～和光 100 年まちづくり会議からの提案～

- ・自転車など環境に優しい乗り物を活用します。
- ・信号無視をしない、ながら運転をしない、横一列になって歩かないなど、歩行者マナー・自転車マナーを守ります。
- ・車を運転する際は、歩行者主体であることを意識します。
- ・身近な人のちょっとした移動を手助けします。
- ・乗り物を活用した移動ボランティアに取り組みます。
- ・シェアリングエコノミーなどの発想に基づくサービスを有効活用していきます。
- ・送迎サービスなど、民間事業者の取組も活用します。
- ・より便利な交通手段のあり方に関心を持ちます。

【関連情報整理図】

目標像2 安全かつ快適に移動できる



施策 2-1 安全で快適な道路の整備

【施策の目標】

交通の要衝として広域的な交通需要に対応しつつ、市民の目線に合わせた道路整備と歩道の段差解消を行い、市民の利便性を高め、誰もが安心して歩けるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・道路整備実施計画に基づく拡幅整備では、地権者の合意形成などを進めていくことが必要です。
- ・交通量の増加により、市道の劣化の進行が速まっているため、計画的な補修・修繕が必要です。
- ・国道や県道を含め危険箇所が多く、歩行者等の安全性の確保が求められています。
- ・一般国道 254 号和光富士見バイパスが松ノ木島交差点まで完成することが見込まれる中で、生活道路への交通流入が増えていることから、松ノ木島交差点以南の早期整備が必要です。
- ・一般国道 254 号和光富士見バイパス延伸に伴う都市計画道路の変更によって、市内の都市計画道路や主要幹線の優先整備箇所の検討を行う調査など、見直しが必要となっています。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	計画的な道路整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備実施計画に基づきつつ、状況に応じて柔軟に整備を進めていきます。 ・計画的かつ効率的な道路補修など適切な道路や水路の維持管理を行っていきます。
②	環境に配慮した道路整備	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全技術による市道舗装補修工事を実施していきます。
③	安心・安全な歩車道整備	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の拡幅整備や段差の解消などで、交通弱者にやさしい歩車道の整備を図ります。 ・国道や県道についても、歩道未整備箇所があることから、歩行者等の安全が図れるよう関係機関に対し、要望を行います。
④	都市計画道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・一般国道 254 号和光富士見バイパスの都内延伸に合わせた市内都市計画道路網の優先整備箇所の検討など、見直しを行っていきます。 ・土地区画整理事業により計画的に整備を進めるとともに、優先整備路線については、街路単独の整備なども事業化できるように先行的に用地取得を進めます。

目標像2 安全かつ快適に移動できる

施策2-2 利便性の高い地域公共交通網の形成

【施策の目標】

地域公共交通の利便性を高め、市民が快適に市内外へ移動できるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・高齢者や障害者など、交通弱者といわれる方々の移動手段の確保が求められています。
- ・鉄道、バス、タクシーなどの民間交通事業者に対し、更なる安全性の確保や利便性の向上を働きかけていくことが求められています。
- ・市内循環バスを含めた総合的な交通対策を進める必要があります。
- ・鉄道、バス、タクシーだけでなく、次世代モビリティやMaaS（※）の取組も検討しながら、市内における都市基盤整備事業の進捗に合わせて、アクセスや立地の優位性を生かした都市間競争に対する方向性を打ち出す必要があります。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	鉄道及びバス利用者の利便性の向上	・利用者の安全性の確保、利便性の向上を図るよう民間交通事業者に対して要望を行います。
②	地域公共交通会議を通じた総合的な交通体系の改善	・民間交通事業者とともに設置する地域公共交通会議を通じて、交通不便地域の環境改善を含めた総合的な交通体系の改善を図ります。
③	新しい移動技術の活用検討	・次世代モビリティやMaaSを含めた新しい移動技術の活用を検討します。 ・シェアサイクルなど、民間と連携した交通手段の充実を進めます。
④	外環上部丸山台地区の活用	・外環上部丸山台地区について、各種調査や周辺状況等を踏まえ、有効利用方策の検討を行います。

※MaaS：Mobility as a Service の略で「マース」と読む。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段に関わる各手続きを一本化して提供する等、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとしてとらえる概念。

施策 2-3 交通安全対策の推進

【施策の目標】

安全な道路環境を整備し、道路利用者の交通安全に対する意識を高め、誰もが安全に道路を通行できるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・歩行者と自転車がすれ違う際に危険を感じる人が多い状況にあります。
- ・交通事故については、高齢者や自転車の事故が多くなっています。
- ・駅周辺における放置自転車の問題については、自転車利用者のモラルの向上が必要となっています。
- ・自転車駐車場については、様々なタイプの自転車に対応する必要があるため、既存の自転車駐輪場の改良などを検討していく必要があります。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	交通安全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none">・小学校での交通安全教育を行います。・自転車利用者や高齢者への啓発活動を進めます。
②	交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none">・警察、国・県道管理者及び市の三者による道路診断を実施し、事故原因を把握するとともに、事故の発生防止を図ります。・防護柵、反射鏡、街灯などの整備及び維持管理を行います。
③	放置自転車対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・自転車駐車を安全で快適に利用できるようにしていくことや放置自転車の定期的な撤去を行います。

目標像3 身の回りの生活上の不安が軽減される

【どのような姿を目指したいのか】

- ・災害や犯罪などへの対策が整っている
- ・身近な問題を気軽に相談できる窓口や相手があり、安心して生活できる
- ・差別などが無く、お互いの個性を尊重し合える

【主要な課題】

- ・水害時などの浸水や土砂災害などのリスクがある地域があります。
- ・悪徳商法や振り込め詐欺などの犯罪手口が年々複雑・巧妙となっています。
- ・転入転出が多いことなどから、地域コミュニティの中で、災害時などを含め、周りに相談できる人が少ない状況にある方が多く存在しています。
- ・市内における外国人住民の増加や、病気や障害、LGBT（※）など社会的マイノリティの多様化に伴い、より一層の配慮や相互理解が必要となっています。

【目標像に関するKPI】

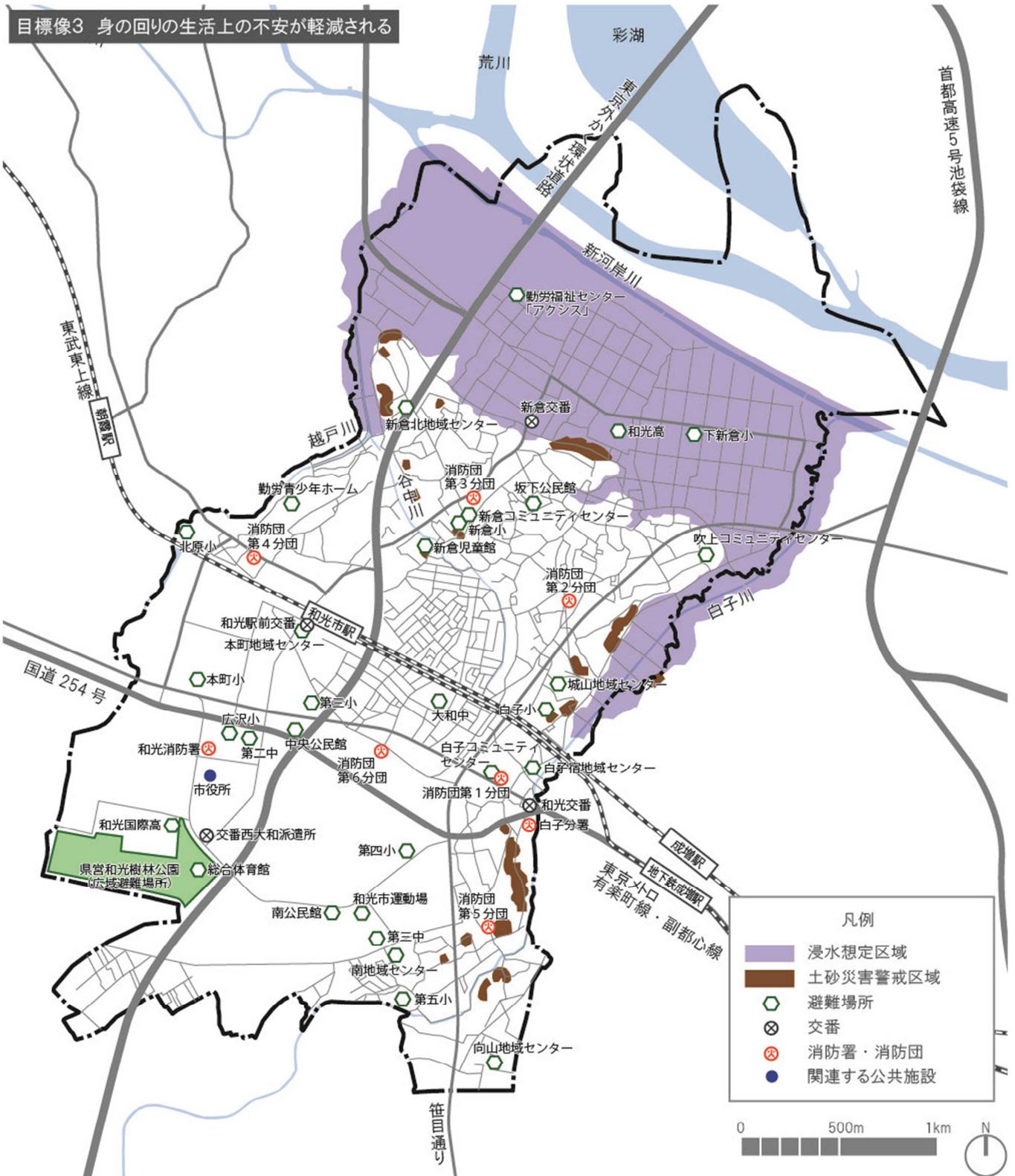
指標		現状値 (R1)	目標値 (R12)
「日ごろから防災対策を行っている」と回答した市民の割合(市民意識調査)	%	30	50
犯罪発生件数	件	526	470

私たちができることアイデア集 ～和光100年まちづくり会議からの提案～

- ・日常生活における身近なつながりを大切にします。
- ・多様な価値観や考えを尊重した人との関わりを心がけます。
- ・ヘルプマークを使って意思を伝えます。また、マークの存在を気かけます。
- ・困った時には積極的に声を上げます。
- ・困っている人に積極的な声かけを行います。
- ・困っている人に手を差し伸べる、おせっかい隊員になります。
- ・振り込め詐欺や災害情報に関心を持ち、周囲の人と共有します。
- ・地域の防犯のため、わんわんパトロールに参加します。
- ・地域で食事会やカラオケ会など、楽しい企画をします。

※LGBT：女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字をとった、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）の総称。

【関連情報整理図】



目標像3 身の回りの生活上の不安が軽減される

施策3-1 防災体制・消防支援体制の強化

【施策の目標】

災害時に市民一人一人が自助・共助の意識を持つとともに、防災・消防体制を強化することにより、市民が安心して生活できるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・地域住民間のコミュニティ意識が希薄化しており、地域における自主的な防災体制の強化が求められています。
- ・防災施設における備蓄品の計画的な整備や災害時の要配慮者対策が求められています。
- ・消防団がその力を十分に発揮できるよう、団員数の確保に努めていく必要があります。
- ・和光消防署白子分署や新倉防災倉庫の老朽化が進行しています。
- ・市内の南北における消防力のアンバランスを解消していくことが求められています。
- ・雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、台風やゲリラ豪雨等、水害への備えが重要になっています。また、要配慮者利用施設の洪水時避難対策を進めていく必要があります。
- ・国や全国市長会、災害時協定機関などからの災害時支援を円滑に受け入れるため、受援体制の整備が求められています。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	自助・共助の意識づくり	・災害時に自分の命や財産は自ら守り、住んでいる地域は近隣住民みんなで守るという自助、共助の意識を高めるための啓発を行っていきます。 ・地域防災組織などの活動援助を行っていきます。
②	防災体制の充実	・地域ごとの特性や災害の種類を考慮した防災訓練を行うとともに、各地域における自主的な防災体制の充実を図ります。 ・他自治体や国などの機関、民間などとの災害時応援協定の充実を図ります。
③	防災施設や情報伝達手段の計画的な整備	・新倉防災倉庫など、防災施設の計画的な更新を行います。 ・計画的な備蓄食糧の管理を行います。 ・災害用資材の整備を進めます。 ・災害時の情報伝達手段の確保を進めます。
④	災害時要配慮者対策	・災害時要配慮者に対する対策を検討していきます。 ・災害時要配慮者利用施設の洪水時避難対策を検討していきます。
⑤	消防体制の強化	・埼玉県南西部消防本部との連携強化を図ります。 ・消防団員数の維持に努め、消防団体制を強化していきます。 ・消火栓、防火水槽などの適正配置を図ります。
⑥	和光消防署分署の移設の検討	・和光消防署白子分署について、市北側エリアへの移設の検討に向け、埼玉県南西部消防本部との協議を進めます。
⑦	国民保護の措置	・警報の伝達や避難体制を整備します。

目標像3 身の回りの生活上の不安が軽減される

施策3-2 地域と連携した防犯対策の推進

【施策の目標】

地域と連携した防犯対策により、誰もが安全で安心して暮らせるまちにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・市民の防犯意識は高いものの、地域のコミュニティ意識が希薄化しつつあることを踏まえ、防犯対策の推進が求められます。
- ・振り込め詐欺やキャッシュカード手交型詐欺などの犯罪手口が年々複雑かつ巧妙となっており、特殊詐欺被害防止のための対策が必要です。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	地域の自主防犯体制づくり	・地域における防犯活動を推進します。
②	防犯意識の啓発	・市民への防犯意識の啓発を行います。 ・防犯に関する知識の普及や防犯リーダーの育成を進めます。
③	防犯体制の充実	・警察署や自治会などとの連携強化を図ります。 ・青色防犯パトロールカーや防犯灯設置など、地域での活動に対する支援などを充実させます。

目標像3 身の回りの生活上の不安が軽減される

施策3-3 消費者や市民が相談しやすい体制づくり

【施策の目標】

市民が賢い消費者の視点を身に付けられるよう「正しい知識と情報」を提供するとともに、日常生活の身近な相談窓口を設置して、適切な部署や専門家相談を案内し、安心して生活できる体制を整えます。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・市民における消費者被害に関する情報や知識に格差があるため、関係機関や消費者団体と連携を図りつつ、様々な情報の収集及び提供の機会を通じて、消費者への意識啓発を行うことが必要です。
- ・消費者被害が多様化しており、相談内容の難易度や件数の増加に対応するための体制の確保や相談員のレベルアップが必要です。
- ・各種相談窓口の存在を知らない市民が多い状況であり、更なる周知が必要です。
- ・近年、市民からの相談内容が複雑化しており、行政だけの解決が困難な相談が増えています。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	消費者への啓発及び教育の実施	・具体的な被害事例の紹介などにより、消費者被害を未然に防止します。 ・年齢層に応じた学習機会を充実させます。
②	消費者被害の防止に向けた関係機関との連携	・国民生活センターや県の消費生活センターなどと連携しながら、消費生活に関する情報収集を行います。 ・多様な媒体を用いた消費者被害に関する情報提供を行います。 ・消費者団体などと連携して情報共有を図りつつ、消費者被害の防止活動を行います。
③	消費生活相談体制の充実	・消費生活相談を広くPRします。 ・消費生活相談員の研修参加支援等により、相談対応能力の向上を図ります。
④	市民相談の充実	・広報紙や市ホームページなどを活用し、相談窓口の周知を図ります。 ・市民からの多様な相談に対応し、関係機関や関係部署へと適切につなげられるよう、相談体制の充実を図ります。 ・専門家による相談窓口（法律など）を開設して、市民生活の充実を図ります。

目標像3 身の回りの生活上の不安が軽減される

施策3-4 人権啓発・教育及び平和の推進

【施策の目標】

一人一人が差別は不当なものという人権意識を持ち、お互いの個性を尊重し認め合えるようにします。また、命の大切さや平和の尊さを市民とともに考え、平和な社会を実現します。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・人権問題の現状を市民や企業、市職員に十分に理解・認識してもらうため、講座などの参加者を増やす必要があります。
- ・人権相談や人権擁護委員について、より周知する必要があります。
- ・性別、年齢、障害の有無、国籍、人種などに関わらず、一人一人が個人として尊重される社会が求められています。
- ・平和事業については、毎年平和祈念事業を行って市民の意識の向上を図っていますが、平和祈念講演会は語り部の高齢化により、今後の在り方の検討が求められています。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	人権教育の推進	・市民や企業、市職員に対する人権学習機会を提供します。 ・教職員に対する人権問題への正しい理解を深める研修を充実させます。
②	人権啓発の推進	・啓発活動による市民の理解を促進します。 ・人権擁護委員と連携して地域における人権啓発活動を推進します。
③	人権相談体制の充実	・人権相談窓口を周知します。 ・関係機関との連携を深め、相談体制を充実させます。
④	多様性を認め合う	・LGBTなどの性的マイノリティや不当な差別をされている人に対して、適切な配慮と理解促進を図ります。
⑤	平和意識の向上	・平和について考える機会を提供します。 ・平和意識の向上を図る啓発活動を実施します。

目標像3 身の回りの生活上の不安が軽減される

施策3-5 男女共同参画社会の実現

【施策の目標】

市民一人一人が男女平等の理念を理解し、男女が社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会を実現します。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・家庭や職場において、性別による固定的な役割分担意識が解消されておらず、社会のあらゆる場における男女共同参画の推進が必要です。
- ・ドメスティック・バイオレンス、セクシャルハラスメント及び児童虐待については、被害者が多く存在することから、それらを人権侵害行為として市民が認識する必要があります。
- ・まちづくりの政策や方針の立案及び決定の場において、女性の積極的な参画を促進する必要があります。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	人権尊重と男女共同参画を進める意識づくり	・男女が社会のあらゆる場で個性や能力を十分に発揮できるよう、広く普及啓発を図ります。
②	配偶者等からの暴力の根絶	・ドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメント、児童虐待などの暴力根絶に向けた体制づくりを進めます。 ・被害者等が相談しやすい環境づくりを行います。 ・被害者の保護と自立支援を行います。
③	あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援	・女性の就労や起業への支援を図ります。 ・審議会等委員の男女比率の均衡を図ります。
④	男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備	・男女共同参画の視点に立った防災分野における取組を推進します。 ・地域活動などへの男女共同参画を促進します。

目標像 4 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ

【どのような姿を目指したいのか】

- ・子ども一人一人が、「自らをかけがえのない存在」という感覚を持っている
- ・子ども一人一人が、学習の大切さを自覚し、進んで学ぼうとしている
- ・子どもが、心身ともに健康に、自分らしく育つ権利である「子どもの権利」が保障されている
- ・子どもが放課後など、安心して居られる寂しくない居場所がある
- ・地域が、子どもたちの支えになっている

【主要な課題】

- ・都心で働く保護者が特に多い地域であるため、子どもの放課後の居場所の確保が重要になっています。
- ・昔と比べると地域のつながりが希薄になり、地域の大人が子どもに声をかけづらいなど、顔の見える関係を築きづらくなっています。
- ・白子小学校、新倉小学校のピロティ校舎及び第三小学校など学校施設の老朽化が進んでいます。
- ・大和中学校など、児童生徒数の増加に伴う狭あい化が課題となっている学校があります。
- ・プログラミング教育や英語教育など、新たな教育ニーズに対応する必要が生じてきています。

【目標像に関するKPI】

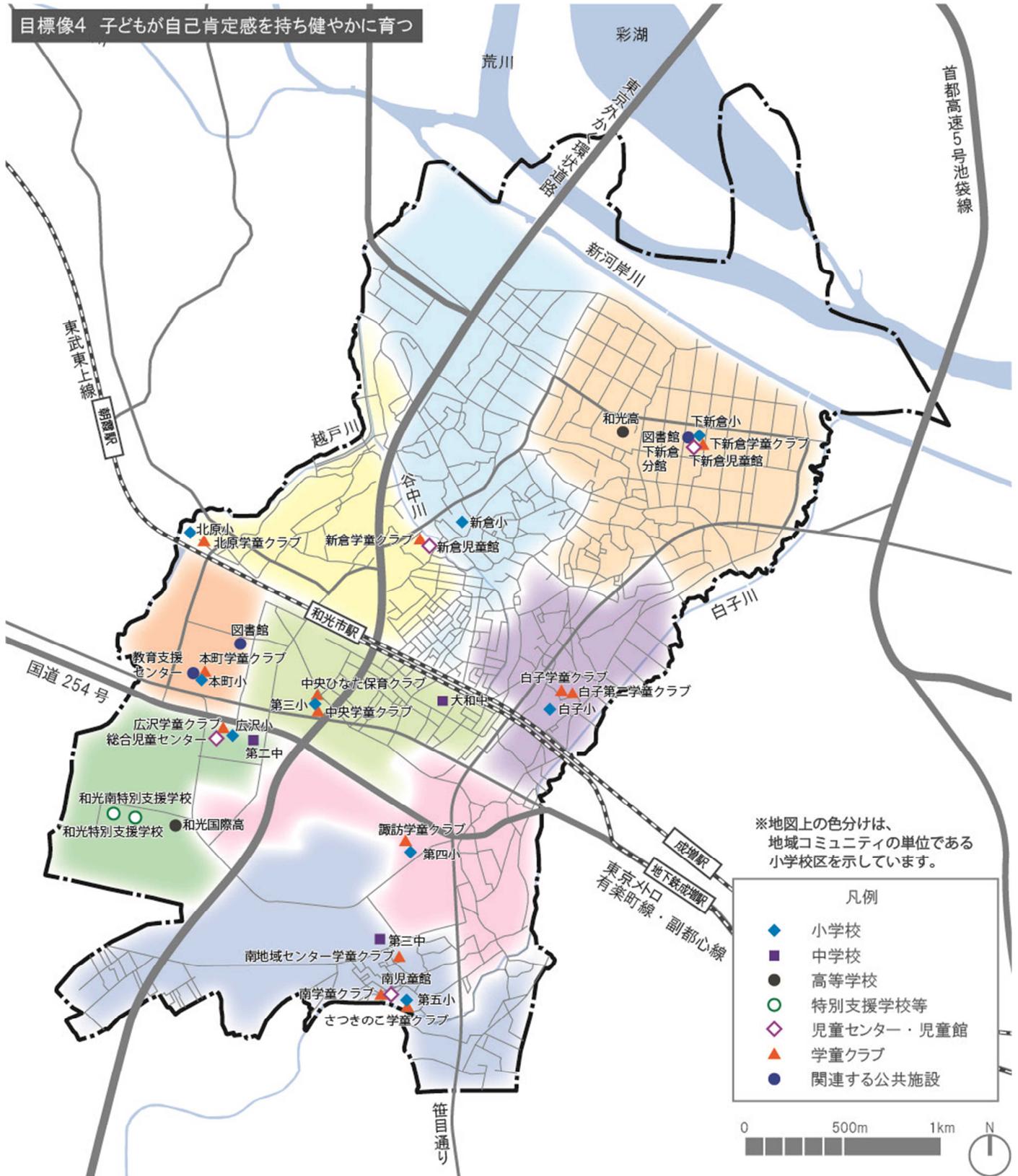
指標		現状値 (R1)	目標値 (R12)
「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童の割合(小学6年生)	%	75.8	85
「自分には、よいところがあると思う」と回答した生徒の割合(中学3年生)	%	73.2	80
「将来の夢を持っている」と回答した児童の割合(小学6年生)	%	80.6	85
「将来の夢を持っている」と回答した生徒の割合(中学3年生)	%	71.5	80

私たちができることアイデア集 ～和光100年まちづくり会議からの提案～

- ・子どもの主体的な学びや意志を尊重します。
- ・子どもの意見を受け止め、自主性を育みます。
- ・子どもの日常生活において、親、先生以外の大人と関わる機会を与えます。
- ・子どもに地域の歴史や自然に興味を持ってもらえるようにします。
- ・登下校の見守りや地域の子どもへの声掛けを積極的に行います。
- ・子どもの教育に関わるための知識を持ちます。
- ・学校以外の子どもの居場所づくり(自習室、部活動、こども食堂など)に協力します。
- ・職場体験や社会科見学など、子どもの学ぶ機会を提供します。

【関連情報整理図】

目標像4 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ



目標像4 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ

施策4-1 確かな学力と自立する力の育成

【施策の目標】

「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を図り、新しい時代に生きる児童生徒一人一人の学力や学習意欲を伸ばす教育を推進します。また、各学校段階に応じたキャリア教育や主権者教育などを、家庭や地域社会と連携して推進し、主体的に社会の形成に参画する力を育成します。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が必要です。
- ・学力向上支援教員による少人数指導など、各学校の実態に即した具体的な指導の充実が必要です。
- ・ICTを活用した教育やグローバル化に対応した外国語教育など、新しい時代に必要な教育の充実が求められています。
- ・伝統や文化を尊重し、郷土への誇りを育む教育の推進が必要です。
- ・社会の持続的な発展を生み出すため、一人一人が主体的に社会に関わっていけるようにすることが重要です。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	個の学力を伸ばす教育の推進	・国や県の学力・学習状況調査など、様々なデータ等を活用して、個に応じた指導の充実を図ります。 ・ティーム・ティーチングや少人数指導など、指導方法の工夫・改善に取り組み、各学校の実態に合った効果的な指導の充実を図ります。
②	次世代に求められる資質・能力の育成	・子どもたちに必要な資質及び能力を着実に育成するため、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図るとともに、カリキュラム・マネジメントの確立に努めます。 ・様々な本との出会いを大切に、読書活動の推進を図ります。
③	新しい時代に対応する教育の推進	・伝統、文化を尊重する態度を育み、グローバル化の進展に対応する力を育むため、外国語教育の充実を図るとともに、地域資源を活用し、郷土の偉人や歴史・風土などに関する教育の充実を図ります。 ・問題を発見し解決する能力や情報社会のルール等も含めた情報活用能力など、知識基盤社会を生きていくために必要な力を育成するとともに、Society5.0（※）の時代を見据え、ICTを活用した教育の充実を図ります。
④	社会の形成に参画する力の育成	・キャリア教育や主権者教育など社会的・職業的自立の基礎となる力を育成します。 ・SDGs（持続可能な開発目標）を達成するための取組など、持続可能な社会の担い手を育成します。

※Society5.0：第5期科学技術基本計画（2016～2020年度）において初めて打ち出された概念。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を融合させた取組により、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会を指す。

目標像4 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ

施策4-2 豊かな心と健やかな体の育成

【施策の目標】

子どもたちに思いやりの心や規範意識、望ましい勤労観や職業観など豊かな人間性や社会性を育むとともに、他者と協働して何かを成し遂げる力を育み、自己肯定感及び自己有用感を高めます。また、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎となる体づくりや規則正しい生活習慣の確立など、児童生徒の体力の向上や学校保健の充実を図るとともに、食育の推進を図ります。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・いじめをなくすための具体的な取組が求められています。
- ・非行や問題行動等に対して、学校が組織的に対応できるよう、日頃より校内の指導体制を組織し、整備しておく必要があります。
- ・自然体験や職場体験など、様々な人やものと触れ合う機会を生かした、生きた教材による教育を進める必要があります。
- ・道徳の教科化に伴い、各学校における道徳教育の充実が必要です。
- ・児童生徒の体力向上が喫緊の課題です。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	いじめや非行問題等に係る生徒指導及び教育相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策を推進し、いじめ問題の解決に全力を尽くします。 ・生徒指導や教育相談等、校内の指導体制を確立し、非行や問題行動等に組織的に対応できるようにします。
②	人権を尊重した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もがかけがえのない人間であるという確かな人権感覚を身に付けられるよう人権教育の充実を図ります。 ・児童虐待から子どもを守るため、学校において早期発見及び早期対応ができるよう、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待防止の取組を推進します。
③	情感豊かな心を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職業体験や農業体験など発達段階に応じた様々な体験活動を進めます。 ・「特別の教科 道徳」の教科化を踏まえ、発達段階に応じた道徳教育を推進します。 ・社会的自立に向け、規律ある態度の育成に取り組みます。
④	運動に親しみ、健やかな体を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・体力テストの結果を活用し、児童生徒一人一人の体力を確実に伸ばす教育に取り組みます。 ・運動部活動の充実及び持続可能な運営ができるよう、外部指導者の活用や活動時間等の適正化など、実態に応じた取組を進めます。
⑤	健康の保持増進と食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の実情や児童生徒の発達段階に応じ、計画的、効果的な学校保健活動を推進します。 ・子どもたちに望ましい食習慣を身に付けさせるため、家庭や地域と連携した食育を推進するとともに、学校給食の充実を図ります。

目標像4 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ

施策4-3 質の高い学校教育のための教育基盤の整備・充実

【施策の目標】

次代を担う児童生徒のより良き成長に資する、優れた教職員の育成及び確保及びICTをはじめとする教育環境の整備に努めるとともに、教職員一人一人の力が発揮できるよう、働き方改革を踏まえた学校の組織運営の改善に努めます。また、児童生徒一人一人の安全安心を確保するため、安全教育の充実に努めるとともに、通学区域の見直しや子どもを守る家の設置など、家庭や地域と連携した児童生徒の安全な環境の整備に努めます。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・教職員の人事評価制度を効果的に活用した人材育成が必要です。
- ・少子高齢化や教職員の働き方改革の問題などにより、教員採用試験倍率の低下が進み、優秀な教職員の確保が課題です。
- ・教職員の負担軽減に資する学校現場の働き方改革が必要です。
- ・世代交代が進み、優れた指導法の継承や若手とベテランの連携など、学校の組織運営の改善が求められています。
- ・児童数、生徒数の増減に伴う学校規模の適正化、それに伴う通学区域の見直しについて検討する必要があります。
- ・家庭や地域と連携した児童生徒の安全安心な環境整備の取組を進めることが必要です。
- ・児童生徒の学びの保障や新しい時代の学びに対応するため、ICT環境の改善の必要性が高まっています。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	教職員の資質及び能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の充実、優れた取組の共有等により、教職員一人一人の資質及び能力の向上に努めます。 ・教職員一人一人の工夫や努力が、よりよい学校づくりや児童生徒の成長につながり、やりがいとなってさらなる力を発揮できるよう、人事評価制度を活用した適正な人事管理に努めます。
②	働き方改革を踏まえた学校の組織運営の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における働き方改革を踏まえ、人材配置や役割分担、コミュニティ・スクールによる学校運営など校内の組織運営体制の改善を図ります。
③	学習環境等の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教材やICT環境など、Society5.0を見据えた児童生徒の学習の充実に資するための環境整備に努めます。 ・学校規模の適正化及び児童生徒の安全に配慮し、必要に応じて通学区域などの見直しをします。
④	児童生徒の安全安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校で学校安全に関する取組を計画的に行い、検証改善を伴いながら実効性のある取組を推進します。 ・子どもを守る家の設置など、家庭や地域と連携し、児童生徒の安全安心の確保に努めます。 ・交通指導員の適切な配置を検討していきます。
⑤	開かれた教育委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・教育現場の現状や課題を把握するため、毎月の定例教育委員会の開催以外にも、学校訪問や教職員との懇談会など、開かれた教育委員会の開催を検討していきます。

目標像4 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ

施策4-4 多様なニーズに対応した教育の推進

【施策の目標】

共生社会の実現に向け、特別な教育的支援を必要とする児童生徒等への指導等を充実させ、切れ目のない支援に努めます。また、子どもたちに係る様々な課題に具体的に対応していけるようにするため、教職員の専門性を高めるとともに、組織で対応できるよう、家庭や地域との連携も含めた学校体制整備にも努めます。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・外国籍の子どもの増加に伴った、支援体制の見直しが必要です。
- ・経済的に困窮している家庭の子どもたちへの学習支援が求められています。
- ・不登校の未然防止に係る取組及び不登校児童生徒への支援が必要です。
- ・一人一人の課題に寄り添った特別支援教育の体制整備が必要です。
- ・複雑化を増す家庭状況に対応した教職員の資質及び能力の育成と学校支援体制の確立が求められています。
- ・就学相談件数の増加に対応した就学相談体制の充実が必要です。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	特別支援教育の充実	・小中学校における特別支援学級や通級指導教室など、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援体制を整備していきます。 ・子どもたちが抱える具体的な困難に対応できるよう、研修等による教職員の専門性の向上に努めます。
②	経済的な支援等を必要とする子どもへの支援	・国や県と連携し、児童生徒に経済的な支援をしていきます。 ・家庭環境にかかわらず児童生徒の学力が保障されるよう、少人数指導や学力向上に係る指導に努めるなど、きめ細かな指導をしていくとともに、福祉等関係機関との連携を図っていきます。
③	不登校児童生徒への支援	・多様な学びの重要性を認めた教育機会確保法に基づく学びの在り方についての浸透を図り、不登校児童生徒への支援に努めます。 ・不登校の未然防止及び早期発見・早期対応を図るため、学校の教育相談体制の拡充や小中学校の連携強化を進めるとともに、教育支援センターの機能強化や連携による不登校児童生徒への支援に努めます。
④	外国人児童生徒など一人一人の状況に応じた支援	・帰国児童生徒や外国人児童生徒などが学校生活に円滑に適應できるよう、日本語指導の充実など教育支援の充実に努めます。 ・児童生徒の心情や取り巻く環境など、児童生徒一人一人が抱える困難に適切に対応できるよう、家庭や地域と連携して学校における教育支援の充実に努めます。

目標像4 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ

施策4-5 家庭や地域社会との連携・協働による教育の推進

【施策の目標】

各学校のPTAや保護者組織、学校応援団、コミュニティ・スクール等学校を支援する組織及び関係機関等との連携及び協働により、家庭や地域社会とともに歩む学校づくりを進めていくとともに、学校を核とし、地区社会福祉協議会など地域を支える組織と連携及び協働した地域学校協働活動を目指します。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・コミュニティ・スクールによる学校づくりを進める必要があります。
- ・PTAや保護者組織、学校応援団など、既存の学校支援組織による活動を支援することが必要です。
- ・各小学校区に設置を目指している地区社会福祉協議会との連携をより一層進める必要があります。
- ・様々な組織運営において、同じ人が様々な役割を担い、後に続く人がなかなか見つからず役割を担う人が固定化されたりするなど、様々な組織を担う人材確保及び人材育成に課題があります。
- ・学校、家庭及び地域それぞれにおいて、目標を共有し、幅広く地域住民等の参画の下これからの学校づくりへの理解を深めることが必要です。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	コミュニティ・スクールの推進	・コミュニティ・スクールによる学校づくりを推進するため、各学校における組織体制の整備及び充実を進めるとともに、情報提供や研修会の開催等による支援に努めます。
②	各学校におけるPTAや保護者組織、学校応援団等、学校を支える組織等との連携・協働	・各学校で様々な支援を行っていただいているPTAや保護者組織、学校応援団等、子どもたちの学びや成長を支える活動を推進します。
③	地域を支える組織や関係機関等との連携・協働	・社会福祉協議会や自治会等など地域の様々な団体や民間企業、関係機関と連携し、地域全体で児童生徒の学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」も視野に入れた各学校の在り方について検討していきます。

目標像4 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ

施策4-6 安全安心な学校施設の整備

【施策の目的】

児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるように学校施設を整備します。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・構造躯体及び非構造部材の耐震化は完了しましたが、校舎等の施設の老朽化対策が優先的な課題となっています。
- ・近年の猛暑により、教育環境の整備を図るため、空調設備が未整備の特別教室や体育館への対策が課題となっています。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	学校施設及び設備の整備と適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none">・「和光市小中学校個別施設計画」に基づき、既存学校施設及び設備の老朽化や快適な環境整備に対応した改築工事や長寿命化改修工事を検討していきます。・特別教室や体育館への空調設備整備を検討していきます。

目標像4 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ

施策4-7 児童や青少年の居場所づくり

【施策の目標】

児童が身近な地域で友だちと触れ合いながら安心して過ごすことができ、青少年が社会の責任ある一員として成長できるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・共働き世帯の増加や働き方の多様化により、放課後の子どもの居場所への充実が期待されています。各々の子どもの成長及び発達に適した多様な居場所の確保や子ども同士の交流が促進される安全安心な環境の整備が求められています。
- ・児童センター（館）や放課後の居場所では、子ども及び子育て家庭にとって身近な拠点として子どもの健全な成長及び発達を支援するほか、子ども及び保護者に対する相談機能も求められています。
- ・青少年が地域と関わる機会が減少している傾向があり、青少年育成活動に対する問題意識に地域差が見られるため、地域の実情に応じながら、地域に関わりやすい環境や仕組みによる青少年の育成が必要です。また、青少年を取り巻く課題に対し、地域資源の活用や福祉施策との連携が求められています。
- ・青少年育成団体、保護者に対して情報提供の充実及び問題の共有化を図ること並びに青少年育成団体等が中心となって活動する人材の育成及び確保が必要です。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	学童クラブとわこうっこクラブの一体型施設又は一体的な運営による放課後の児童の居場所づくりの推進	・新・放課後子ども総合プランに基づく、学童クラブとわこうっこクラブとの一体型施設又は一体的な運営により、放課後における児童の居場所の充実を図ります。 ・既存施設や小学校の教室等を最大限活用するなど、放課後の居場所を確保します。
②	児童や青少年の居場所づくり	・児童センター（館）や公園など公共施設等を活用し、児童や青少年が幅広く利用できる居場所づくりを行います。 ・児童や青少年が主体性を持ち、より良い居場所づくりに参画できるよう地域等と関わる仕組みづくりに取り組みます。
③	青少年健全育成活動の支援	・青少年活動団体や保護者に対し、研修や情報交換の場を提供します。 ・青少年が親や地域の人、異年齢も含めた友だちとコミュニケーションを図ることを目的とした事業を実施します。
④	児童・青少年に対する相談支援の強化	・学童クラブ及び児童センター（館）等の放課後の居場所において、児童や青少年が抱える困難や保護者が抱える子育てに対する不安が解消されるよう子育て世代包括支援センター等と連携した相談機能の充実に取り組みます。

目標像5 安心して妊娠・出産・子育てができる

【どのような姿を目指したいのか】

- ・子どもが欲しい人、子育てをしている人が、不安なく希望を持って子育てに向かうことができる
- ・子どもを安心して預けられる環境が整っている

【主要な課題】

- ・近年社会問題になっている児童虐待の問題等に適切に対応する必要があります。
- ・これまでもわこう版ネウボラを展開し、切れ目のない子育て支援を進めてきましたが、今後も個々の親子の課題に寄り添った支援を続けていく必要があります。
- ・保育ニーズを満たすため保育施設の確保を進めてきましたが、待機児童が一定数存在するなど、提供体制は充足しきれていません。
- ・保育士人材や用地の確保の制約などから、保育施設を急速に増加させることは困難な状況となっています。

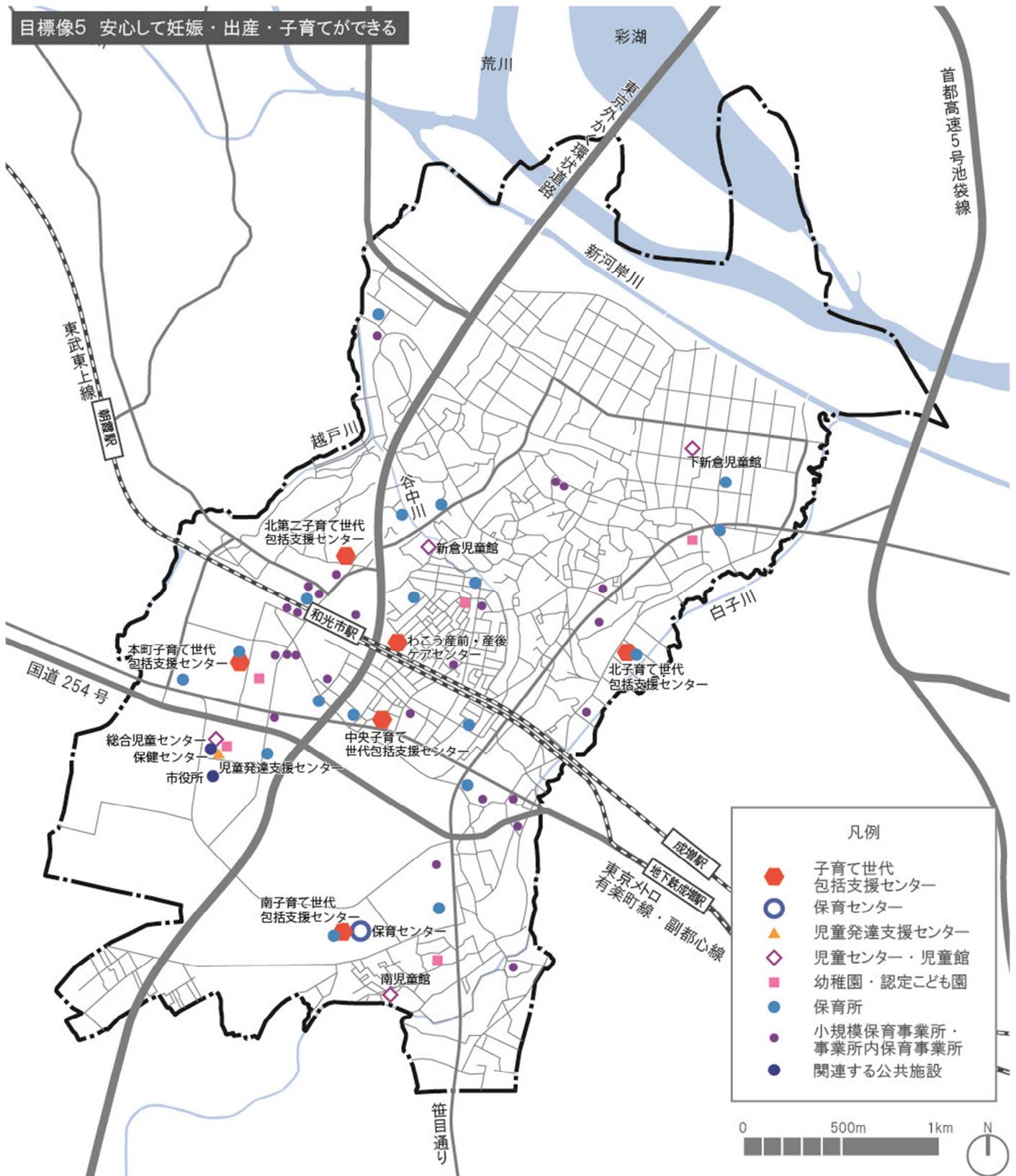
【目標像に関するKPI】

指標		現状値 (R1)	目標値 (R12)
和光市は総合的に見て「子育てしやすい」と感じる保護者の割合	%	39.1	45
「子育てを楽しんでいると感じることの方が多い」と回答する親の割合	%	62.7	68

私たちができることアイデア集 ～和光100年まちづくり会議からの提案～

- ・地域住民で子育て家庭に積極的に声掛けをします。
- ・子育て家庭同士でのつながりを増やし、子育てに関する情報交換をします。
- ・おせっかい（地域住民による子育て支援）キャラバン隊員になります。
- ・性別や年代を問わず、妊娠や出産について理解を深めます。
- ・働きながら妊娠・出産・子育てできるよう、お互いに配慮します。

【関連情報整理図】



施策5-1 出産や育児に希望が持てる環境づくり

【施策の目標】

子育て中の家庭の不安や悩みが解消され、身近な地域で安心して楽しく子育てができるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・複雑化、多様化する妊娠・出産・子育てに対し、切れ目のない支援が求められています。
- ・育児の自立に課題がある家庭については、育児だけでなく社会からの孤立や親の就労、家計の問題、親の心身の状態等についても課題のある場合が多いため、包括的な支援体制の構築と適切なチームケアが重要です。
- ・虐待の予防、早期発見及び適切な対応を行うために地域や関係機関との連携が求められています。
- ・ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、多制度多職種が連携した自立支援策が求められています。
- ・幼児教育・保育無償化以降の幼稚園の入園動向や預かり保育の状況を注視し、幼稚園への必要な支援を検討する必要があります。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制(わこう版ネウボラ)の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時の妊娠早期から子育て期まで継続して相談を行う母子保健ケアマネジャーや子育て支援ケアマネジャーを配置し、地域における切れ目のない妊娠・出産の包括的な支援を行います。 ・産前産後サービスを充実させるとともに、こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健診、各種相談事業の充実を図ります。
②	地域での子育て応援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と地域が相互に交流するきっかけとなる場を提供します。 ・地域での子育ての課題を共有し、解決に向けて取り組む保護者同士のサークルを育成し、その活動を支援します。
③	子育て家庭への経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭への医療費助成などを引き続き実施します。 ・ひとり親家庭の経済的自立を促進します。
④	児童虐待の予防・重度化防止の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭総合支援拠点の取組等により、虐待の予防、早期発見及び重度化防止の体制を強化し、適切な対応と介入を行います。
⑤	幼児教育への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の利用状況や幼稚園の意向を踏まえつつ、安定的に事業が提供できる環境を整えます。 ・幼児教育に関する取組について、幼稚園と連携を図り、適切な情報提供を行います。

目標像5 安心して妊娠・出産・子育てができる

施策5-2 子育てと仕事の両立支援

【施策の目標】

保護者が安心して子どもを預け、働き続けられるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・地域における子育てに関する課題を的確にとらえ、課題解決のための取組として、提供体制の基盤整備と質の向上を推進する必要があります。
- ・保育ニーズの多様化に伴い、子育てと仕事の両立支援に向けた取組の充実が求められています。
- ・幼児教育・保育の無償化による利用希望の増加等の影響に留意する必要があります。
- ・一時保育等について、より保護者が利用しやすくなるよう検討していく必要があります。
- ・多様な保育の運営主体に対して、新たな制度等の改変を周知徹底する必要があります。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	保育センターの設置	・保育施設間の情報共有及び連携の橋渡しをするとともに、市内保育施設（認可外保育施設を含む）の巡回支援や保育の質の向上のための研修内容及び教材の研究、更には在園児以外の子ども及び家庭に対する新たな事業の検討などを行う保育センターを設置します。
②	待機児童の解消など保育ニーズへの対応	・保育ニーズに対応した提供体制の基盤整備を進めていきます。
③	一時保育の整備	・一時保育について、保護者が利用しやすく安心して一時保育室を利用できるように、設備環境の整備を進めます。
④	保育施設等の質の確保	・法令及び関係条例等に定める各施設等に係る基準の周知徹底や指導監査を継続的に実施します。

目標像 6 高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる

【どのような姿を目指したいのか】

- ・高齢者の生活の質が高く、生きがいを持って、住み慣れた地域で暮らしている
- ・高齢になっても、自らの力を地域に生かせる
- ・家族介護者の身体的・精神的な負担が軽減されている

【主要な課題】

- ・本市は高齢化率は低いものの、高齢者数の増加に伴い、社会福祉関連経費の増加が続くことが予想されます。
- ・独居の高齢者が増えてきていることから、孤独死のリスクが高まっています。
- ・これまでも地域包括ケアシステムなど先進的な取組を進めてきましたが、今後も支援を要する方との関わりを深めていく必要があります。

【目標像に関するKPI】

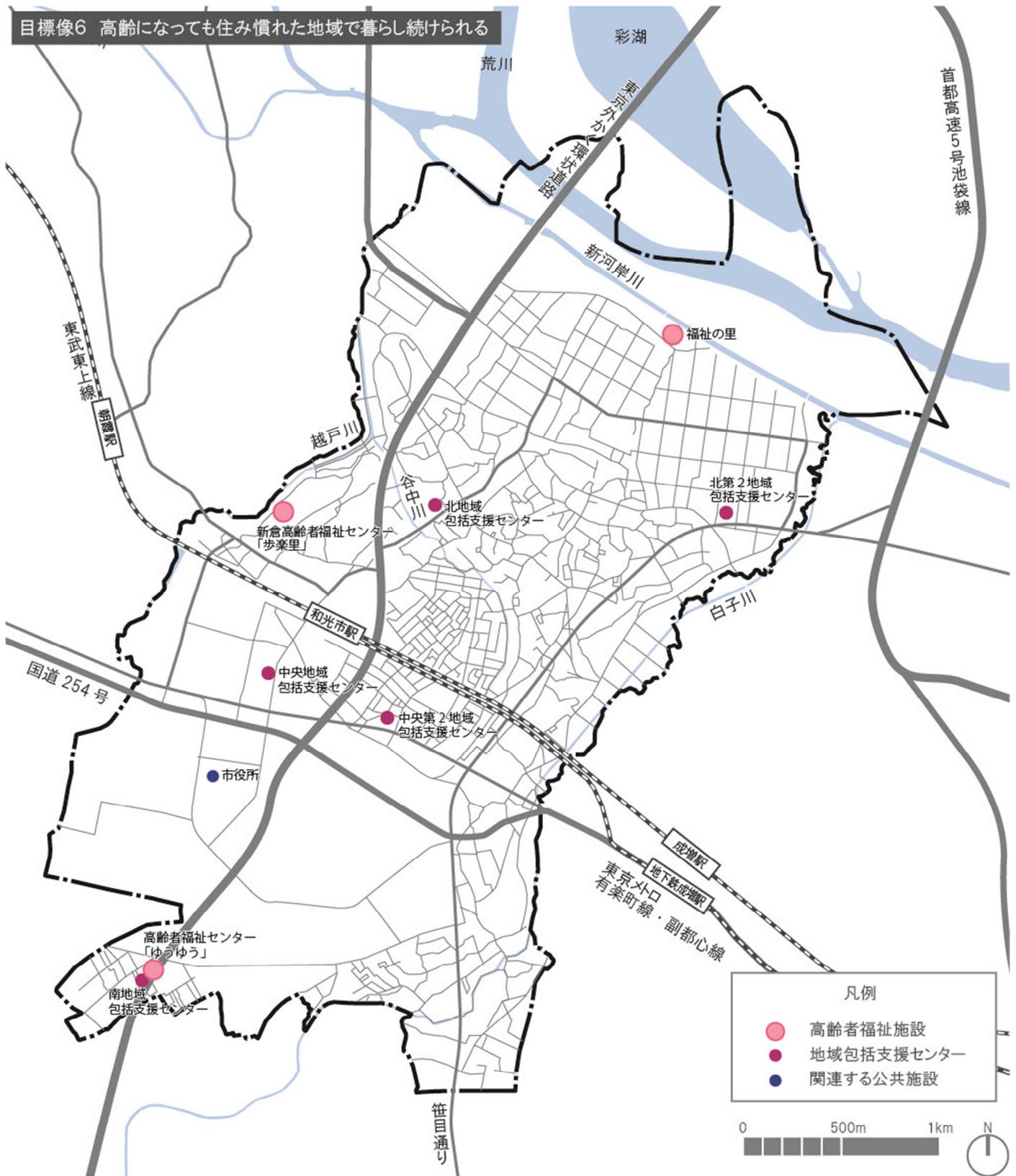
指標		現状値 (H30)	目標値 (R12)
65歳以上人口に占める要介護(支援)認定者の割合	%	10	10
65歳健康寿命(男性)	歳	18.4	20.9
65歳健康寿命(女性)	歳	21.4	23.8

私たちができることアイデア集 ～和光100年まちづくり会議からの提案～

- ・高齢者と積極的に関わりを持ち、世代を超えた交流をします。
- ・若いうちから加齢と老化に伴う問題を意識するようにします。
- ・自らの退職後の暮らし方（趣味作りや地域活動への参加など）について考えます。
- ・高齢になっても好奇心を持ち、好きなことにチャレンジします。
- ・介護予防のために日常でできることに取組みます。
- ・これまでの人生経験を生かし、地域に貢献します。
- ・民間企業や研究機関による医療介護技術の開発に関心を持ちます。

【関連情報整理図】

目標像6 高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる



目標像6 高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる

施策6-1 高齢者の生きがいと社会参加への支援

【施策の目標】

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で健康にいきいきと暮らせるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・就労形態を含めて、高齢者一人一人のニーズが多様化しています。多様なニーズを把握し、行政内外の関係機関と共有することが求められています。
- ・高齢者の生きがいづくりにつながる、生きいきクラブへの加入率やシルバー人材センターの登録者数は低い水準となっており、活動の場として十分に生かされていない状況です。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	地域社会活動への参加に対する支援	・地域でのイベントの機会などを活用し、世代間交流を推進していきます。 ・生きいきクラブへの加入を促進します。
②	高齢者の知識・経験の活用	・シルバー人材センター等と連携し高齢者の豊かな経験及び知識の活用を進めます。
③	民間事業者との連携	・公民連携により、新たな自助・互助サービスの創出をめざし、高齢化の進展に伴う多様なニーズに対応していきます。

目標像6 高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる

施策6-2 きめ細かな介護予防の推進

【施策の目標】

多くの高齢者が介護を必要とせず、できるだけ自立した日常生活を送れるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・高齢者の増加が見込まれる中、きめ細かな介護予防による高齢者の健康維持・増進の重要性が高まっています。
- ・高齢者が健康でいきいきと暮らしていくためにも、ハイリスク高齢者を早期にかつ的確に把握することが必要です。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	介護予防の推進	・介護予防サービスの積極的活用により、要支援者の今後の悪化（要介護への移行）の予防を図ります。
②	研究機関との連携	・特定国立研究開発法人理化学研究所（以下、理化学研究所）等との連携研究により、新たな介護予防について検討していきます。
③	コミュニティケア会議の推進	・個別のケアプラン等を総合的にコーディネートするコミュニティケア会議により、包括的な支援を行っていきます。
④	日常生活圏域ニーズ調査の実施	・65歳以上の全ての高齢者を対象に、日常生活圏域ニーズ調査を継続的に実施し、高齢者個別の課題を把握することにより、適切な個別支援のマネジメントを行うとともに、地域の課題を分析し、介護保険事業計画に反映させます。
⑤	地域に根ざした介護予防事業の創設	・身近な場所で、介護予防事業に参加できるようにしていきます。 ・自治会や地区社会福祉協議会等、住民主体の活動と連携して介護予防を行っていきます。

目標像6 高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる

施策6-3 高齢者の暮らしを支える仕組みの充実

【施策の目標】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・在宅介護の限界点を高めるためには、在宅介護と在宅医療の連携強化を図り、入退院時の効果的連携が個々の事業者や市民まで行き届くための仕組みが必要です。
- ・より高度な在宅支援のために、在宅医療や介護に関する人材の確保と育成が必要です。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	在宅介護における支援	・居宅サービス及び地域密着型サービスを充実させます。 ・介護ニーズに対する選択肢を拡大させます。
②	医療機関との連携	・在宅介護を支援するため、医療機関との連携を強化します。 ・コミュニティケア会議を通じ、施設や病院における入退院時の効果的連携を図ります。
③	認知症施策の充実	・認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、認知症サポーターとの連携など認知症施策の充実を図ります。
④	高齢者の住まいの確保	・高齢者の住まいについて、総合的な支援を進めます。
⑤	介護人材確保や介護者への支援	・介護人材の確保に努めるとともに、家族などの介護者の身体的・精神的負担を和らげるための支援を推進します。

目標像 7 誰もが自立した生活と社会参加ができる

【どのような姿を目指したいのか】

- ・ 障害者が社会参加や就労ができる
- ・ 障害者が生活をする中で困らない
- ・ 経済的に困っている人が将来への希望を持てる

【主要な課題】

- ・ 障害者の社会参加や就労に向けて、その前提として、不自由なく移動できる環境など、ユニバーサルデザインが必要となります。
- ・ 障害の種類が多様化しており、それぞれの態様に応じたきめ細やかな配慮が求められています。
- ・ 自立できない事情を抱える家族を養育する高齢者が深刻な生活上の課題を抱える「8050問題（※）」の顕在化が進みます。

【目標像に関するKPI】

指標		現状値 (H30)	目標値 (R12)
障害者就労者数	人	108	180
自立世帯数(生活保護)	世帯	13	15

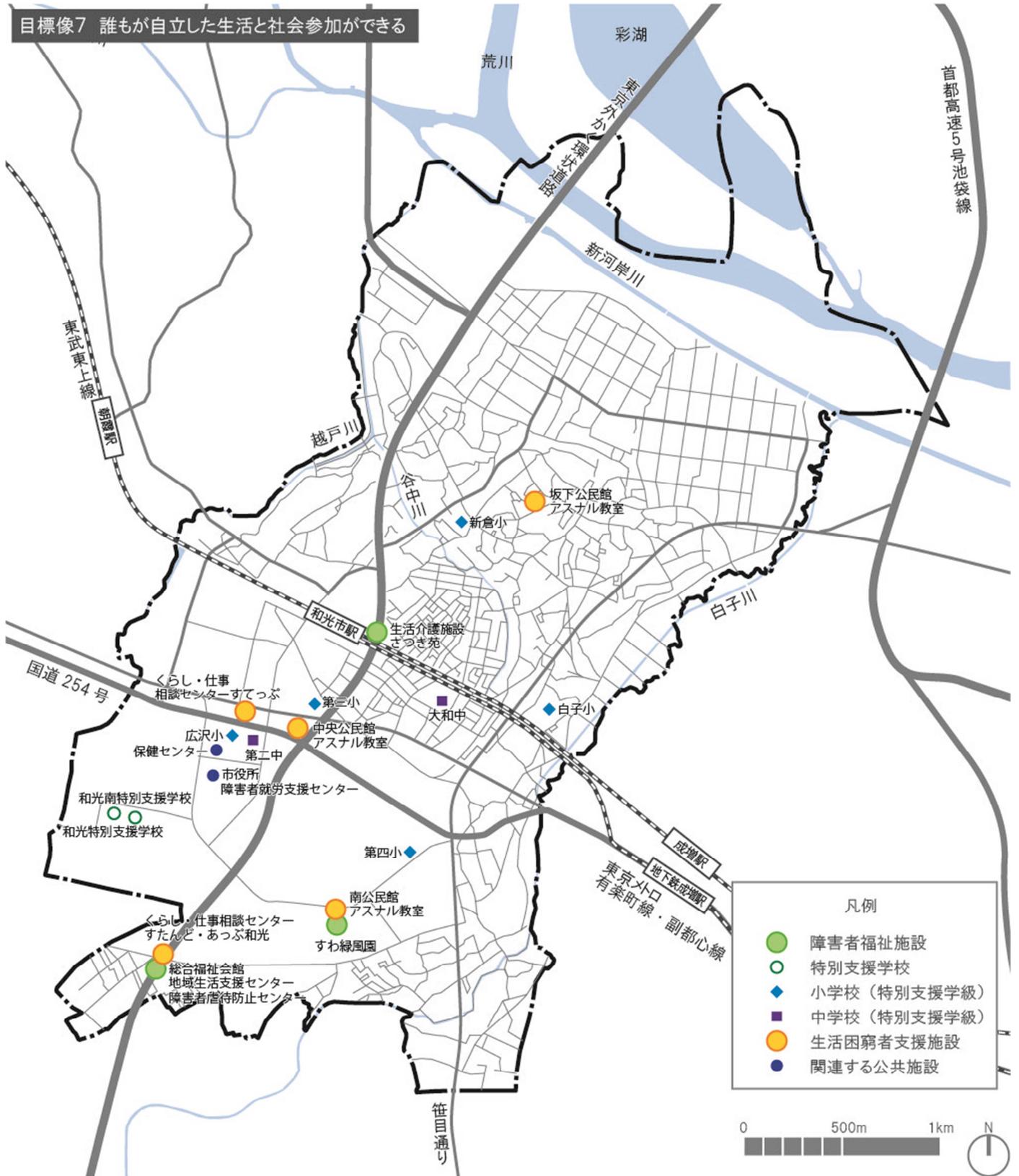
私たちができることアイデア集 ～和光100年まちづくり会議からの提案～

- ・ まずは一人一人がかけがえのない存在であることを意識します。
- ・ 他人への思いやりの心を持つよう心がけます。
- ・ 相手の気持ちに寄り添い、小さな一歩を応援するように心がけます。
- ・ やりがいを感じられることに積極的にチャレンジします。
- ・ 農福連携や障害者雇用を推進します。
- ・ 経済的困窮者への支援を身近なことから考えます。

※8050問題:「8050」とは、主に80代前後の親が50代前後の無職や引きこもりの子を養っている状態を指す。親子で社会から孤立し、病気や介護などにより親子共倒れになるリスクが指摘されている。

【関連情報整理図】

目標像7 誰もが自立した生活と社会参加ができる



目標像7 誰もが自立した生活と社会参加ができる

施策7-1 障害者が安心できる障害福祉の推進

【施策の目標】

障害者が安心して地域生活を送れるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・障害者の独居率が増加していることから、ADL（日常生活動作）（※）・IADL（手段的日常生活動作）（※）が低下した場合に、家族以外の者から支援を受けられるように、ハード・ソフト両面での支援整備が必要です。
- ・障害者の個別の身体状況及び家庭状況等に合わせて、障害福祉サービスに限らず真に必要なサービスを的確に提供するための体制を構築する必要があります。
- ・障害者の生活を市民、地域団体及び市を含む地域全体で支援する取組を拡充する必要があります。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	相談支援体制の充実	・地域生活支援センターを相談拠点とした市民、市及び関係機関などと連携の上、地域で安心して生活できるようサービス調整を図ります。
②	社会参加の促進	・スポーツ・レクリエーションなどの活動や各種福祉サービスを充実し、障害者の社会参加を支援します。 ・障害者就労支援センターを拠点として、市内企業、教育機関及びハローワークなどと連携を強化しながら、情報提供、相談から就職及び職場定着まで総合的な支援を行います。
③	地域での自立を支える生活支援の充実	・在宅支援、施設支援及び日中活動の場を充実させます。 ・緊急時や災害時に障害者の安全が確保されるよう総合的な支援体制づくりを進めます。

※ADL：Activities of Daily Living（日常生活動作）の略。日常生活を送るために不可欠な食事・更衣・移動・排泄・入浴などの基本的行動を指す。

※IADL：Instrumental Activities of Daily Living（手段的日常生活動作）の略。買い物や洗濯、家事全般、金銭管理、服薬管理、交通機関の利用などの動作・行動を指す。

目標像7 誰もが自立した生活と社会参加ができる

施策7-2 低所得者の生活の安定と自立への支援

【施策の目標】

生活に困窮する市民が健康的で文化的な生活を送れるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・ 支援を必要とする生活困窮者に対し、自立に向けた真に必要なサービスを提供するための支援体制及び仕組みを構築する必要があります。
- ・ 就労支援による就職後も継続して自立した生活を送れるよう支援を行うことが重要です。
- ・ 高齢者世帯の生活保護受給が増加しており、今後も増えていくことが予想されるため、対策が求められます。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	生活困窮者自立支援事業の実施	・ 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することができるよう適切な相談支援を行うほか、家計支援、就労支援及び学習支援など包括的な支援を実施します。
②	安定した生活に向けた継続的な支援の実施	・ 就労支援により就職に結びついた後も、安定した生活が継続できるよう職場への定着支援など必要な支援を行っていきます。
③	生活保護の適切な実施	・ 生活保護が必要な市民に対しては、生活保護法の趣旨に基づき適切に生活保護を実施します。

目標像 8 健康に日々を暮らしている

【どのような姿を目指したいのか】

- ・一人一人の意識と努力でみんなの健康が維持されている
- ・保健事業の推進などにより、医療費が適正に維持されている
- ・地域の医療環境が充実しており安心して暮らせる

【主要な課題】

- ・健康づくりは個人の意識に大きく委ねられるため、機会を捉えた継続的な意識づけが必要となります。
- ・国民健康保険制度の構造的な課題などにより、国民健康保険財政運営がより一層厳しいものとなる可能性があります。

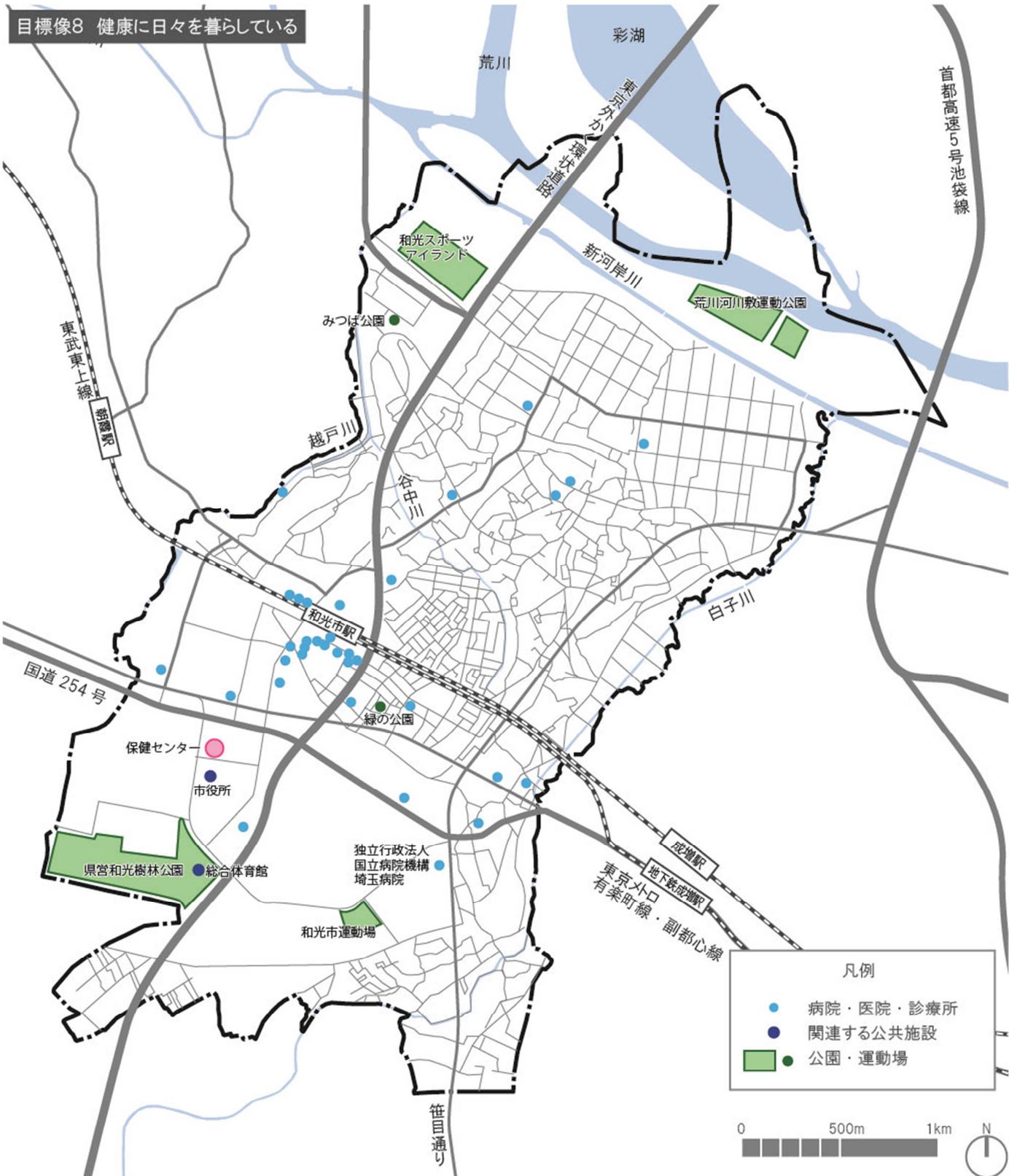
【目標像に関するKPI】

指標		現状値 (H30)	目標値 (R12)
特定健診受診率	%	45	60
がん検診(肺・大腸・胃・乳・子宮)精密検査受診率	%	81.9	90

私たちができることアイデア集 ～和光100年まちづくり会議からの提案～

- ・多世代との様々な関わり合いを積極的に増やします。
- ・毎日の適度な運動を心がけます。
- ・身近な自然を楽しみながら心の健康を維持するように心がけます。
- ・地域のスポーツイベント、クラブ活動などに関心を持ちます。
- ・歩数計やスマートフォンのアプリを使った健康管理を行います。
- ・運動を通して地域に貢献します。(ごみ拾い×ウォーキングなど)
- ・ラジオ体操やウォーキングの参加者が増えるきっかけづくりを考えます。
- ・事業者は社員や地域住民の健康づくりを応援します。

【関連情報整理図】



施策 8-1 一人一人に応じた健康づくりの推進

【施策の目標】

市民の健康意識を高め、予防や未病に向けた取組を通して、生涯にわたり健康で元気に暮らせるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・誰もがより長く元気に活躍できるよう市民一人一人の健康意識を高め、個々の心身の状況に応じ運動習慣を身に付けることが求められています。
- ・市民の健康意識の向上に対応し、各種健診の未受診者やがん検診未受診者に対する情報提供や受診勧奨などのアウトリーチ的な取組による疾病予防及び生活習慣病の予防対策の充実が一層求められます。
- ・健康づくりの観点から、子どもだけではなく、成人及び高齢者を対象とした食育の取組が必要であり、食育に関する情報を広く市民に共有することが求められます。
- ・厚生労働省の自殺総合対策大綱によると、年間の自殺者数は減少傾向にありますが、非常事態は未だ続いています。自殺はその多くが「追い込まれた末の死」であることから、誰も自殺に追い込まれることのないよう、地域レベルでの取組が求められます。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	総合的な健康づくり対策	・ライフステージに応じた総合的な健康づくりを推進します。
②	各種健診及びがん検診の充実	・各種健診やがん検診の受診勧奨を推進します。 ・未受診者に対する情報提供や受診勧奨など、アウトリーチ的な取組を推進します。
③	食育の推進	・ライフステージ及び健康度に応じた食育を推進します。 ・食に関する知識の普及に併せて、個々に応じた減塩・減糖・減脂を主とした生活習慣病予防を推進します。 ・公民連携による地域における食育を推進します。
④	自殺対策の推進	・自殺のリスクを有する方を早期に発見・支援するための取組を推進します。 ・自殺予防のための相談窓口の充実や自殺に関する理解の促進に取り組みます。

施策 8-2 地域との連携による保健・医療体制の充実

【施策の目標】

関係機関と連携し、地域の保健・医療環境の適正化と充実を図り、必要とする人に保健・医療が届くようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・市民の健康づくりに寄与するためには、引き続き、保健・医療に関する情報を集約し、適切に情報発信していくことが求められます。
- ・医療機関などとの連携を深め、医療体制の充実を図ることが必要です。
- ・重複受診や頻回受診を控えるなど適正受診の必要性についての啓発が必要です。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	保健や医療に関する情報提供	・広報やホームページ、冊子などを活用して、保健・医療に関する情報を積極的に発信し、適正受診の必要性についても啓発していきます。
②	関係機関との連携による医療体制の充実	・朝霞地区四市、朝霞地区医師会及び朝霞地区歯科医師会などとの連携協力を強化していきます。 ・医療機関との連携強化を図っていきます。

施策 8-3 国民健康保険及び国民年金の適正な運営

【施策の目標】

病気やけがをしたときに、誰もが必要な医療を受けられるとともに、老後の暮らしや事故などで障害を負ったときにも、安心して暮らせるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・被保険者数の減少傾向が続く中、一人当たり医療費は増加傾向にあるため、医療費適正化に向けた取組を引き続き行う必要があります。
- ・高血圧、糖尿病及び腎不全等の生活習慣病が高額療養費の上位を占めており、生活習慣病への対策を継続する必要があります。
- ・国民健康保険制度の県単位化に伴い、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、県と連携を図りながら、事務を標準化する必要があります。
- ・国民健康保険制度の安定的な運営を行うため、保険者努力支援制度による交付金等の公費の獲得に努めるとともに、定期的に保険税を見直す必要があります。
- ・国民年金を含めた社会保障制度の周知、被保険者等が行う手続及び窓口相談について適切に対応することが求められています。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	生活習慣病の発症・重症化予防	・特定健診、特定保健指導等による生活習慣病の発症予防及び生活習慣病重症化予防事業、生活習慣病リスク改善対策による病気の重症化予防に重点的に取り組みます。
②	国民健康保険財政の健全化	・適正受診やジェネリック医薬品の普及啓発などを実施し、医療費の適正化を図ります。 ・国民健康保険財政の将来の見通しと国民健康保険財政調整基金残高を勘案し、3年毎に保険税率の見直しを行い、適正な保険税率を設定します。 ・「保険者努力支援制度」や「特別交付金（県繰入金）」などの評価指標を踏まえた事業の実施により、補助金の獲得に努めます。
③	国民年金の普及	・パンフレットの窓口配付、広報紙及び市ホームページ等による情報提供を適切に行います。 ・国民年金に関する相談等の更なる充実に努めます。

目標像 9 いきいきと仕事をし続けられる

【どのような姿を目指したいのか】

- ・個人商店など市内の商工業に活気があり、まちの魅力がある
- ・農地が適切に保全され、農ある暮らしを楽しめる
- ・本市の立地を生かした産業が発展し、まちが元気である
- ・市内で起業することや、事業を承継することができる
- ・働きたい人が、仕事を見つけ、働くことができる

【主要な課題】

- ・埼玉県が進める一般国道 254 号和光富士見バイパスの延伸計画の進展に伴い、和光北インター地区の東側においても産業拠点としての整備を望む声が多くなっています。
- ・理化学研究所など知の集積といえる機関が立地していることから、それを生かした産業振興を進めていく必要があります。
- ・地域コミュニティにおける様々な場面をこれまで支えてきた小規模事業者が少なくなってきました。
- ・都市化の進展や担い手不足等により農地が減少しています。
- ・市内で起業を希望する人が適切な不動産を確保することが難しい状況です。
- ・市内に魅力的なお店がもっとあると良いと思っている市民が多い状況です。
- ・新型コロナウイルス感染症対応に伴い、市内企業等の経営に重大な影響が生じています。

【目標像に関するKPI】

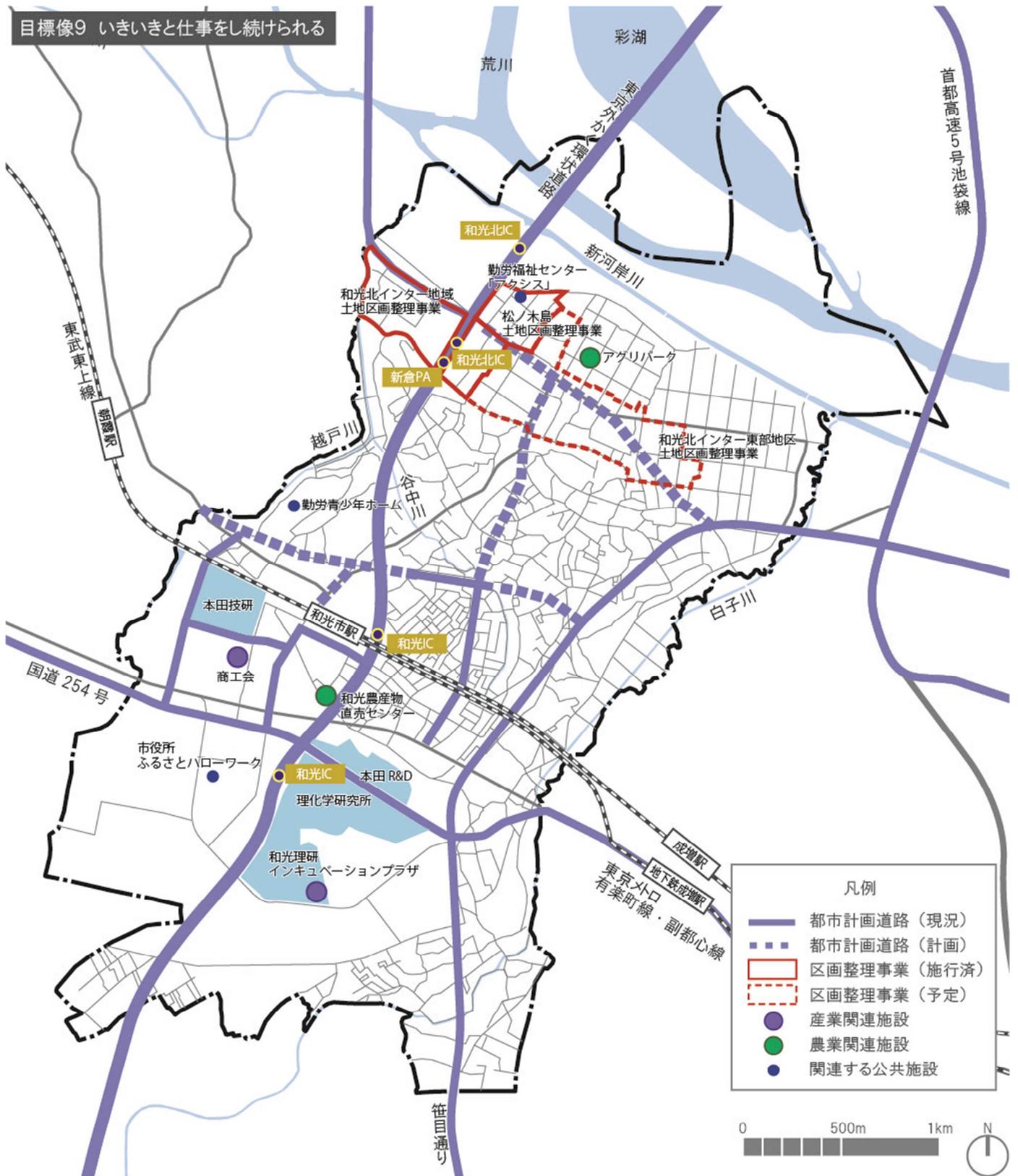
指標		現状値 (R1)	目標値 (R12)
和光市企業市民認定件数	件	158	168
認定農業者数	人	40	44
和光北インター東部地区土地区画整理事業整備率	%	0	100

私たちができることアイデア集 ～和光 100 年まちづくり会議からの提案～

- ・新しいお店を歓迎し、応援する気持ちを持ちます。
- ・積極的に地場産品を購入、消費します。
- ・求人情報や就労相談窓口などに関心を持ちます。
- ・ちょっとした仕事を高齢者にお願いできるようにします。
- ・介護や子育てをしながら働くなど、多様な働き方に対応します。
- ・事業者間の連携で新しいものを生み出します。
- ・事業者は、地場産品に付加価値をつける取組を考えます。

【関連情報整理図】

目標像9 いきいきと仕事を続けられる



施策 9-1 交通の利便性を生かした産業拠点の創出

【施策の目標】

先端的な研究・開発施設や物流関連施設等を集積し、交通の利便性に優れた新たな産業拠点を創出します。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・一般国道 254 号和光富士見バイパス及び東京外環自動車道の延伸計画の進展に伴い、和光北インター地区の東側においても産業拠点としての整備を望む声が高まっています。
- ・土地区画整理事業による新たな産業拠点の整備に当たっては、近隣住民の生活環境に配慮する必要があります。
- ・市内研究機関が有する豊富な知的財産の更なる活用や新たな産業拠点への企業誘致を進めていく必要があります。
- ・進出企業への安定的な雇用を確保するために、交通利便性の向上や働く人が利用する利便施設の誘致について配慮が必要です。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	和光北インター東部地区における産業拠点の整備	・一般国道 254 号和光富士見バイパスの延伸を受けて、沿線地域の一体的な整備を進めるため和光北インター東部地区土地区画整理事業を推進し、新たな産業拠点を創出します。
②	地区計画の活用による良好な環境形成	・地区計画を活用し、産業拠点として適切な土地利用の規制及び誘導を行うとともに、周辺地域の生活環境に配慮した良好な環境の形成を図ります。
③	関係機関との連携による企業誘致	・新たな産業拠点における市内企業等の創業及び新事業展開を推進するため、関係機関や和光理研インキュベーションプラザと連携して企業誘致を進めます。
④	生活利便施設の誘致	・雇用確保を推進するため、生活利便施設の誘致を推進し、就業地として賑わいを創出します。

目標像9 いきいきと仕事をし続けられる

施策 9-2 中小企業・小規模事業者の育成支援

【施策の目標】

個人商店をはじめとする中小企業等が安定した経営を保ち、事業を承継できるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・大規模小売店などの大企業への利用者流出や後継者がいないなどの理由により、個人商店など小規模の事業者が廃業していることから、小規模事業者向けの新たな施策を打ち出す必要があります。
- ・産業振興条例に基づき、各種産業振興施策の展開について、和光市商工会との更なる連携を図っていく必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症対応に伴い、市内企業等の経営に重大な影響が生じています。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	中小企業等の経営支援	・市内中小企業等の経営支援を充実させます。 ・創業者支援及び事業承継支援を充実させます。
②	経営安定化につながる支援の充実	・和光市商工会など関係団体と連携し、経営指導やビジネスマッチングなどの支援を実施していきます。
③	市内企業の地域貢献の推進	・産業振興条例に基づき、商工会への加入促進や企業市民制度の活用などを通じて市内企業の地域への参画・貢献を促進します。

目標像9 いきいきと仕事をし続けられる

施策 9-3 魅力ある新たな産業の創出

【施策の目標】

市内研究機関の技術等を市内企業が利活用することができる仕組みを構築することにより新たな産業の創出を支援し、市内産業を活性化します。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・和光理研インキュベーションプラザから卒業する企業の市内定着が進んでいない現状があるため、市内での定着と事業展開を図ることができるよう支援を行っていく必要があります。
- ・理化学研究所など知の集積といえる機関が立地していることから、それを生かした産業振興を進めていく必要があります。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	理化学研究所など市内研究機関等が有する技術等を利活用した新産業創出	・理化学研究所など市内研究機関等が有する豊富な技術や研究成果を市内企業が利活用することができる仕組みを構築して、新産業の創出を目指します。
②	和光理研インキュベーションプラザの運営支援の充実	・和光理研インキュベーションプラザの入居企業に対する経営支援を充実させるとともに、市内への定着を図ります。
③	関係機関との連携による新たな産業創出	・新産業の創出に向け、国、県及び和光市商工会などとの連携を強化していきます。

目標像9 いきいきと仕事をし続けられる

施策 9-4 都市農業の推進と担い手の育成

【施策の目標】

農業の担い手を支援し、優良農地を保全及び活用するとともに、様々な機会を通じて、市民が農業への理解を示し、関心を深めるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・ 農業従事者数が年々減少しているため、担い手の育成や確保が求められています。
- ・ 耕作放棄地を防ぐため、農地利用の最適化や多面的機能の発揮が求められています。
- ・ 和光産農産物の販売力を強化するためには、農産物の付加価値の創造や多様な販路の確保が求められています。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	農業の担い手の育成と支援	・ 認定農業者などの担い手を育成及び確保していきます。 ・ 農用地の効率的利用に向けた、担い手の利用集積を図ります。
②	誰もが参加できる農業体験の促進	・ 農業者や農業者団体と協力・連携し、様々な形態での農業体験機会を充実させます。
③	市民農園の充実	・ 市が設置する市民農園の充実を図ります。
④	地場農産物提供の支援	・ 消費者が地場農産物を手軽に購入できる機会や場を充実させます。

目標像9 いきいきと仕事をし続けられる

施策 9-5 就労支援対策の推進

【施策の目標】

市民の就労意識を高め、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら、豊かな生活が送れるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・求職者に対する就職に役立つ知識や求人情報の提供だけではなく、短時間勤務や在宅勤務等、多様な労働環境や就業形態に対応した新たな就労支援のあり方について検討が求められています。
- ・市が行う就職支援に関する自主事業の講座については、就業形態の多様化や求められるスキルの高度化を踏まえた、積極的な就労支援施策が求められています。今後は、就労支援施策が就職やキャリアアップ等の成果につながるよう、新たな就労支援の在り方を検討する必要があります。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	関係機関との連携による情報提供	・ふるさとハローワークなど、関係機関との連携を図り、市内や近隣地域における事業所の最新求人情報を提供します。 ・和光市商工会との連携を図ります。
②	事業者への意識啓発	・事業者に対して、多様な雇用形態の導入に向けて取り組むよう働きかけます。
③	就労意欲の向上や職業能力のスキルアップ	・就職に役立つ講座などを開催していきます。
④	優れた技能・技術等の普及と推進	・優れた技能や功績を持った勤労者を顕彰することにより、勤労意欲の向上と技能・技術の高度化により、市内産業の振興を図ります。

目標像 10 趣味などを通して充実した時間を過ごせる

【どのような姿を目指したいのか】

- ・みんなが趣味やスポーツなどを通して充実した人生を送っている
- ・趣味やスポーツを始めたい人が、きっかけに出会える

【主要な課題】

- ・市主催の企画のほか市民主催の企画などを含め、市民が参加できる様々なイベントが開催されていますが、場所や日時などの都合で参加しづらかったり、開催情報が十分に行き届かなかったりして、活動に参加しない市民が多いです。
- ・長年活動されている市民団体においては構成員の高齢化が進むことで、活動等を牽引する担い手が不足するようになっていきます。

【目標像に関するKPI】

指標		現状値 (R1)	目標値 (R12)
過去1年間に、市民文化センターや公民館、コミュニティセンターを利用したことがある人の割合 (市民意識調査)	%	36.1	45
スポーツ施設の延べ利用者数	人	515,438 (H30)	536,211

私たちができることアイデア集 ～和光100年まちづくり会議からの提案～

- ・同じ趣味を持つ人を探し、集まれる機会をつくります。
- ・個々の市民団体の強みを生かした活動を展開します。
- ・SNS(※)、広報、イベントなど様々なツールを活用し、地域の情報に関心を持ちつつ、情報発信も行います。
- ・市民団体への新規参加者勧誘に力を入れます。
- ・スポーツ大会の企画など、切磋琢磨できる工夫を考えます。
- ・スポンサー(資金援助や場所提供など)として地域活動を応援します。
- ・空家、公共施設、緑地など、既存の空間を有効活用した活動を行います。

※SNS : Social Networking Service の略。社会的なネットワーク作りをオンライン上で行えるサービスを指す。

目標像10 趣味などを通して充実した時間を過ごせる

施策 10-1 生涯学習の振興

【施策の目標】

市民の多様なニーズに対応した学習機会を提供し、市民が自主的・自発的な学習活動を行い、学んだことを地域で生かせるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・生涯学習活動を充実させていく上で、生涯学習の市民への浸透が十分ではなく、地域に潜在する社会教育資源や人材の発見、育成及び有効活用が求められています。
- ・活動団体の構成員の高齢化やメンバーの固定化、また登録団体が年々減少していることから、若い年齢層の参加及び利用団体の促進を図る必要があります。
- ・生涯学習講座などに関して、学習者の年齢層に偏りがあり、生涯学習の意義からより幅広い世代の参加が求められています。
- ・社会教育施設については、施設及び設備の老朽化に伴い、市民の方が安心安全に利用できる環境にするため、計画的に修繕を行うことが求められています。
- ・図書館については、蔵書の充実や情報化への対応など、市民の多様化するニーズへの取組や、全ての子どもたちが本に親しむことができる環境づくりが求められています。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	市民の主体的・自主的な学習活動の支援	・地域の社会教育資源や人材の発見、育成及び有効活用を推進します。 ・指導者や生涯学習に関する情報の確保及び提供を行い、活動団体に対する支援を充実させます。
②	社会教育施設の充実	・誰もが利用しやすい施設の管理運営を行います。
③	生涯学習に関するネットワークの構築と活用	・公民館、図書館及び新倉ふるさと民家園並びに市内研究機関や提携大学などと生涯学習に関するネットワークを構築し、情報の収集、共有及び発信を進めます。
④	多様な市民ニーズに対応した講座の企画・開催	・多様な市民ニーズや現代的課題に対応した学習機会の創出及び充実を図り、諸活動を担うファシリテーターの育成に努めます。 ・各公民館において、受講者とともに地域のつながりができる講座を充実させます。 ・市民大学等の機会を通じて、地域課題解決につながる講座を充実させます。
⑤	図書館機能の充実	・地域コミュニティを支える情報拠点を目指し、図書館機能を充実させます。

目標像10 趣味などを通して充実した時間を過ごせる

施策 10-2 創造的な文化の振興

【施策の目標】

文化活動を行う市民の自主性が尊重され、創造的な文化活動が活発になるとともに、市民が郷土に愛着を持てるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・市民に対して、広く文化に触れる機会を市民文化センターなどにおいて提供していますが、更に、市民の自主的な文化活動を促進させていくことが求められています。
- ・本市の地域文化資源が市民に広く知られていないため、より多くの人に認知されるような取組が必要です。
- ・行政と市民、地域の文化団体及び企業などが協働した文化活動にも力を入れていく必要があります。
- ・文化芸術の振興において、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育及び産業などの各関連分野における施策に取り込んでいく必要があります。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	市民による自主的で創造的な文化活動の支援	<ul style="list-style-type: none">・多種多様な文化活動、発表及び創作の場の充実を図ります。・文化活動に関する相談体制を整備し、市民の文化活動を支援します。・文化に関する専門的人材を育成する機会を提供します。
②	文化に触れる機会の提供及び文化交流の推進	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児から高齢者まであらゆる世代に対して文化に触れる機会を提供するとともに、文化団体間交流などを推進します。・市民文化センターへの来場が難しい方も含めて様々な文化に触れる機会を創出するためのアウトリーチ事業を推進します。
③	地域文化資源の顕彰、発信及び活用	<ul style="list-style-type: none">・本市が誇る文化人や伝統芸能を顕彰するとともに、積極的に活用及び発信していきます。・新たな地域の魅力を発掘し、文化振興の素材として積極的に活用及び発信していきます。
④	文化施設の適正な整備・活用	<ul style="list-style-type: none">・市民の文化振興の中核施設である市民文化センターを利用者が安全で快適に利用できるよう、整備及び充実に努めます。

目標像10 趣味などを通して充実した時間を過ごせる

施策 10-3 スポーツ・レクリエーション活動の推進

【施策の目標】

市民が身近な場所でスポーツ・レクリエーションに親しみ、自主的に取り組めるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・既存施設の老朽化・劣化が進んでおり、年々増加するスポーツ施設利用者の要望に応えるため、スポーツ・レクリエーション活動のための場所の計画的な維持・管理が求められています。
- ・スポーツ・レクリエーションの参加状況は、その内容によって参加者の年齢層に偏りがあり、幅広い世代に対するスポーツ・レクリエーション活動への参加意識を高めるための取組が求められています。
- ・多種多様な事業を展開していくための体育団体の担い手が不足しているため、担い手の確保が求められています。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	スポーツ施設の利用促進	・総合体育館、運動場、和光スポーツアイランド及び広沢複合施設における市民プールなどのスポーツ施設をスポーツ・レクリエーションの活動拠点として利用を促進します。
②	スポーツ施設の維持管理	・施設の計画的な維持管理を行っていきます。
③	学校施設や国の施設の有効活用	・市内の小中学校の校庭及び体育館の学校開放の利用を促進していきます。 ・市内にある国の施設を有効に活用するため市民開放を継続できるよう関係機関に働きかけます。
④	参加しやすいイベントの企画・開催	・市民ニーズに対応した参加しやすいイベントを企画・開催していきます。
⑤	スポーツ・レクリエーション活動に関する情報発信	・広報誌や市ホームページなどを活用して情報発信をしていきます。
⑥	体育団体の役員の後継者の養成	・体育団体との連携により団体の後継者の養成を行っていきます。

目標像 11 まちや人とつながり心豊かに過ごす

【どのような姿を目指したいのか】

- ・地域活動を通して、人とつながり、心豊かに過ごしている
- ・みんなが地域とつながり、困ったときや災害時に孤立しない
- ・外国人も地域に馴染みやすい環境が整っている

【主要な課題】

- ・自治会加入率が低くなってきており、地域コミュニティにつながっていない方が増えてきています。
- ・自治会に加入していない市民に自治会の意義が十分に伝わっておらず、自治会の意義を啓発することが必要となっています。
- ・地域コミュニティの担い手の高齢化が進んでいます。

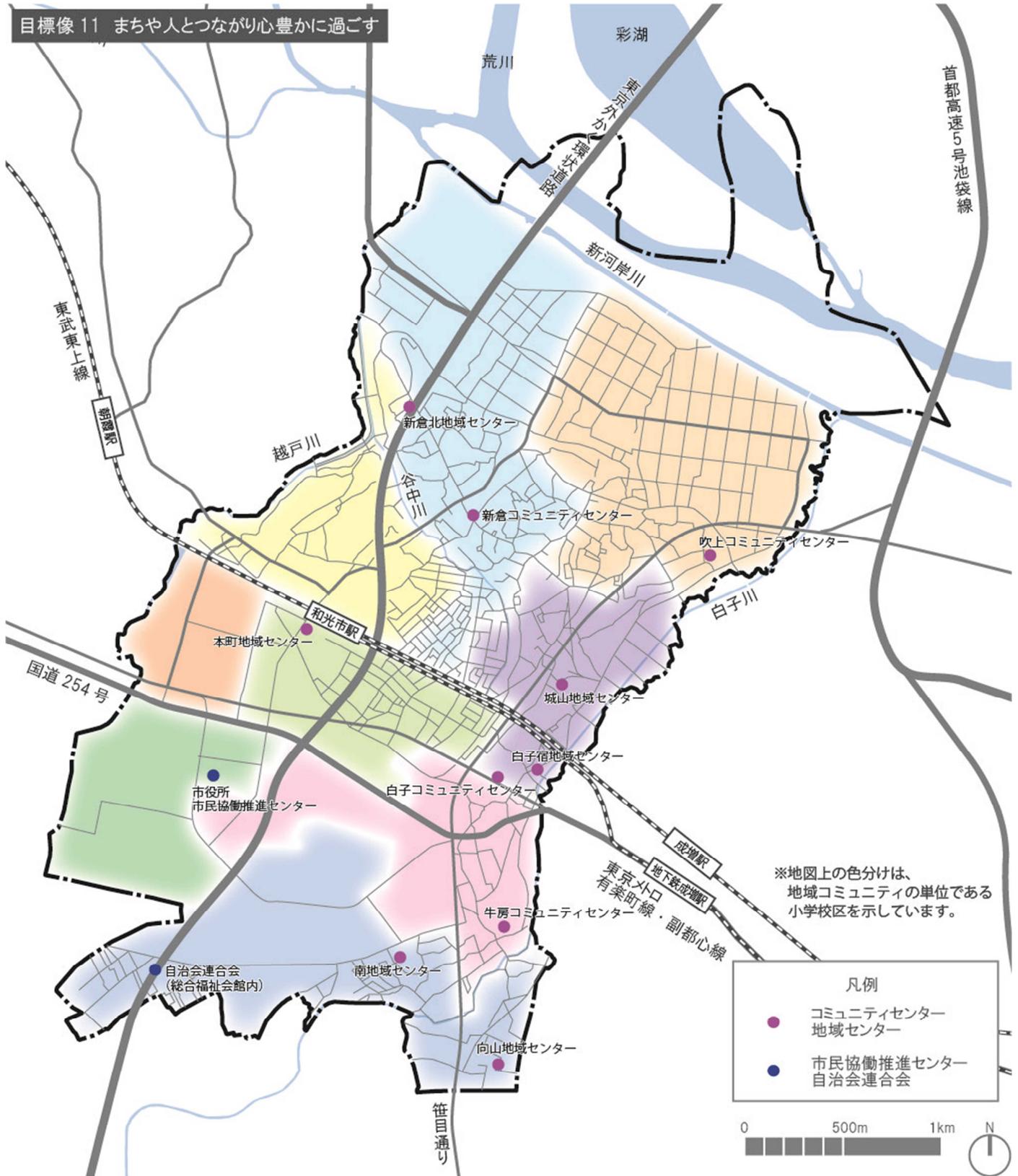
【目標像に関するKPI】

指標		現状値 (R1)	目標値 (R12)
近所の人との付き合い程度が「ほとんどない」と回答した人の割合(市民意識調査)	%	14.3	10
市民活動・地域活動への参加経験(市民意識調査)	%	28.4	35

私たちができることアイデア集 ～和光100年まちづくり会議からの提案～

- ・まずはあいさつなど、コミュニケーションの第一歩を踏み出します。
- ・外国人や転入者への積極的な声掛けをします。
- ・SNS、広報、イベントなど様々なツールを活用し、地域の情報に関心を持ちつつ、情報発信も行います。
- ・自分の得意なことを生かしてボランティアや市民団体に活動します。
- ・楽しみながらも地域の課題に取り組めるような活動に関心を持ちます。
- ・公民館、空家、庭先などを活用したご近所の居場所づくりに関心を持ちます。
- ・様々な団体や活動が連携することにより、発展することを目指します。

【関連情報整理図】



施策 11-1 コミュニティ活動の推進

【施策の目標】

気軽に集まれる場所づくりや地域コミュニティの活性化を進め、地域課題を自助・共助及び公助の力により解決できるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・市民の価値観やライフスタイルの多様化、コミュニティ意識の希薄化から、地域で集まる機会が少なくなり、市民の自治会に対する関心も低くなってきています。
- ・各地域のコミュニティ施設の利用状況にはばらつきがあるため、利用条件の見直し等も踏まえ、利用者の利便性の向上に留意しながら、コミュニティ活動の拠点として更なる活性化を目指す必要があります。
- ・施設によっては、経年劣化に伴う機能低下がみられるため、適切な施設の維持管理を行う必要があります。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	自治会活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会や単位自治会と連携を図り、自治会の大切さや自治会の事業を幅広くPRし、自治会活動の広がりをつくります。 ・加入促進事業に取り組みます。
②	地域の人が集まれるきっかけづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民まつりの実施やコミュニティセンター、地域センターなどを利用して、地域の人が気軽に集まれるきっかけづくりを行います。
③	コミュニティに関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティに関する情報を発信することで、コミュニティの活性化を図ります。
④	地域及び市民の活動拠点としてのコミュニティ施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に応じた地域住民によるコミュニティ施設の管理運営を行います。 ・地域及び市民の活動拠点としての活用を推進します。
⑤	コミュニティ施設の維持管理整備	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な施設の維持管理や整備を行います。

目標像11 まちや人とつながり心豊かに過ごす

施策 11-2 地域で支え合う福祉の推進

【施策の目標】

地域で支え合う互助力を高め、誰もが安心して暮らせるよう地域福祉を推進します。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・市民が地域における課題を自身のこととして受け止め、関心を持つとともに、地域福祉の意識を高め解決に取り組む必要があります。
- ・課題解決に向け具体的な取組を進めるためには、地域住民と様々な組織及び団体が連携し機能することで互助活動の充実を図ることが不可欠です。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	お互いを理解し、尊重し合える関係の構築	・誰も取り残さない支え合える地域を作るためには、住民同士や事業所、関係機関などがお互いを理解し、尊重し合えることが前提となるため、顔が見える関係性を築くことができる様々な交流の場を創出します。
②	地域の課題を地域で解決する仕組みづくり	・地域課題解決に向けて住民が自発的に取り組むために設立された地区社会福祉協議会の活動を支援します。また、社会福祉協議会や民生委員児童委員、学校、自治会などの地域の組織や市民活動団体などとの連携を強化し、互助力を高める仕組みをつくります。
③	地域福祉を推進する人材の育成	・各種サポーター講座や啓発活動などを行い、地域において活躍する福祉の担い手を育てます。

目標像11 まちや人とつながり心豊かに過ごす

施策 11-3 協働によるまちづくりの推進

【施策の目標】

市民や行政だけではない様々な主体がそれぞれに理解・協力し合い、対等な立場で、共通の目的に向け連携・協力し、協働によるまちづくりを推進します。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・平成 30（2018）年度に実施した「市民活動団体実態調査」によると、活動の場所や拠点の不足、活動資金の不足及び後継者の不足が主な課題として挙げられています。一例として、市民協働推進センター登録団体において、5年以上継続して活動をしている団体が限られています。
- ・地域には市民活動団体、地域活動団体、企業及び行政等、様々な主体が地域課題の解決に向け個別に活動を行っていますが、それぞれの主体が多様な強みを生かし合う機会を創出する仕組みがありません。
- ・近年、地区社協（地区社会福祉協議会）やコミュニティ・スクール（学校運営協議会）に代表される「地域運営組織」が設立され、従来からの自治会活動と併せて、地域での協働の取組等が増加しており、地域に関わる新たな人材が求められています。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	市民協働推進センターによる市民活動や地域活動の支援と協働の推進	<ul style="list-style-type: none">・地域に関わる新たな人材を発掘・支援します。・様々な協働の主体を掘り起こし、また、様々な主体同士をマッチングします。・いつでも相談しやすい体制を作ります。・市民活動、地域活動及び協働等に関する様々な情報を収集・発信し、啓発に努めます。・団体運営における様々な課題の解決を支援します。
②	協働の機会を創出する仕組み作り	<ul style="list-style-type: none">・それぞれの主体が多様な強みを生かし合う機会を創出する仕組みをつくります。
③	地域に関わる団体や組織等のコーディネート	<ul style="list-style-type: none">・地域で活動している団体や組織を横断的にコーディネートしていきます。

目標像11 まちや人とつながり心豊かに過ごす

施策 11-4 国内外の交流と多文化共生の推進

【施策の目標】

市民の国際理解や友好都市との交流を促進し、地域の活性化につなげるとともに、外国籍市民が安心して暮らせるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・姉妹都市であるロングビュー市との交流に市民が積極的に関わっていますが、より一層の国際交流活動や国際理解を深める機会の充実が求められています。
- ・外国籍市民が抱える問題や市政への要望・意見を把握する機会、外国人への情報提供がともに不足しているため、外国籍市民が地域になじむ機会や仲間を得る機会が十分とはいえない状況です。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	外国人にも暮らしやすい環境づくり	・外国籍市民の要望などを把握し、生活上の様々な問題に対応するため、手話及び外国語応接協力職員を活用するとともに、ボランティア制度の運用によって外国人支援体制を充実していきます。 ・行政情報や生活情報などについて、多言語ややさしい日本語などによる分かりやすい情報提供に努めます。
②	国際交流活動・機会の充実	・市民、国際交流団体、企業及び研究機関などの国際交流・協力活動を支援し、ともに国際化を推進していきます。 ・外国籍市民と日本人市民が交流する機会や場を提供し、多文化共生意識の普及を図ります。
③	姉妹都市等との交流	・国際姉妹都市であるロングビュー市との交流事業について相互姉妹都市訪問の活性化など積極的な交流を進めます。 ・市民のロングビュー市に対する認知度を向上させます。
④	友好都市等との交流	・国内の友好都市等をはじめとする様々な地域との交流促進を図ります。

目標像 12 シビックプライドを持っている

【どのような姿を目指したいのか】

- ・市民が和光市に住み続けたいと思っている
- ・和光市を訪れたい、住んでみたいと思われている
- ・みんなが地域の資源を知っている

【主要な課題】

- ・多種多様な歴史資源・自然資源などがあるものの、市民にも広く認知されておらず、市外にも十分に発信されていないのが現状です。
- ・湧水、斜面林などの自然資源が開発などを通じて徐々に失われつつあります。

【目標像に関するKPI】

指標		現状値 (R1)	目標値 (R12)
定住意向(市民意識調査)	%	89.3	95
和光市の出来事や動きについての関心度 (市民意識調査)	%	80.4	90

私たちができることアイデア集 ～和光100年まちづくり会議からの提案～

- ・まち歩きなどを通して、和光を味わいます。
- ・湧水、斜面林、午王山遺跡、坂の多い地形など、和光の身近な自然と歴史を大切にします。
- ・市の情報に関心を持ちます。
- ・市民一人一人が和光市の顔(主役)であるという自覚を持ちます。
- ・和光の持っている「良いもの」を認識し、身近な人々に発信します。

目標像12 シビックプライドを持っている

施策 12-1 良好な景観形成の推進

【施策の目標】

景観条例に基づき、まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観を形成し、次世代に引き継ぐことにより、まちへの愛着や誇りを育みます。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・快適な生活環境を維持するため、都市と自然の調和を大切にした景観を創出するまちづくりが求められています。
- ・地域の景観を損ねている既存の建物などへの対応が求められています。
- ・開発が進み午王山や白子宿などの歴史文化を伝える地域資源が減少してきています。
- ・地域の個性を生かした良好な景観を形成するためには、市民、事業者及び行政の協働による景観づくりが求められます。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	都市と自然との調和のとれた地域性豊かな景観の形成	・変化に富んだ地形の上にそれぞれの地域の個性的な街並みの形成を図りながら、都市と自然との調和を大切にする和光市らしい良好な景観づくりを推進します。
②	歴史・文化の伝承や地域の交流を通じた景観の形成	・地域でのコミュニティ活動や地域文化の保存活動、学習活動などを通じて、特徴的な自然や史跡、文化財などの歴史的な資源を継承する景観づくりを推進します。
③	市民、事業者及び行政の三者協働による良好な景観の形成	・公共施設の整備に当たっては、市内景観の指標となるよう、良好な景観の形成に努めます。 ・市民や事業者に分かりやすい景観のガイドラインなどを作成することにより、地域での景観づくりの輪を広げ、三者の協働による市民生活及び産業活動の活性化に資する景観づくりを推進します。

施策 12-2 歴史的文化資源の保護・活用

【施策の目標】

市民の貴重な財産である文化財や郷土の歴史を後世に伝えていくとともに、市民が郷土への愛着意識を持てるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・市内には、多様な歴史的文化資源があるものの、広く市民に認知されておらず、学ぶ機会を創出することが求められています。
- ・「和光市デジタルミュージアム」の開設から5年以上が経過し、公開資料は年々増加していることから、リニューアルが必要となっています。また、実物資料を閲覧・観覧することへの要望が高まり、常設展示施設の整備が求められています。
- ・市内の開発に伴う記録保存のための発掘調査が行われる中で、貴重な出土遺物が多数得られていますが、既存の収蔵施設への収蔵量に限界があることから、出土遺物等の考古資料をはじめ、失われてしまう恐れのある民具等の生活用具や古文書を適切に保管するための収蔵場所の確保が課題となっています。
- ・午王山遺跡については、国指定史跡として、将来にわたる保存と活用に計画的かつ継続的に取り組む必要があります。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	午王山遺跡の整備	・午王山遺跡が国史跡指定を受けたことを踏まえ、史跡公園としての保存及び活用に向けた取組を進めます。
②	和光市史の編纂・発行	・平成期の和光市の歩みを記録した和光市史の編纂、発行を行います。
③	地域の文化財の保護	・史跡整備や記録保存による地域の歴史、民俗及び自然の保護を行います。
④	地域の文化財の活用	・新倉ふるさと民家園等の活用や企画展の開催など文化財の公開、活用を推進します。
⑤	地域の歴史や文化財への関心の醸成	・郷土の歴史について自主的に学べる機会や楽しく学べる環境を整えます。
⑥	デジタルミュージアム及び展示施設に関する今後の方向性の再整理	・デジタルミュージアムについては、リニューアルを含めて対応を再検討し、展示施設に関しては、国史跡午王山遺跡の魅力を発信するためのガイダンス機能を果たす施設の設置を近隣のまちづくりと連携した形で検討します。

施策 12-3 湧水・緑地の保全と再生

【施策の目標】

次世代に伝えるべき財産である湧水と緑地などの自然環境を守り、育て、生かし、市民が身近に豊かな自然を感じられるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・近年、市内における開発行為により、湧水及び緑地などの自然環境が徐々に失われており、保全と再生が必要です。
- ・湧水や緑地などの自然環境の保全意識が十分に浸透していないため、その自然環境を継承すべき次世代の人材が育っていない状況です。
- ・生産緑地地区の都市計画決定から30年が経過し、転用が可能となる緑地が増えるため、今後の緑地保全について対応が必要となっています。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	自然環境を守る仕組みづくり	・緑地、湧水などの自然環境を保全し、市民との協働による維持管理体制を整備するなど、自然環境を守る仕組みをつくり、自然環境の保全及び再生に努めます。
②	身近な緑を育てる仕組みづくり	・まちづくりにおける緑の確保や集合住宅及び事業所などにおける緑化を奨励するとともに、個人や家族が身近な緑を育てる仕組みづくりを行っていきます。
③	自然環境への理解促進と人材育成	・自然環境に関する広報、学校教育及び生涯学習における環境学習を通じて、自然環境の保全意識の向上と継承する次世代の人材を育てます。 ・自然環境の保全及び再生に関する市民活動を活性化させていきます。
④	緑地の保全	・特別緑地保全地区、市民緑地及び保全地区などの制度を活用し、緑地の保全を図ります。
⑤	計画的な生産緑地の追加指定	・地権者との調整を図りながら、計画的に生産緑地の追加指定を行うとともに、既存の生産緑地については、特定生産緑地への移行を推進するなど、都市農地の保全を図ります。

目標像12 シビックプライドを持っている

施策 12-4 市の特色を生かした地域ブランドの確立

【施策の目標】

地域ブランド戦略を推進し、市内産業の活性化や魅力の発信により、賑わいのあるまちをつくります。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・まちの魅力を発信するため、新たな価値を創造する地域ブランド戦略の推進が求められています。
- ・地域ブランド戦略の中心となる「和光ブランド」については市民に認知されつつありますが、現時点では認知度が高いとはいえない優れた地域資源や商品、製品等に加え、将来性に着目したブランド認定を進めるなどの展開を検討していく必要があります。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	地域ブランド戦略の推進	・既存の和光ブランドに限らず、和光市の魅力を発信し、地域振興・産業振興のために新たな価値を創造するブランド戦略を推進します。
②	和光ブランドの発信	・和光ブランドの販路開拓を行うとともに、認知度向上のために市民及び市外への情報発信を図ります。
③	和光ブランド推進のための連携強化	・和光ブランドの新規認定商品の開発や地域資源を発掘するため、商工会など各関係団体、市内企業、大型店や個人商店等との連携を進めます。

目標像12 シビックプライドを持っている

施策 12-5 効果的なシティプロモーションの展開

【施策の目標】

市の情報について市民が分かりやすく知ることができ、また、様々な媒体を活用した効果的な魅力発信により、より多くの人々が市に関心を持てるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・多くの市民と情報の共有を図るため、年代や生活形態に合わせた、多様な情報提供の方法が求められています。
- ・報道機関や電子媒体などを活用した更なる情報発信が求められています。
- ・シティプロモーションの視点から地域の魅力を市内外へ効果的に訴求し、市民が「愛着」や「誇り」を持てるように、また市外の人々が本市に「訪れたい」「住みたい」と思えるような取組が必要です。
- ・若い世代や高齢者、外国人にとっても手に取りやすく読みやすい広報紙にするため、記事の内容の再構築や多言語化などの取組が求められています。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	各種媒体による情報提供	・年代や生活形態に合わせた様々な媒体を活用した広報を充実させます。
②	積極的な情報発信	・全ての職員が市の広報担当であるという意識を持ち、情報提供の内容の充実を図り、積極的に情報発信を行います。 ・観光資源等を活用して魅力的な情報発信を行っていきます。 ・キャラクターの活用やフィルムコミッションを推進し、市への愛着を高め、シビックプライドの形成を図ります。

第3章 どのような仕組みで進めるのか

～計画の実現に向けて～

1 計画の構造について

(1) 計画の位置付け

総合振興計画は、長期的な展望に立って本市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりのあり方を示したものです。

健全な財政運営に関する条例第4条第2項において市長の責務として策定が義務付けられている「総合計画」に当たります。

(2) 計画の期間

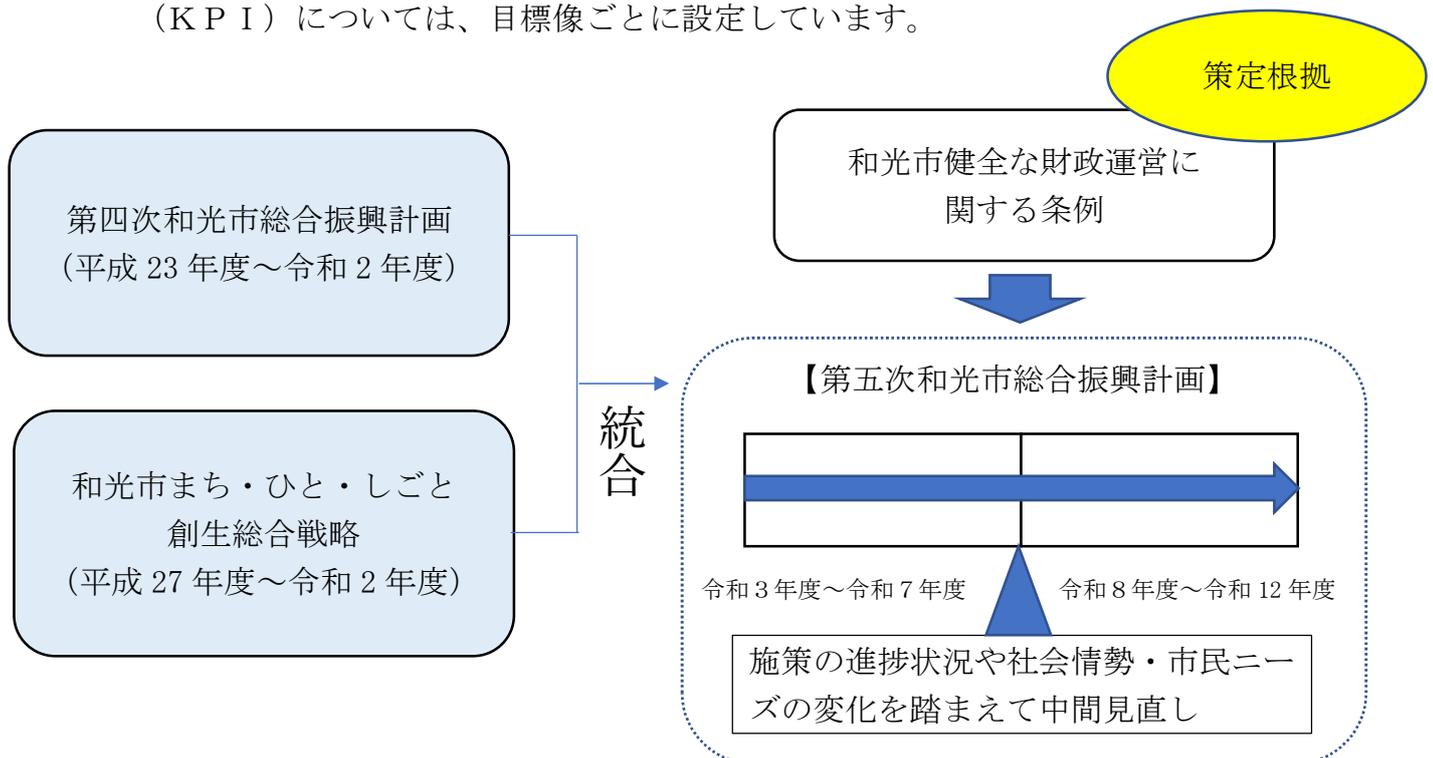
第五次和光市総合振興計画の計画の期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

施策の進捗状況や社会情勢・市民ニーズの変化を踏まえた計画の見直しを行うため、令和8（2026）年度以降については令和7（2025）年度に計画の中間見直しを行います。

(3) 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係性

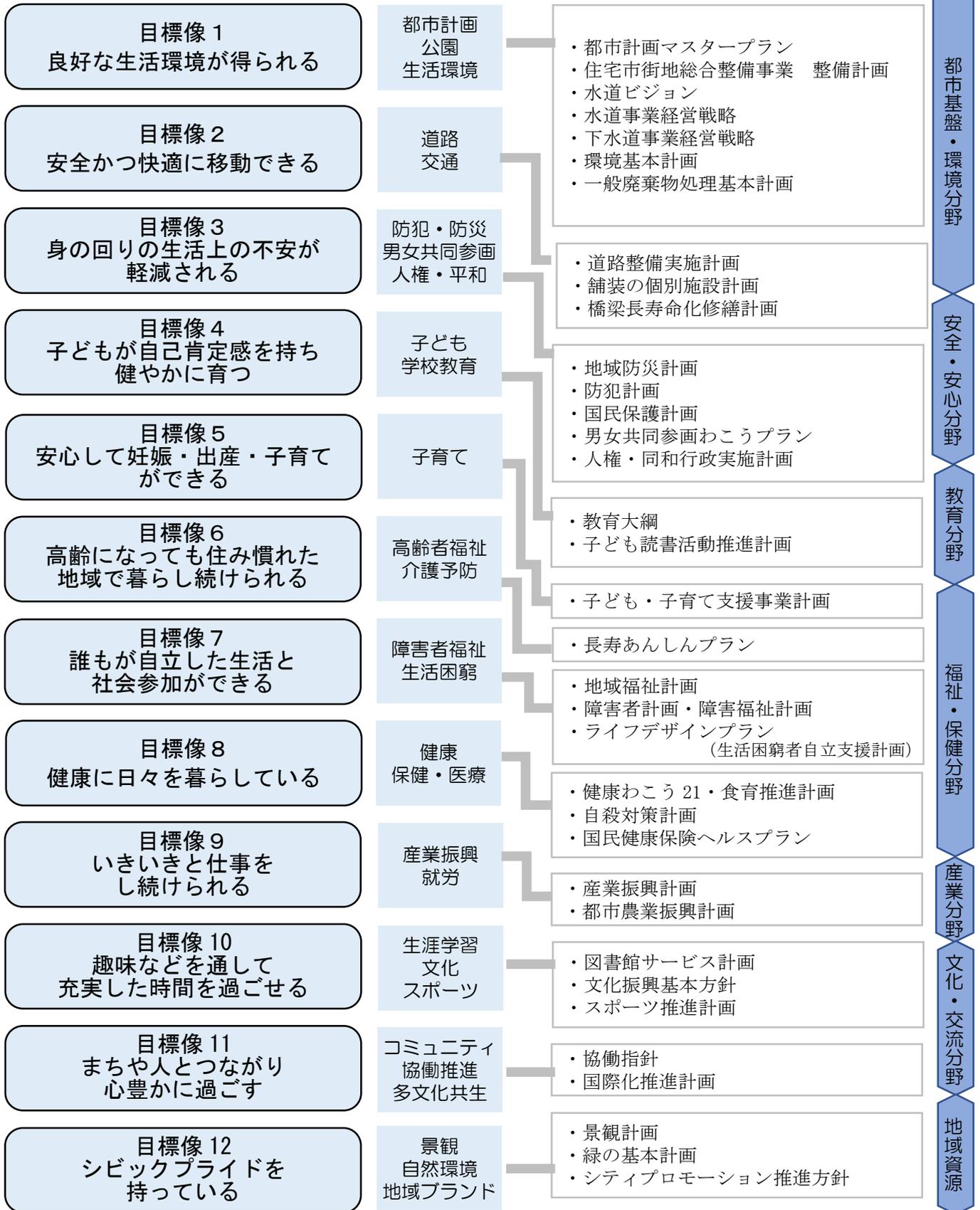
第五次和光市総合振興計画は、地方創生の視点を取り込んだ計画であり、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略としても位置付けられるものです。

総合戦略の策定に当たって設定が求められている数値目標や重要業績評価指標（KPI）については、目標像ごとに設定しています。



(4) 総合振興計画と個別分野計画の関係

総合振興計画は、各分野における個別分野計画の上位に立つ最上位計画です。
総合振興計画と個別分野計画について、体系的に整理すると次のようになります。



2 計画の推進について

(1) 実施計画の策定

総合振興計画に基づく個別施策等を戦略的に推進するため、重点的に取り組んでいく事項を明確にした実施計画を策定し、総合振興計画における個別施策等を推進していきます。

(2) 事務事業評価の実施

総合振興計画における個別施策に基づき実施する事務事業については、毎年度事務事業評価を実施し、その事務事業の状況を把握したうえで、必要に応じて事務事業の見直しを行っていきます。

(3) 中間見直しにおける施策評価の実施

総合振興計画の中間見直しにおいては、各目標像に設定された指標の検証や各個別施策の課題整理などの施策評価を実施し、施策の進捗状況や社会情勢・市民ニーズの変化を踏まえた中間見直しを行います。

(4) 計画推進に当たっての考え方

総合振興計画で定めた個別施策の実施に当たっては、その共通的な考え方として、「市民に開かれたまちづくりの推進」「行財政改革の推進」「様々な連携によるまちづくりの推進」の3つの考え方にに基づき、推進していきます。

【第五次和光市総合振興計画】

【将来都市像】

みんなをつなぐ ワクワクふるさと 和光

【市民生活の目標像】

- 目標像 1 良好な生活環境が得られる
- 目標像 2 安全かつ快適に移動できる
- 目標像 3 身の回りの生活上の不安が軽減される
- 目標像 4 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ
- 目標像 5 安心して妊娠・出産・子育てができる
- 目標像 6 高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる
- 目標像 7 誰もが自立した生活と社会参加ができる
- 目標像 8 健康に日々を暮らしている
- 目標像 9 いきいきと仕事をし続けられる
- 目標像 10 趣味などを通して充実した時間を過ごせる
- 目標像 11 まちや人とつながり心豊かに過ごす
- 目標像 12 シビックプライドを持っている

個別施策 (49)

【計画推進に当たっての考え方】

- 1 市民に開かれたまちづくりの推進
- 2 行財政改革の推進
- 3 様々な連携によるまちづくりの推進

実施計画

事務事業 (予算)

【中間見直し】

施策評価
(指標の検証
課題整理等)

目標像
個別施策
見直し

毎年度事務事業評価を
実施し、必要に応じて
事務事業の見直し

3 計画推進に当たっての考え方

(1) 市民に開かれたまちづくりの推進

① 市民参加の推進

総合振興計画の中間見直しや総合振興計画に基づく個別分野計画の策定・改定等に当たっては、市民参加条例に基づくパブリック・コメントや審議会などの市民参加手続を適正に実施することで透明性を確保するとともに、市民ワークショップなどのより積極的な市民参加の取組を推進していきます。

② 情報公開・広報の推進

情報公開制度を適切に運用していくとともに、市政情報を積極的に公開・広報していくことで、公正で開かれた行政を実現します。

③ 広聴活動の推進

市長への手紙をはじめとする広聴の仕組みを通じて、市政に対する市民の意向や提言などを把握し、市民ニーズにきめ細やかに対応していきます。

(2) 行財政改革の推進

① 不断の行政改革の実施

社会情勢や市民ニーズの変化に対応し、市政運営を常に見直していくため、不断の行政改革を推進していきます。定期的に行政改革推進計画を策定するなど、行政改革を計画的に進めていきます。

② 持続可能な財政運営

健全な財政運営に関する条例に基づき、歳入の確保、歳出の見直し及び財政情報の公表などを行っていくことで、持続可能な財政運営を行っていきます。

年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金である財政調整基金については、災害などの不測の事態にも対処できるよう標準財政規模の10%の確保を目標とし、財政運営を行っていきます。

地方債については、実質公債費比率や将来負担比率の指標に注視しながら、過度な後年度負担とならないよう、将来を見据えた計画的な財政運営を行っていきます。

③ 市民の期待に応える職員の育成

市民の期待に応え、質の高い行政サービスを提供していけるよう、職員一人一人の職務遂行能力を高めるとともに、組織としての総合力を高めていきます。

④ 新たなテクノロジーへの対応

テクノロジーの進化に対応し、効果的かつ効率的な行政サービスを提供していくため、A I（※）などの新たなテクノロジーに対応していきます。

⑤ 公共施設マネジメントの推進

老朽化した公共施設に対して人口推計や開発動向を踏まえ、トータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、計画的な建替、改修、統廃合等を進めます。

PPP・PFI事業モデル事業として取り組んできた広沢複合施設整備事業を通じて得た成果を生かし、公有資産の活用を積極的に推進していきます。

(3) 様々な連携によるまちづくりの推進

① 市民協働の推進

住民の価値観やライフスタイルの変化に伴う市民ニーズの多様化・高度化に対応し、地域の特性を生かしたまちづくりを実現していくとともに、市民の地域への愛着を深めていくため、市民協働を推進していきます。

市民協働における市民は、住民(市内に居住する人)、地域活動団体(自治会等)、市民活動団体(NPO法人・ボランティア団体等)、企業など和光市のまちづくりを担うすべての主体のことをいいます。

② 公民連携の推進

民間活力のさらなる活用に向けて、公民が連携して公共サービスを提供する公民連携(Public Private Partnership)を推進します。

③ 広域行政の推進

広域的な行政課題に対応するため、国、埼玉県、関係自治体などと連携協力し、その解決に取り組めます。

④ 国の機関などとの連携

市の抱える様々な課題の解決に向け、市内に立地する国の機関や研究機関、相互協力協定を締結している近隣の教育機関などとの連携を行っていきます。

※A I : Artificial Intelligence (人工知能) の略。学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピューターシステムを指す。

4 財政推計

(1) 財政推計の目的

第五次和光市総合振興計画の実現に向けて必要な財政負担を織り込んだ財政的な見通しを明らかにする必要があります。そこで、本計画期間である令和12(2030)年度までの財政推計を行いました。

(2) 財政推計の方法

今後のまちづくりに向けた施策を財政的な視点で考えるための判断材料として、一定の条件のもと試算しています。

推計方法については、令和2(2020)年度当初予算額を基礎数値とし、第五次和光市総合振興計画策定に当たり実施した人口推計結果、過去の決算額の推移及び今後の見込みなどを考慮して推計しています。

投資的経費については、現在施行中の土地区画整理事業及び着工中の広沢複合施設整備に関連する想定事業費を計上するとともに、総合振興計画に基づく駅北口地区高度利用化推進事業及び和光北インター東部地区土地区画整理事業に関連する想定事業費を計上しています。なお、これらの事業に係る財源として地方債などについても推計に反映させています。

また、朝霞市とのごみ焼却処理施設の共同設置に当たっては、朝霞市とともに朝霞和光資源循環組合を設置して取り組むため、この朝霞和光資源循環組合に対する負担金は補助費等に計上しています。

なお、財政推計は令和2(2020)年2月時点で作成しています。中間見直しを行う際には直近データにより推計値の見直しを行います。

(3) 財政推計結果（一般会計歳入及び歳出）

（歳入）

（単位：百万円）

区 分	令和2年度 当初予算	令和3年度 推計額	令和4年度 推計額	令和5年度 推計額	令和6年度 推計額	令和7年度 推計額	令和8年度 推計額	令和9年度 推計額	令和10年度 推計額	令和11年度 推計額	令和12年度 推計額
自 主 財 源	17,434	17,150	17,345	17,403	17,813	17,926	18,199	18,212	18,609	18,711	18,930
市 税	15,132	15,449	15,574	15,713	15,862	16,010	16,156	16,483	16,634	16,782	16,904
繰 入 金	820	229	291	199	460	425	541	227	473	427	524
繰 越 金	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
その他の収入	982	972	980	991	991	991	1,002	1,002	1,002	1,002	1,002
依 存 財 源	10,433	11,219	10,505	11,000	12,963	13,837	11,047	11,316	11,568	11,877	12,195
地方譲与税等	1,798	1,959	1,961	1,961	1,962	1,962	1,963	1,963	1,963	1,963	1,963
地方交付税	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
国・県支出金	6,874	7,147	7,463	7,869	9,459	10,135	8,080	8,349	8,672	8,981	9,323
地 方 債	1,751	2,103	1,071	1,160	1,532	1,730	994	994	923	923	899
合 計	27,867	28,369	27,850	28,403	30,776	31,763	29,246	29,528	30,177	30,588	31,125

（歳出）

（単位：百万円）

区 分	令和2年度 当初予算	令和3年度 推計額	令和4年度 推計額	令和5年度 推計額	令和6年度 推計額	令和7年度 推計額	令和8年度 推計額	令和9年度 推計額	令和10年度 推計額	令和11年度 推計額	令和12年度 推計額
義 務 的 経 費	14,949	15,322	15,678	15,928	16,245	16,551	16,924	17,279	18,190	18,524	18,958
人 件 費	4,593	4,579	4,571	4,580	4,590	4,599	4,609	4,619	4,719	4,730	4,740
扶 助 費	8,466	8,833	9,108	9,402	9,715	10,050	10,408	10,792	11,202	11,644	12,117
公 債 費	1,890	1,910	1,999	1,946	1,940	1,902	1,907	1,868	2,269	2,150	2,101
（うち元金償還額）	(1,783)	(1,796)	(1,882)	(1,830)	(1,811)	(1,768)	(1,778)	(1,740)	(1,748)	(1,601)	(1,528)
物 件 費	5,394	5,417	5,629	5,653	5,676	5,700	5,727	5,751	5,775	5,798	5,822
補 助 費 等	2,195	2,275	2,251	2,262	2,270	2,354	2,444	2,480	2,698	2,697	2,718
積 立 金	7	7	8	8	10	10	10	10	10	10	10
繰 出 金	2,207	1,932	2,218	2,189	2,489	2,402	2,518	2,385	1,881	1,936	1,994
投 資 的 経 費	2,992	3,293	1,943	2,240	3,963	4,623	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
そ の 他 の 経 費	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123
合 計	27,867	28,369	27,850	28,403	30,776	31,763	29,246	29,528	30,177	30,588	31,125

(4) 今後の財政運営について

第五次和光市総合振興計画期間の財政見通しとしては、歳入面では、人口の増加や都市基盤整備事業の進捗に伴う税収増などの改善が期待でき、令和12(2030)年度の市税は令和2(2020)年度に比べて約17億7千万円、11.7%の増加が見込まれます。一方、歳出面では、子育て支援や高齢化に伴う社会保障関連経費の増加などにより、令和12(2030)年度の扶助費は令和2(2020)年度に比べて約36億5千万円、43.1%増加するほか、朝霞和光資源循環組合への負担金が発生することにより、令和12(2030)年度の補助費等は令和2(2020)年度に比べて約5億2千万円、23.8%の増加が見込まれます。

特に、令和6(2024)年度から令和7(2025)年度にかけては、主に駅北口高度利用化再開発事業の進捗に伴い、必要な投資的経費が多額になることが見込まれます。

また、公共施設の老朽化対策として、建て替えや大規模修繕などの必要性が高まるとともに、市民生活における課題は年々多様化・複雑化しており、社会の変

化に的確に対応していくことが求められています。

今後も増大する財政需要を踏まえ、より一層の歳入確保と不断の行財政改革を通じて、必要な財源を生み出すとともに、計画的かつ効率的な財政運営を行っていく必要があります。

第4章 どのような背景があるのか

～計画策定に当たって～

1 これまでの取組

第四次和光市総合振興計画（2011～2020）では、「みんなでつくる 快適環境都市わこう」を将来都市像として掲げ、4つの基本目標のもと、様々な取組を進めてきました。

■基本目標 1 快適で暮らしやすいまち（都市基盤）

都市基盤整備については、駅北口土地区画整理事業に着手するとともに、その他の組合施行の土地区画整理事業に対して支援を行っており、和光北インター地域及び中央第二谷中の2地区において事業が完了しました。また、土地区画整理事業以外にも、西大和団地再生事業に着手し、良好な市街地整備を進めています。

交通関係では、ゾーン 30 事業（※）や通学路緊急安全対策事業等により、安全な歩行空間の確保に取り組みました。

上下水道においては、南浄水場第3配水池の完成や雨水幹線整備などにより、安全で安定的な水の供給及び雨水対策に努めました。また、下水道事業の長期的に安定した経営をしていくために、公営企業会計への移行を行いました。

【具体的な取組内容】

- 駅北口土地区画整理事業の着手
- 和光北インター地域土地区画整理事業の完了
- 一般国道 254 号バイパス延伸計画に伴う、和光北インター東部地区のまちづくりの気運の高まり
- 中央第二谷中土地区画整理事業の工事完了
- 越後山土地区画整理事業及び白子三丁目中央土地区画整理事業の進行
- 和光市住宅市街地総合整備事業整備計画に基づく西大和団地再生事業の着手
- 諏訪越四ツ木線跨線橋供用開始
- ゾーン 30 事業の開始
- 街路灯の LED 化
- 通学路緊急安全対策事業の実施
- 各土地区画整理事業の進行に伴う公園整備
- 上谷津公園の整備
- 和光スポーツアイランドの整備
- 南浄水場第3配水池の完成
- 下水道事業の公営企業会計への移行
- 雨水幹線整備



UR 西大和団地



和光スポーツアイランド

※ゾーン 30 事業：生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保するために、区域（ゾーン）を定めて時速 30km の速度規制を実施する交通安全対策。

■基本目標2 自ら学び心豊かに創造性を育むまち（教育・文化・交流）

教育においては、学習指導要領の改訂や子どもを取り巻く様々な課題に対応するため、教育大綱や子供のいじめ防止条例を制定しました。また、子どもの安全な居場所を確保するため、わこうっこクラブを順次拡大しています。また、良好な教育環境を確保するため、下新倉小学校の新設や小・中学校の耐震化工事を実施しました。

文化・交流においては、デジタルミュージアムの開設や午王山遺跡の国史跡指定に向けた取組など、文化資源の保全・活用に向けた取組を進めてきました。

【具体的な取組内容】

- 教育大綱の制定
- 少人数学級推進教員・学力向上支援教員・日本語指導員配置
- 子供のいじめ防止条例の制定
- みどりの学校ファームの推進
- コミュニティ・スクールの全校導入
- わこうっこクラブの推進
- 小学校・中学校の耐震化及び非構造部材の耐震化の完了
- 下新倉小学校の新設
- 図書館のエレベーター整備
- 下新倉図書館分館の新設
- 午王山遺跡の国史跡指定に向けての取組
- デジタルミュージアム開設
- 本市初の国際大会であるアジア・エアガン選手権大会の開催
- 夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会の開催
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての気運醸成のためチームライフルチャレンジカップやバーリトゥードフェスなどを開催
- ロングビュー市への市民海外派遣事業の再開



下新倉小学校



午王山遺跡

■基本目標3 健やかに暮らしみんなで支え合うまち（保健・福祉・医療）

待機児童の解消や子育て家庭への支援を行うため、保育園や学童クラブの新設や子ども医療費助成対象の拡大などを行いました。また、先進的な取組として評価されている「地域包括ケアシステム」や「わこう版ネウボラ事業」について、さらなる推進に取り組みました。

健康づくりについては、新たに制定した健康づくり基本条例に基づき、様々な事業を展開し、市民一人一人が健康増進に取り組める環境づくりを進めました。

【具体的な取組内容】

- 保育所の新設整備
- 学童クラブの新設整備
- わこう版ネウボラ事業の開始
- 子ども医療費助成対象を中学校修了前までに拡大
- 地域包括ケアシステムの推進
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、まちかど健康相談室など地域密着型サービス拠点等整備
- 精神障害者グループホームの整備
- 権利擁護センター（成年後見支援センター）の設置
- 地区社会福祉協議会の各小学校区での設立
- 学習支援事業「アスナル教室」の実施
- 健康づくり基本条例制定によるヘルスサポーターの養成
- 健康マイレージの開始



首相が市内の子育て、介護施設を視察

■基本目標4 安らぎと賑わいある美しいまち（生活・環境・産業）

災害に強いまちづくりを進めるために、各家庭における取組を支援するとともに、楽しみながら防災を体験・学習できる BOSAI フェアを開催しています。

産業振興については、和光ブランドの認定制度や軽トラ市の開催などにより、和光製品の認知度向上と地産地消の取組を進めました。

ごみ焼却処理施設の更新については、ごみ処理広域化に向けた合意が朝霞市との間で整い、具体的な検討を進めています。

【具体的な取組内容】

- 防災行政無線のデジタル化
- 家具転倒防止器具設置推進事業開始
- スポーツ要素を取り入れたBOSAIフェアの実施
- 和光市駅へのホームドアの設置
- 和光市駅南口エレベーター・エスカレーターの設置
- 電気自動車の充電スタンドを設置
- 朝霞市とのごみ処理広域化に向けた合意
- 和光ブランド認定開始
- 軽トラ市開始
- 和光市ふるさとハローワーク設置



軽トラ市

■構想の推進に当たって

市民との協働によるまちづくりを進めるために、協働指針に基づく協働事業を推進しています。

行財政運営については、限られた財源の中で計画的かつ効率的な財政運営を行うために健全な財政運営に関する条例を制定しました。また、将来にわたり適切な公共サービスの提供と持続可能な財政運営を両立させるため、公共施設等総合管理計画を策定しました。さらに、市内初の本格的なPPP/PFI事業である広沢複合施設整備事業を推進し、民間事業者とのパートナーシップのもと、新たな交流拠点整備と賑わいづくりの実現に向けた取組を進めています。

【具体的な取組内容】

- 協働指針に基づく協働事業の推進
- 埼玉県東松山市と防災協定
- 県内3町村（小川町、東秩父村、寄居町）との相互交流の開始
- マイナンバー制度への対応
- 債権管理条例の制定
- 健全な財政運営に関する条例の制定
- 補助・扶助事業の見直し
- 公共施設白書の作成、公共施設等総合管理計画策定
- 民間活力を活用した広沢複合施設整備事業の推進



市民提案による協働事業

2 社会情勢の変化

(1) 人口減少社会への突入と高齢化のさらなる進展

日本の総人口は平成 20 (2008) 年の約 1 億 2,800 万人をピークに減少に転じており、令和 22 (2040) 年には 1 億 1,000 万人程度となると推計されています。一方、老年人口 (65 歳以上) は、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22 (2040) 年頃にピークを迎えると予測されています。そのため、今後は医療や介護などの社会保障給付費が GDP (※) に占める割合は増加し続けることが見込まれ、いずれ一人の若者が一人の高齢者を支える「肩車型」社会が到来するとされています。

今後は、より多くの担い手・働き手を確保するために、誰もがより長く元気に活躍できるよう、健康寿命の延伸や多様な就労・社会参加の充実に向けた取組が求められます。

(2) 頻発する地球規模の危機への対応

近年、世界各国において、地震、集中豪雨、台風等の自然災害が発生しています。日本でも、災害の発生に伴い、甚大な被害が発生する状況が見られます。また、令和元 (2019) 年に発生した新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は、瞬く間に世界中に広がり、人命が脅かされるだけでなく経済的な打撃をもたらしました。

今後、首都直下地震 (M7 クラス)、南海トラフ地震 (M8 - 9 クラス) の発生確率は、30 年以内に 70% 程度と言われており、事前から備え、生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の取組が一層求められます。また、感染症対策等も含め、行政主導の対策のみで危機に対応をすることはますます困難になっており、一人一人が「自らの命は自らが守る」意識を持ち行動することが求められています。

(3) 健康・医療・福祉の連携によるまちづくり

超高齢化社会の到来に対応するため、国では平成 26 (2014) 年に「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン」を策定し、多くの高齢者が地域において活動的に暮らせるとともに、助けが必要な高齢者に対しては、「地域包括ケアシステム」の構築とまちづくりとの連携等により、地域全体で生活を支えることができる社会が必要であることが示されました。

※GDP : Gross Domestic Product (国内総生産) の略。一定期間内に国内で産み出された付加価値の総額を指す。

今後は、健康・医療・福祉機能、交流機能、商業機能など生活に必要な機能を日常生活圏域等において計画的に確保するとともに、移動に必要な歩行空間や公共交通ネットワークを備えた、よりコンパクトな都市構造の実現が求められます。そのため、これまで以上に健康・医療・福祉の相互連携という視点を踏まえた都市政策へと大きく舵を切っていくことが必要です。

(4) 発展する科学技術の活用

我が国が目指すべき未来社会の姿として、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会「Society5.0（ソサエティ 5.0）」が提唱されました。Society5.0のもとでは、例えば、I o T（※）ですべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値が生み出されたり、人工知能（A I）によるロボットや自動走行車などの技術で、様々な課題を克服したりできるようになります。

特に公共交通分野では、I o TやA Iを活用した新たなモビリティサービスへの取組が活発となってきています。今後は、科学技術の発展に伴う様々な取組を積極的に取り入れ、イノベーションにより多様なニーズに対応できる社会の構築が求められています。

(5) 一人一人の価値観による「豊かさ」の追求

以前から、ライフスタイルの変化や価値観の多様化が指摘されていますが、特に、東日本大震災以降、日常生活の中の「ささやかな幸せ」を大事にしたい、と感じる人が増えてきています。また、物を所有することよりも、商品やサービスを購入したことで得られる体験に価値を見出す傾向が見られます。一方で、国では「働き方改革」を推進し、個々の事情に応じて多様な働き方が選択できる社会の実現に向けた取組を進めています。

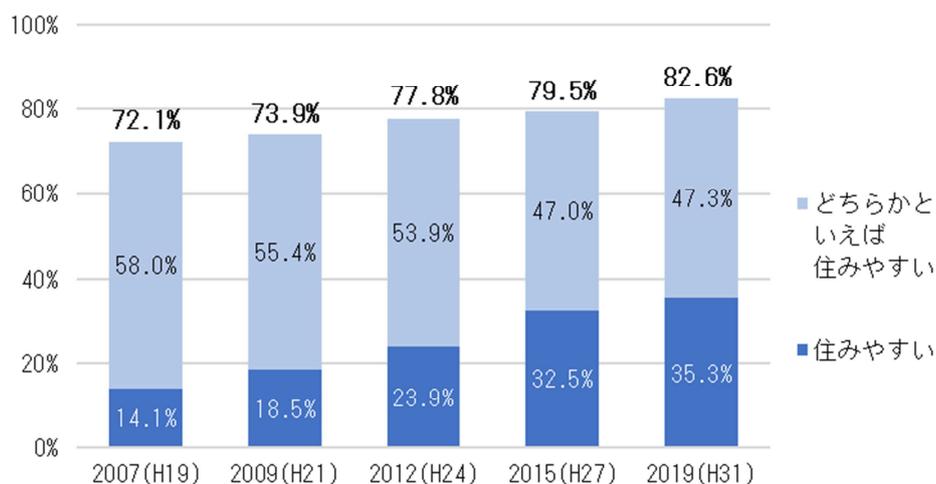
一人一人の価値観が尊重され、その価値観に基づく「豊かさ」を手に入れられるよう、互いが認め合うとともに、「豊かさ」を追求していくために必要な仕組みやサービスが整った社会をつくりあげていくことが求められています。

※ I o T : Internet of Things の略。様々な「モノ」がインターネットと接続され、情報交換することにより知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出す技術のこと。

3 市民の和光市に対する意識

● 「和光市は住みやすい」と感じる市民は増加傾向

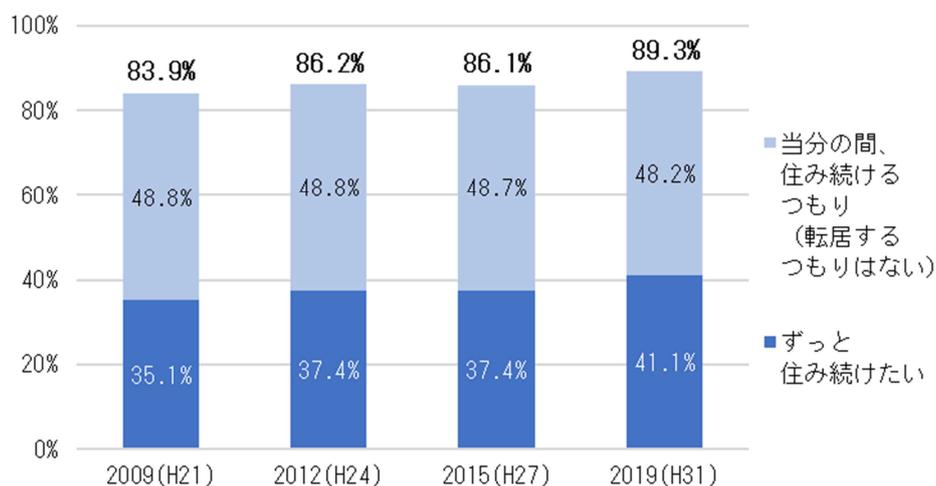
本市の住みやすさについて、第四次和光市総合振興計画策定時（平成 21（2009）年度調査）では「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答した市民は 73.9%でしたが、令和元（2019）年度調査では 82.6%となりました。住みやすいと感じる市民が年々増加しており、高い水準となっています。



● 「和光市に住み続けたい」と考える市民は約9割

本市に今後も住み続けるかどうかの意向について、平成 21（2009）年度調査では「ずっと住み続けたい」「当分の間、転居するつもりはない」と回答した市民が 83.9%でしたが、令和元（2019）年度調査では 89.3%となりました。

その主な理由として「交通の便がよい」「住宅の都合」「自然環境がよい」などが挙げられています。



●今後、求められる施策は「駅北口まちづくり」や「道路環境」

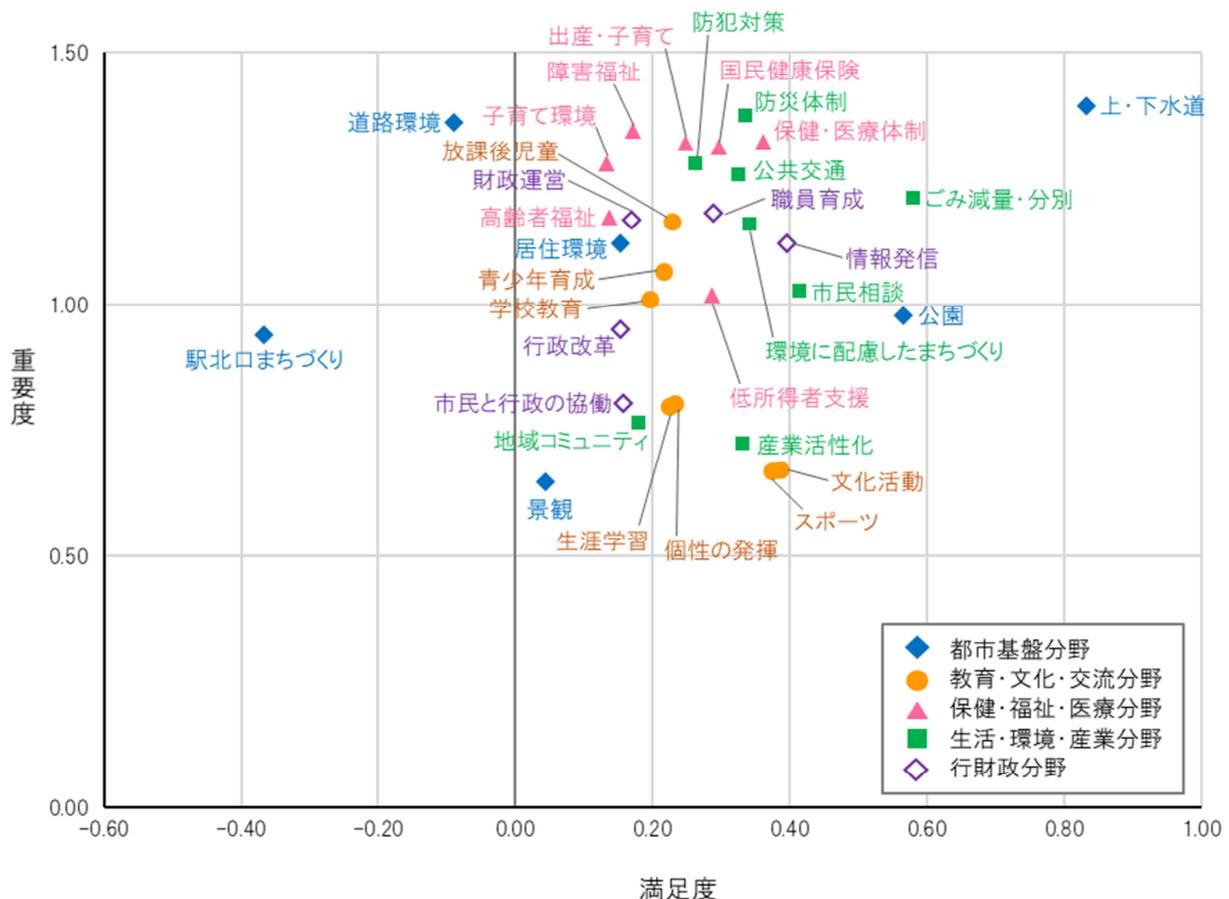
本市が進める各分野における33の主な取組について、満足度及び重要度の評価を行いました。

【グラフの見方】

- ◆満足度：「満足」2点、「まあ満足」1点、「どちらともいえない」0点、「やや不満」-1点、「不満」-2点とした場合の平均点。「わからない」及び無回答は母数から除く。全員が「満足」と回答すれば、満足度スコアは2点となる。また、満足している人より不満の人が多ければマイナスの値になる。
- ◆重要度：「重要」5点、「まあ重要」4点、「どちらともいえない」3点、「それほど重要ではない」2点、「重要ではない」1点とした場合の平均点。「わからない」及び無回答は母数から除く。

全体的に満足度がプラスとなっていますが、満足度がマイナスである（不満と思う人が多い）取組として「駅北口まちづくり」と「道路環境」があげられており、今後、満足度を上げていくための取組を進めていくことが必要です。

また、満足度がプラスであるものの重要度が高くなっている取組には、「出産・子育て」「子育て環境」「障害福祉」「公共交通」など一人一人の生活を支えるための取組や、「防災体制」「防犯対策」「保健・医療体制」など日々の安全安心に関わる取組があげられており、これらの分野についても引き続き重点的に取り組んでいくことが期待されています。



4 人口の見通し【和光市人口ビジョン】

第五次和光市総合振興計画の策定に当たり、今後の本市の人口がどのように推移するのか、改めて将来人口の推計を行いました。また、今後、取り組むべき政策の方向性を検討するために、本市の人口構造と動態についての分析を行いました。

この「人口の見通し」は、まち・ひと・しごと創生における「地方人口ビジョン」を兼ねたものであり、平成 28（2016）年 2 月に策定した「和光市人口ビジョン」の改定として位置付けます。

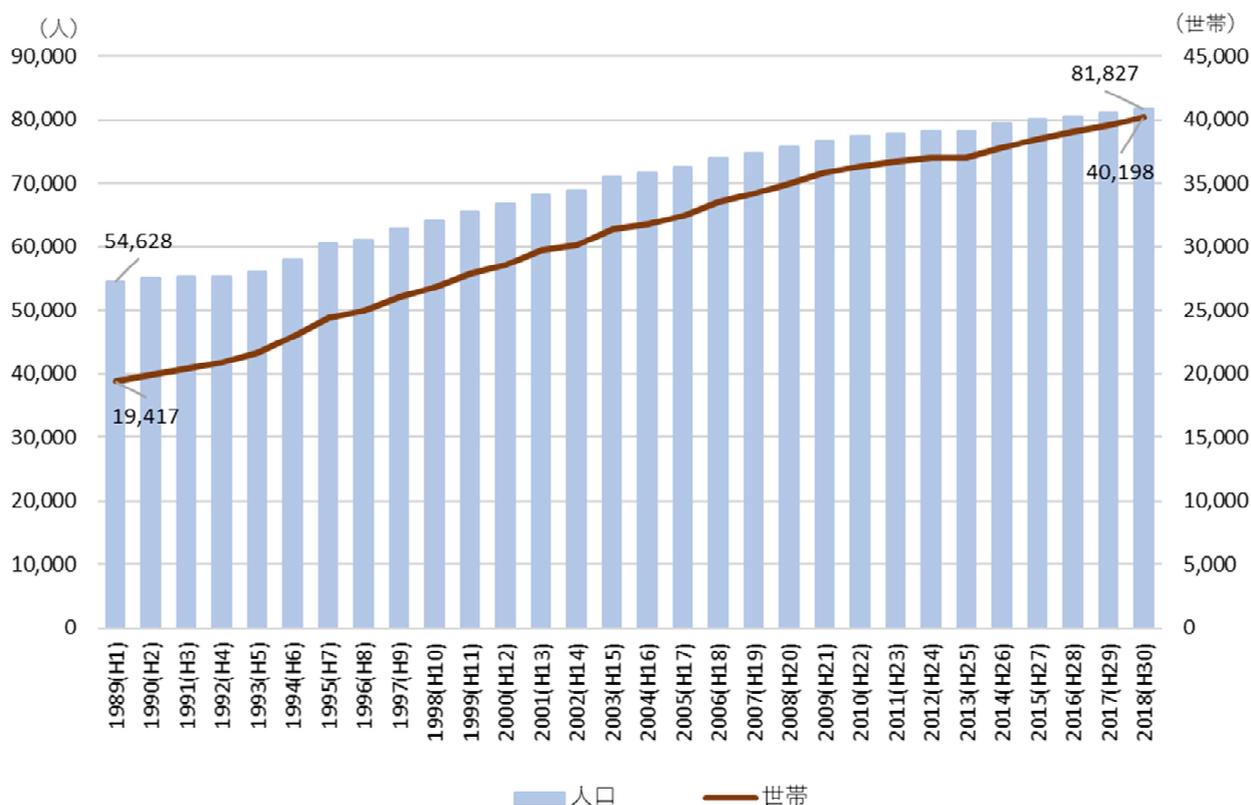
（1）和光市の人口と世帯数の推移

本市の総人口は、平成元（1989）年の 54,628 人から、ここ 30 年間で約 27,200 人増加し、平成 30（2018）年には 81,827 人となっています。

世帯数は、平成元（1989）年に 19,417 世帯であったのが、平成 30（2018）年には 40,198 世帯となり、ここ 30 年間で倍増しています。

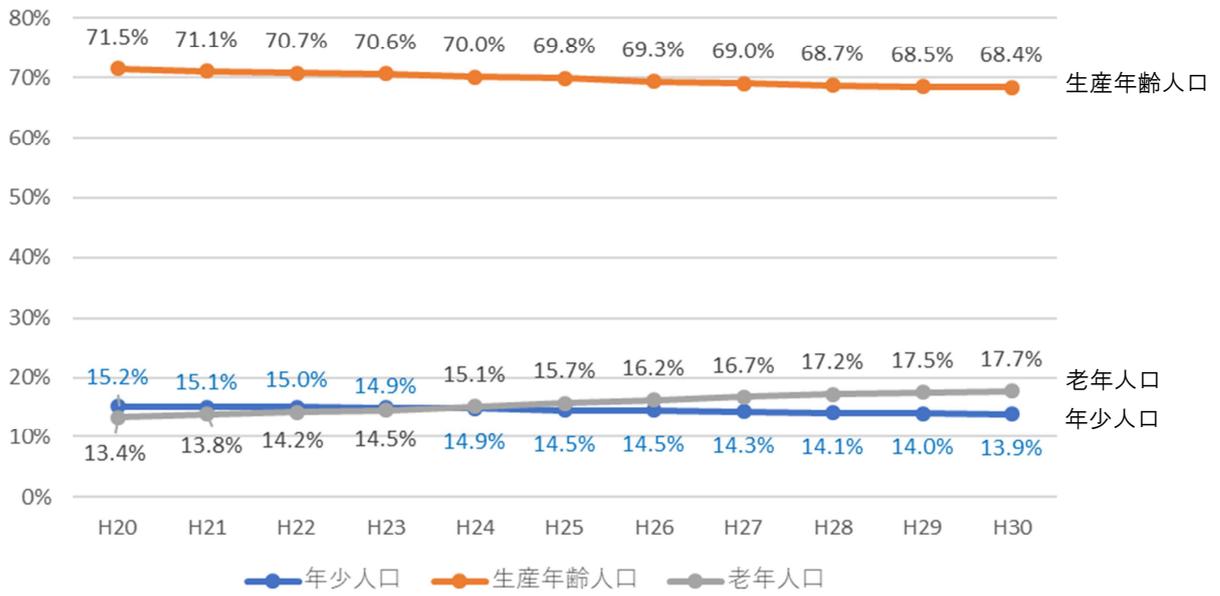
年齢 3 区分別人口を見ると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）が占める割合が減少する一方で、老年人口（65 歳以上）が占める割合が年々増加しています。

図 和光市の人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)

図 年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

(2) 地区別の人口の推移

本市の人口を地区別にみると、地区によって増加・減少の傾向が異なっていることが分かります。平成 21 (2009) 年以降、新倉地区、下新倉地区、丸山台地区では一貫して増加傾向が続いていますが、特に下新倉地区、丸山台地区では最近 10 年間での増加率が高く、対平成 21 (2009) 年比でそれぞれ 135%、127%となっています。一方、西大和団地では一貫して減少しており、対平成 21 (2009) 年比で 78%となっています。また、広沢地区でも減少傾向が見られ、対平成 21 (2009) 年比で 75%となっています。

地区別の年齢 3 区分別構成比をみると、西大和団地地区及び諏訪原団地地区では 65 歳以上の老年人口割合が他地区よりも高く、西大和団地地区では約 4 割 (平成 31 (2019) 年) となっています。また、本町地区では年少人口割合が横ばいであるものの老年人口割合が増加しており、生産年齢人口が占める割合が 10 年間で 10 ポイント以上減少しています。一方、新倉地区及び下新倉地区では、年齢 3 区分それぞれの構成比が 10 年間であまり変化がなく、人口増によって人口構成が維持されていることが分かります。

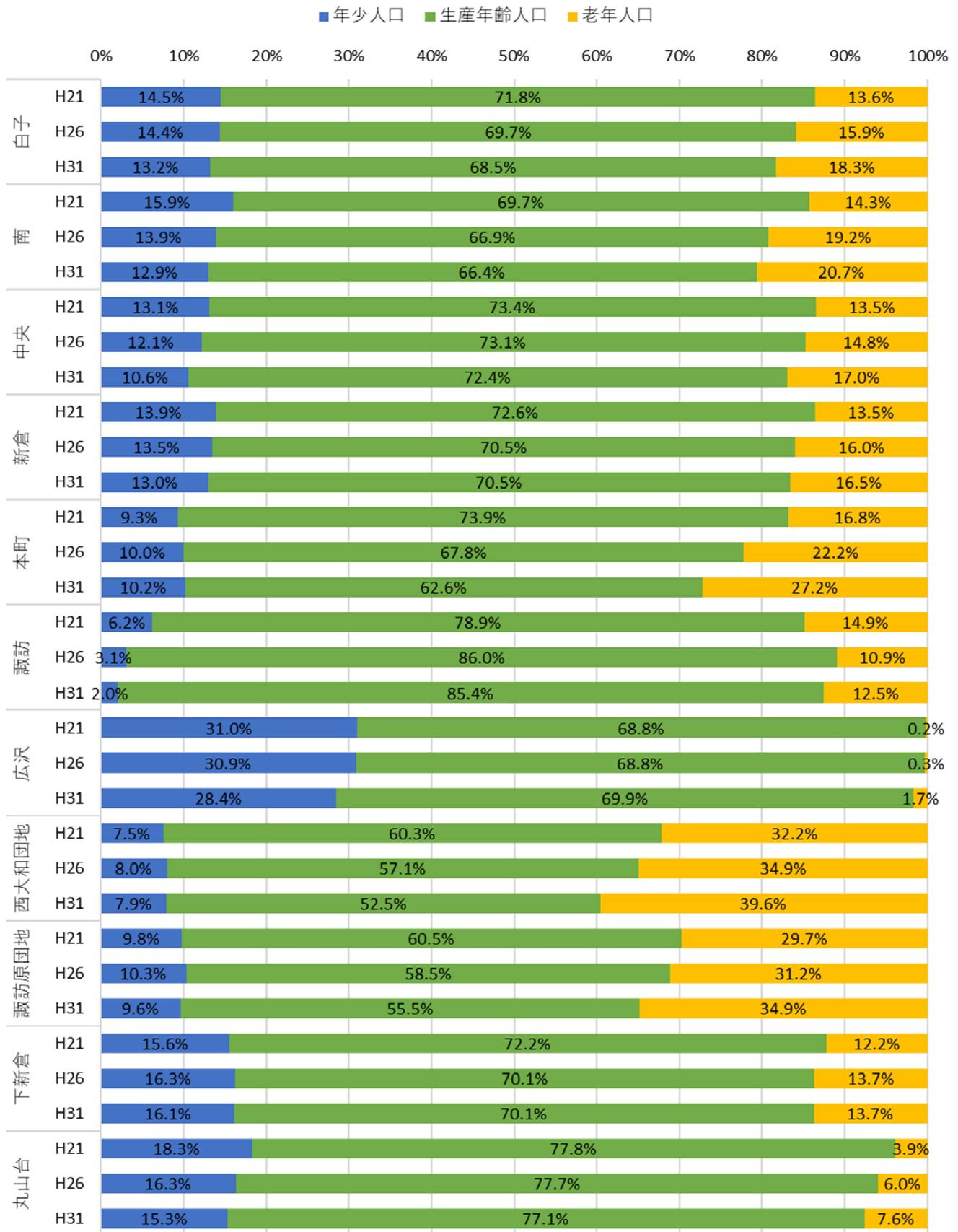
図 地区別人口の推移と人口の増減回数 (平成 21 (2009) 年～平成 31 (2019) 年)

	(人)											(回)	
	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	増加 回数	減少 回数
白子	19,657	20,815	21,007	21,068	21,124	21,307	21,389	21,555	21,725	21,684	21,895	9	1
南	7,727	7,683	7,721	7,671	7,586	7,534	7,556	7,625	7,741	7,938	7,964	6	4
中央	1,931	2,021	2,031	2,049	2,129	2,150	2,148	2,208	2,228	2,212	2,202	7	3
新倉	13,724	14,066	14,226	14,377	14,495	14,691	14,949	15,011	15,203	15,480	15,781	10	0
本町	8,411	8,391	8,354	8,341	8,229	8,318	8,404	8,326	8,335	8,386	8,388	5	5
諏訪	235	288	324	359	380	357	352	331	351	315	343	6	4
広沢	4,610	4,447	4,293	4,105	4,060	3,847	3,975	3,807	3,595	3,387	3,449	2	8
西大和団地	3,177	3,066	3,035	2,966	2,930	2,921	2,866	2,707	2,618	2,470	2,467	0	10
諏訪原団地	1,163	1,163	1,146	1,150	1,159	1,152	1,097	1,093	1,075	1,061	1,058	3	7
下新倉	9,525	10,356	10,733	10,982	11,133	11,308	11,421	12,070	12,406	12,601	12,902	10	0
丸山台	5,005	5,321	5,322	5,339	5,610	5,776	5,810	5,855	6,063	6,163	6,336	10	0
市全域	75,165	77,608	78,192	78,416	78,858	79,361	79,992	80,615	81,368	81,724	82,785	10	0

※増加回数、減少回数は、平成 22 (2010) 年から平成 31 (2019) 年にかけて、人口がそれぞれ対前年で増加した回数、減少した回数を意味する。なお、前年と同数の場合は、増加として計上する。

資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年 1 月 1 日現在）より作成

図 地区ごとの年齢3区分別人口割合の推移



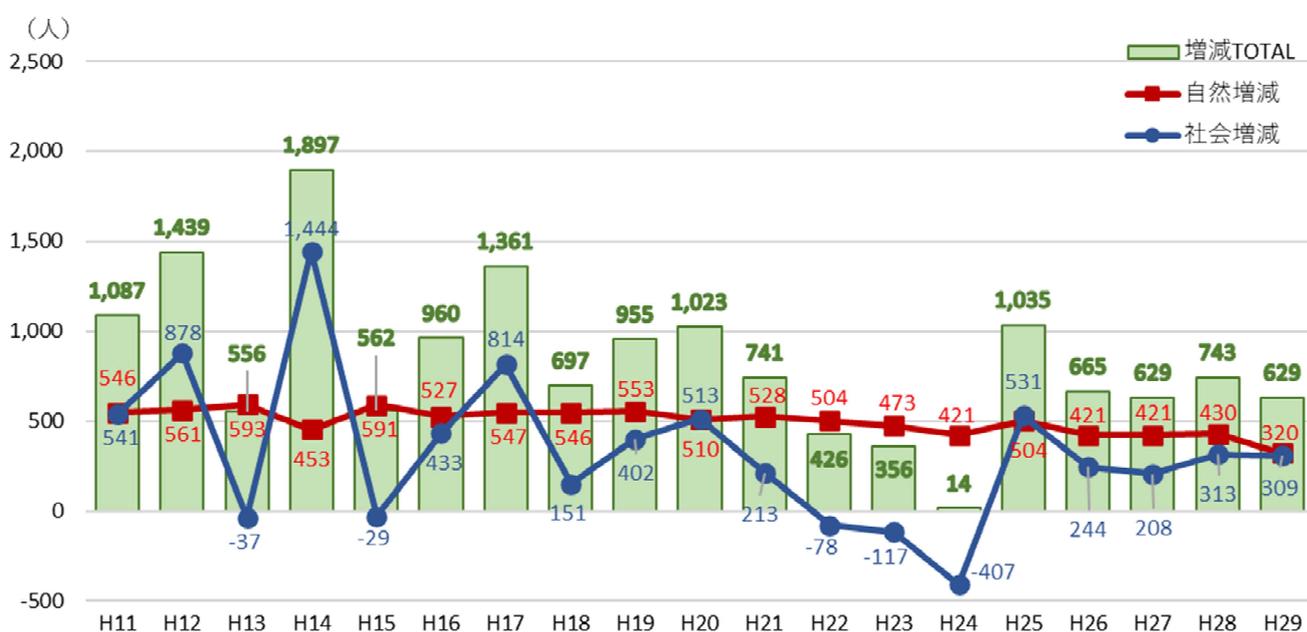
資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）より作成

(3) 人口動態（自然増減・社会増減）の推移

本市における人口動態を自然増減、社会増減に分けてみると、自然増減は近年減少傾向にあるものの毎年300～400人規模の増となっています。一方、社会増減はこれまで増減の変動を繰り返していましたが、平成25（2013）年以降は毎年200～300人規模の社会増が続いています。その結果、近年は毎年600～700人規模の人口増となっています。

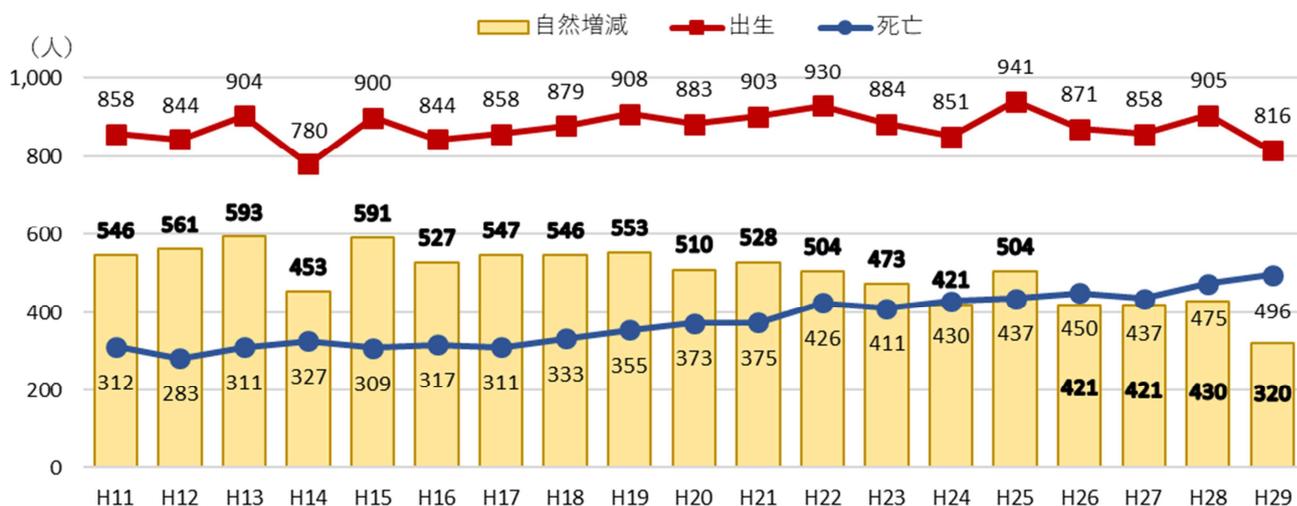
なお、自然増減の内訳を見ると、高齢化の進展に伴い、死亡数が年々増加しています。

図 和光市における自然増減と社会増減の推移



資料：「統計わこう」より作成

図 出生数・死亡数の推移

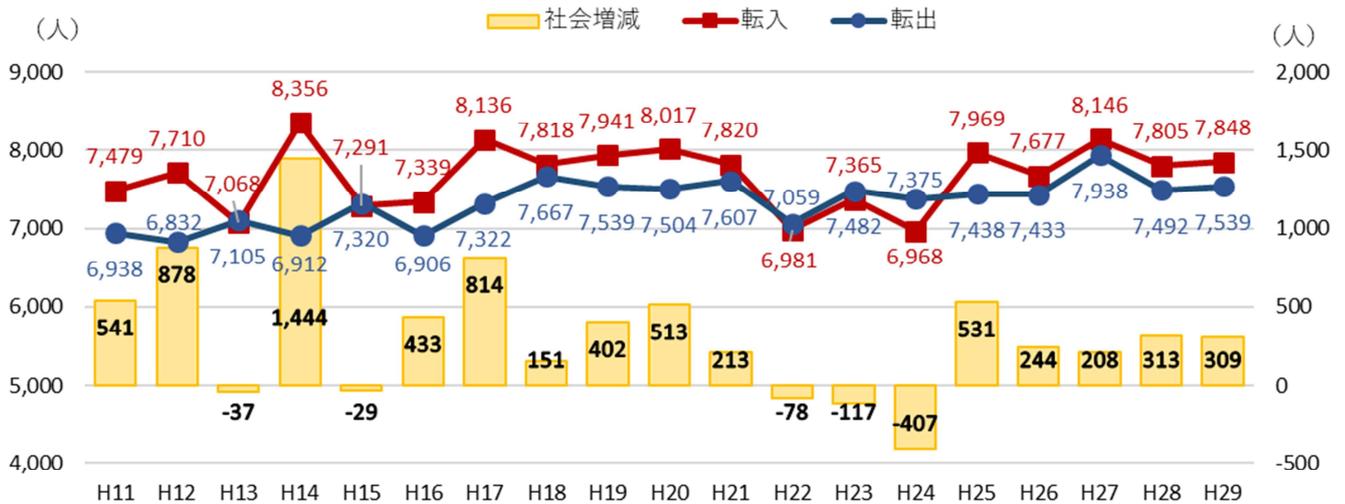


資料：「統計わこう」より作成

転出入の推移をみると、近年においては転入数が毎年8,000人前後、転出数が7,500人前後で推移しています。

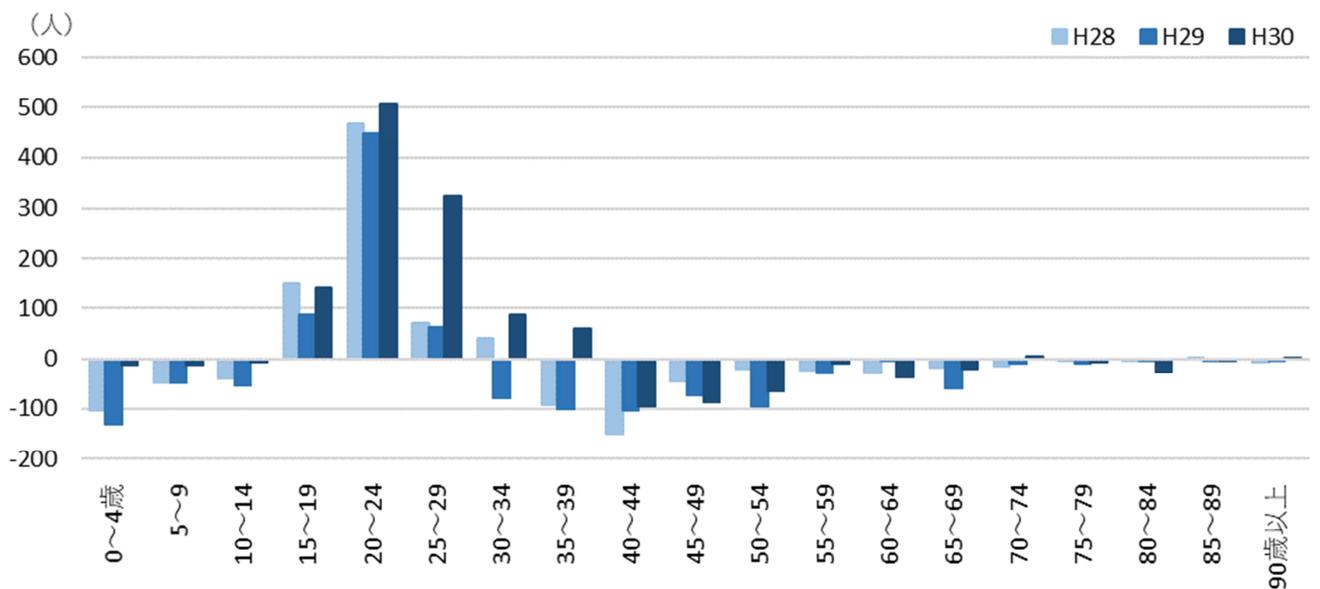
直近3年間に於ける純移動数（転入数－転出数）を5歳階級別にみると、特に15～29歳の若年層でプラスとなり、それ以外の年代でマイナスの傾向となっています。特に、0～4歳及び30代がともにマイナスであることから、ファミリー層の転出が多いと考えられます。ただし、平成30（2018）年については、30代がプラスとなっているとともに14歳以下のマイナスが小さいことから、ファミリー層の転出超過がある程度抑制されたと考えられます。

図 転入数・転出数の推移



資料：「統計わこう」より作成

図 5歳階級別純移動数

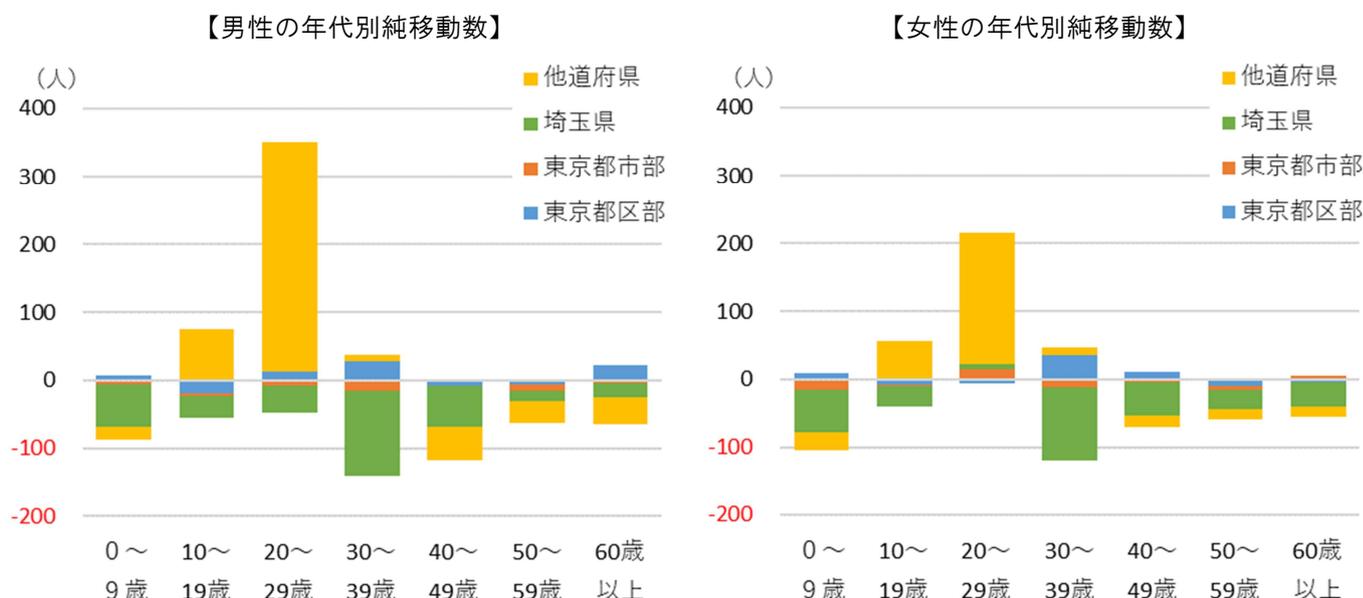


資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

年代別の転出入先をエリア別にみると、10～20代の若年層による純移動のプラスは、東京都、埼玉県を除く他道府県からの転入によることが分かります。

一方で、9歳以下と30～40代のファミリー世代では、埼玉県内の他市への転出が多いことが分かります。

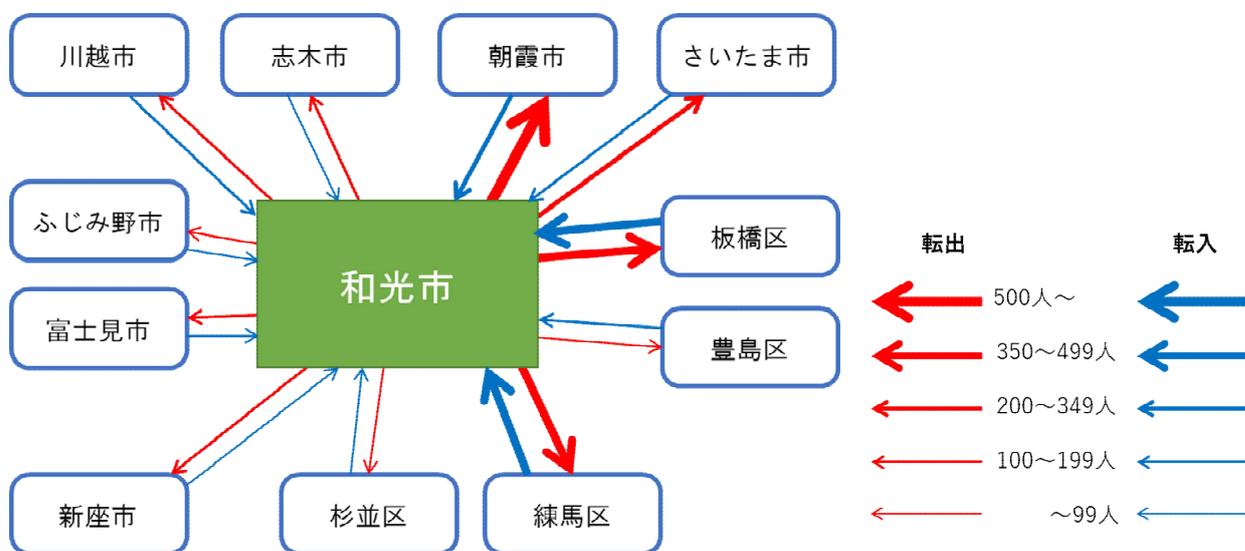
図 10 歳階級別純移動数（平成 29（2017）年）



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

主な転入元及び転出先は、ともに、板橋区、練馬区、朝霞市となっています。また、図に示した区市のうち、東京都区部の4区に対しては転入超過、埼玉県内の7市に対しては転出超過となっています。

図 主な転出入先（平成 29（2017）年）



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

(4) 人口推計

●推計の考え方

本市は、地区ごとに市街地形成の変遷や近年の開発状況に違いがあり、現状の人口構成比も大きく異なっています。また、今後の施策展開においては、小学校区を基本とした地域コミュニティを重視していくことから、小学校区ごとに人口推計を行い、その合計を総人口としました。

また、小学校区ごとの人口の動きを詳細に反映させるために、小学校区ごとに5歳階級別純移動率を算出し、コーホート要因法（※）により推計を行いました。

表 推計の概要

基準人口	2020年1月1日現在の住民基本台帳
推計手法	コーホート要因法 ※小学校区単位で推計を行い、その合計を総人口とする。
推計期間	2021年～2045年
推計に用いる仮定値	<p>■出生率 2018年の和光市の合計特殊出生率(1.288)に、全国の合計特殊出生率仮定値(国立社会保障・人口問題研究所(以下:社人研)、2017年1月推計)の伸び率を乗じた値を、将来の合計特殊出生率の仮定値とした。(2045年時点では1.291と仮定)</p> <p>■0-4歳性比 社人研による「日本の地域別将来推計人口(2018年推計)」における仮定値(和光市)を用いた。</p> <p>■生残率 社人研による「日本の地域別将来推計人口(2018年推計)」における仮定値(和光市)を用いた。</p> <p>■純移動率 2015年1月1日から2020年1月1日までの5年間における小学校区別・5歳階級別の社会動態の変化率から生残率を引くことにより、移動率を算出した。 なお、将来の仮定値は、今後10年間は純移動率が変わらず、その後、一定程度縮小すると仮定して算出した。</p>

※コーホート要因法：各コーホート（同期間に出生した集団）について、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）の二つの人口変動要因について将来値を仮定し、将来人口を推計する方法。

●推計結果

前述の条件のもと推計した結果、現在約 84,000 人（2020 年 1 月 1 日現在）である人口が、計画終了年の 2031 年には約 90,000 人になると見込まれます。また、計画終了年までの年齢 3 区分別人口の構成比については、老年人口比率は横ばいですが、年少人口比率が減少する結果となっています。

図 総人口の推計

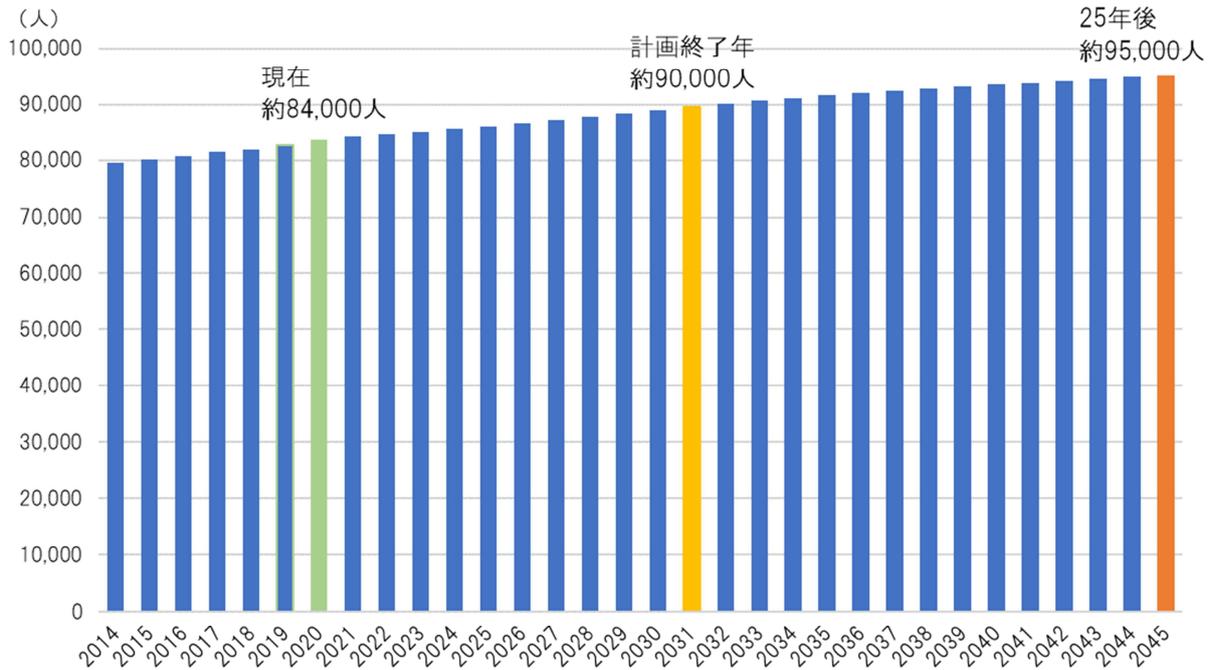
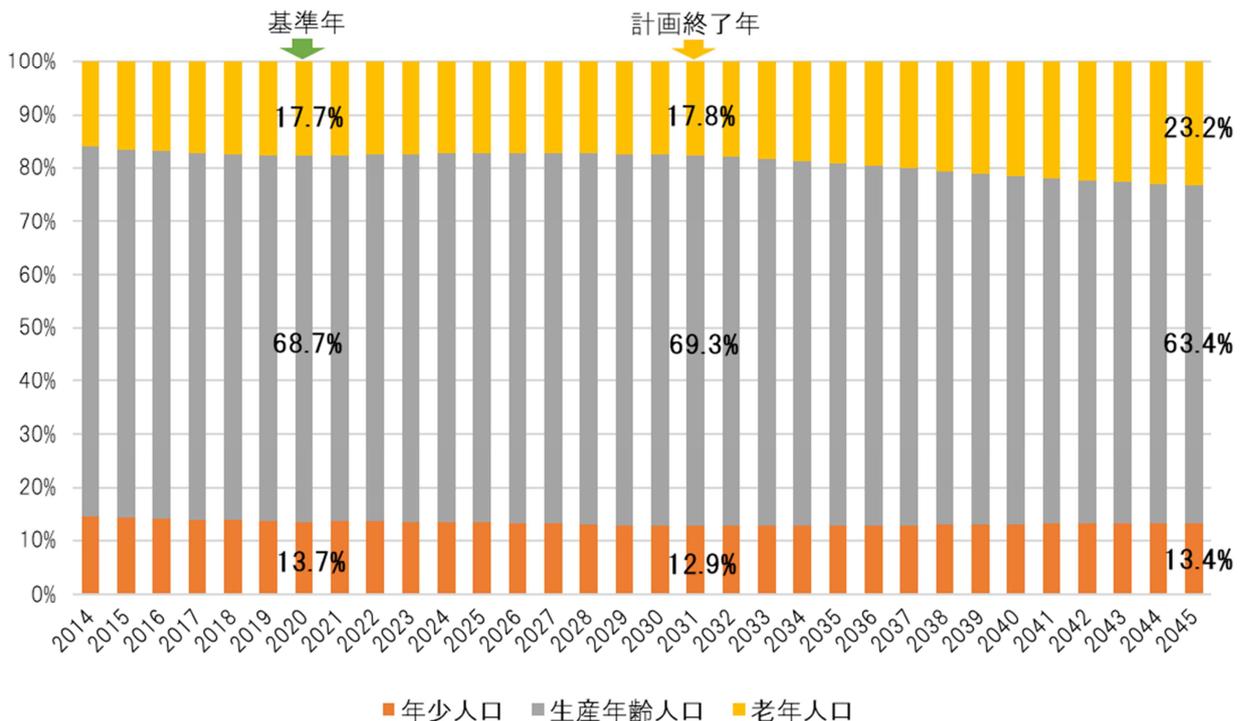


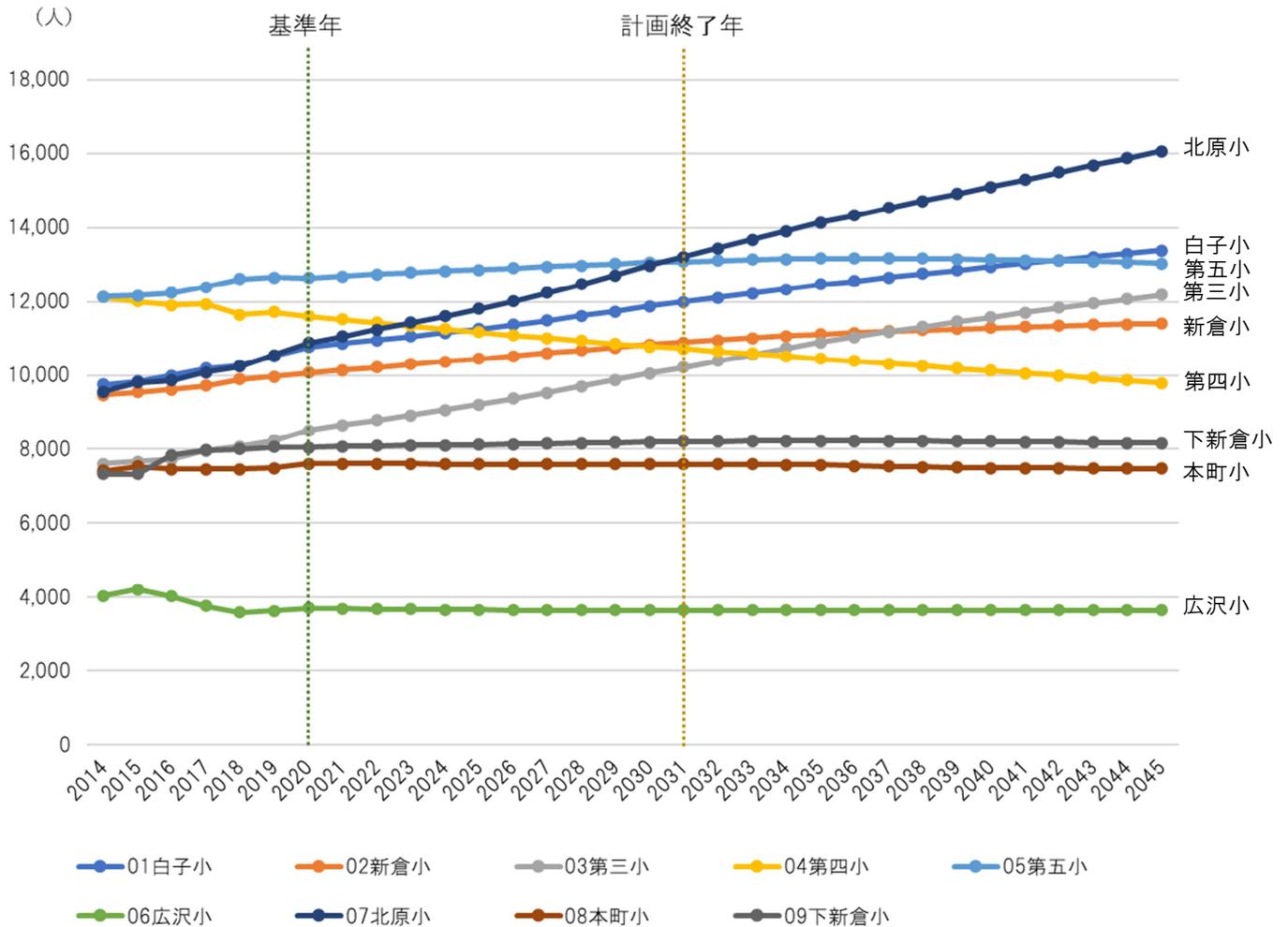
図 年齢 3 区分別人口構成比



小学校区別の推計結果を見ると、今後、大きく人口が増加すると予測される地区は、白子小学校区、新倉小学校区、第三小学校区及び北原小学校区となっています。

一方、人口が減少すると予測される地区は、第四小学校区となっています。

図 小学校区別人口の推計



策定經過等

1 策定体制

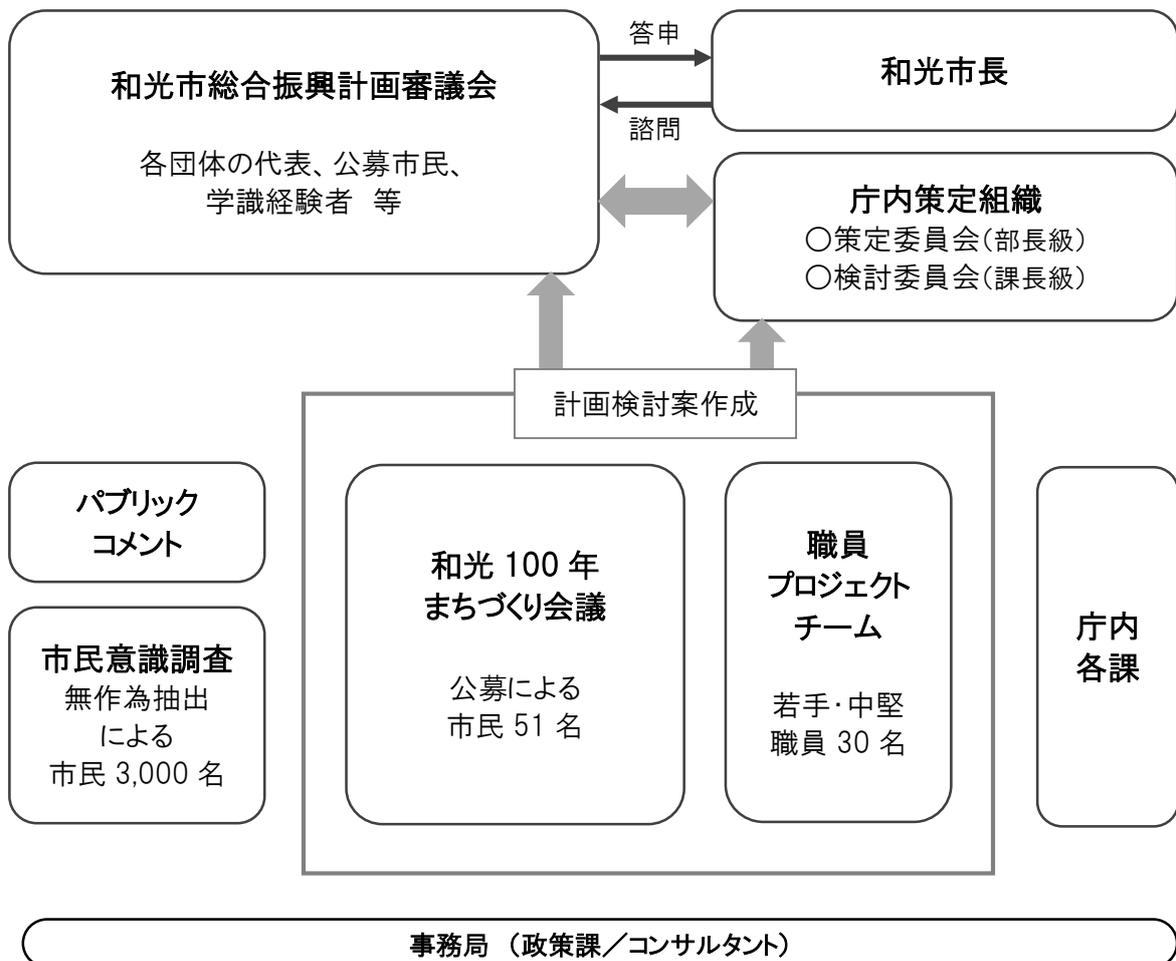
第五次和光市総合振興計画基本構想を策定するに当たり、市民参加・職員参加を進めるために「和光100年まちづくり会議」と「職員プロジェクトチーム」を立ち上げました。

(1) 和光100年まちづくり会議

市制施行50周年を控え、これまでの50年のまちづくりを振り返り、これからの50年のまちづくりを考える場として「和光100年まちづくり会議」を設置しました。公募による市民51名により、将来都市像や市民生活の目標像を描くとともに、その実現に向けて市民ができることを検討しました。

(2) 職員プロジェクトチーム

市の若手・中堅職員が、分野横断的な視点を持って計画に盛り込むべきプロジェクトを検討するための場として「職員プロジェクトチーム」を立ち上げました。自薦推薦により各課から集まった職員30名により、市民生活の目標像ごとに、目指すべき状態とその実現のための取組内容について検討しました。



2 策定経過

日にち	会議名	主な内容
2019（令和元）年度		
5月8日 （月）	第1回策定委員会	・策定体制及び策定スケジュールについて
5月20日 （月）	第1回検討委員会	・策定方針、策定体制及び策定スケジュールについて ・実施計画の策定について
6月7日 （金）～ 6月23日 （日）	市民意識調査	・満18歳以上の市民を対象に3,000人を無作為抽出 ・郵送配布・郵送回収及びWEB回答 ・回収状況 1,441人（48.0%）
7月9日 （火）	第2回策定委員会	・人口推計について
7月24日 （水）	第1回総合振興計画 審議会	・諮問 ・策定方針及び策定スケジュールについて ・基礎調査結果の報告（人口推計結果、市民意識調査結果、第四次和光市総合振興計画における主な成果）
8月2日 （金）	全員協議会	・策定方針、策定体制及び策定スケジュールについて ・人口推計について ・市民意識調査結果について ・第四次総合振興計画における主な成果について
9月1日 （日）	第1回和光100年 まちづくり会議 第1回職員 プロジェクトチーム	※和光100年まちづくり会議と職員プロジェクトチームの合同開催 和光100年まちづくり会議キックオフミーティング 「和光の未来 イメージワーク」 ①50年後をイメージする ②これから10年を考える
9月30日 （月）	第2回検討委員会	・第五次和光市総合振興計画策定に向けた課題整理について
10月6日 （日）	第2回和光100年 まちづくり会議	「和光における人生と生活像 キーワードワーク」 ①まちづくり人生ゲーム ②和光市での生活・暮らしをイメージする
10月9日 （水）	第3回策定委員会	・第五次和光市総合振興計画策定に向けた課題整理について ・総合振興計画の構成イメージについて ・施策体系について ・将来都市像について
10月21日 （月）	第2回総合振興計画 審議会	・基礎調査結果の報告（人口に関する分析結果、社会潮流、第五次和光市総合振興計画策定に向けた課題） ・和光100年まちづくり会議（第1回・第2回）の開催結果の報告 ・総合振興計画の構成イメージについて ・施策体系について ・将来都市像について
10月25日 （金）	第2回職員 プロジェクトチーム	①12の目標像について、目指す姿を具体化する ②「目指す姿」を実現するにあたっての課題の整理

日にち	会議名	主な内容
11月8日 (金)	第3回職員 プロジェクトチーム	①課題解決に向けての必要な取組の洗い出し ②講義「KPIについて」
11月13日 (水)	第4回策定委員会	・第五次和光市総合振興計画基本構想 構想骨子(案)について ・第五次和光市総合振興計画基本構想 構想骨子(案)に関するパブリック・コメントの実施について
11月18日 (月)	第3回検討委員会	・第五次和光市総合振興計画の個別施策に関する計画調書の作成について
11月22日 (金)	第4回職員 プロジェクトチーム	①取組の方向性と取組アイデアの整理 ②KPIの検討
12月8日 (日)	第3回和光100年 まちづくり会議	「市民のできることを考える アイデアワーク」 ①市民のできることを考える
12月19日 (木)	第3回総合振興計画 審議会	・第五次和光市総合振興計画基本構想 構想骨子(案)について ・第五次和光市総合振興計画基本構想 構想骨子(案)のパブリック・コメントについて
12月26日 (金)	全員協議会	・第五次和光市総合振興計画基本構想の策定経過と今後の予定について ・第五次和光市総合振興計画基本構想 構想骨子(案)について ・第五次和光市総合振興計画基本構想 構想骨子(案)のパブリックコメントの実施について
1月14日 (火)～ 2月2日 (日)	構想骨子(案)に対するパブリック・コメント	1月19日 説明会(市役所) 1月20日 説明会(坂下公民館) ・意見提出者数 0名(0件)
1月19日 (日)	第4回和光100年 まちづくり会議	「交流から深めていく アクションワーク」 ①私ができることを伝える ②市民ができることを考える
1月27日 (月)	総合振興計画審議会 部会(第1回)	※総務環境部会及び文教厚生部会を同日開催 ・個別施策の内容の検討(その1)
2月5日 (水)	総合振興計画審議会 部会(第2回)	※総務環境部会及び文教厚生部会を同日開催 ・個別施策の内容の検討(その2)
2月12日 (水)	第5回策定委員会	・第五次和光市総合振興計画基本構想(素案)について
3月24日 (火)	第4回総合振興計画 審議会	※書面開催 ・パブリックコメントの結果について ・和光100年まちづくり会議(第3回、第4回)の検討結果の報告 ・第五次和光市総合振興計画基本構想(素案)について

日にち	会議名	主な内容
2020（令和2）年度		
4月8日 （水）	第6回策定委員会	※書面開催 ・第五次和光市総合振興計画基本構想（素案）について ・第五次和光市総合振興計画基本構想（素案）のパブリックコメントについて
5月13日 （水）	第5回総合振興計画審議会	※書面開催 ・第五次和光市総合振興計画基本構想（素案）について ・第五次和光市総合振興計画基本構想（素案）のパブリックコメントについて
5月29日 （金）	全員協議会	・第五次和光市総合振興計画基本構想（素案）の報告
6月2日 （火）～ 6月22日 （月）	基本構想（素案）に対するパブリック・コメント	※パブリック・コメント説明会は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、YouTube「和光市チャンネル」で配信 ・意見提出者数 20名（54件）
7月2日 （木）	第7回策定委員会	・パブリック・コメントに伴う修正箇所について ・第五次和光市総合振興計画基本構想（案）の決定
7月15日 （水）	第6回総合振興計画審議会	・パブリック・コメントに伴う修正箇所について ・第五次和光市総合振興計画基本構想（案）について ・答申内容について
7月22日 （水）	総合振興計画審議会	答申

3 和光市総合振興計画審議会

(1) 和光市総合振興計画審議会条例

昭和46年3月30日

条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、和光市総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合振興計画に関し必要な調査及び審議を行なうため、和光市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市教育委員会の教育長及び委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 市内公共的団体等の役員
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 公募による市民
- (6) 市の職員

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 委員が属する部会は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

- 2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議をひらくことができない。
- 3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会

長の決するところによる。

4 審議会及び部会の会議は、公開とする。

(幹事)

第8条 審議会に必要な調査並びに資料の収集を行なうため幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 和光市総合振興計画審議会委員名簿

区分	団体等名	名前	部会	備考
第1号委員	和光市教育委員会	牧 江利子	文教厚生	
第2号委員	和光市農業委員会	北嶋 美栄子	総務環境	
第3号委員	和光市商工会	浜口 武	総務環境	
	和光市PTA連合会	加藤 聡司	文教厚生	
	和光市体育協会	村山 喜三江	文教厚生	
	和光市文化団体連合会	深井 征男	文教厚生	
	和光市社会福祉協議会	荒木 保敏	文教厚生	
	和光市自治会連合会	富澤 隆司	総務環境	
	和光市消防団	富岡 健治	総務環境	
	和光子育てネットワーク	長田 眞希	文教厚生	
	和光市身体障害者福祉会	下川 初江	文教厚生	
	和光市環境づくり市民会議	峯岸 正雄	総務環境	
	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	樋口 弥	文教厚生	※令和元年度委員
		依田 準	文教厚生	※令和2年度委員
	国立研究開発法人理化学研究所	船田 孝司	総務環境	
	埼玉りそな銀行	砂永 健二	総務環境	※令和元年度委員
		菅 正治	総務環境	※令和2年度委員
	東武鉄道株式会社	栗野 正行	総務環境	
国立保健医療科学院	福田 敬	文教厚生		
第4号委員	十文字学園女子大学	吉田 亨	文教厚生	部会長
	日本大学	中村 英夫	総務環境	会長・部会長
第5号委員	公募による市民	河村 佳奈	文教厚生	
		川村 義一	総務環境	
		小林 修治	文教厚生	
		小林 貴博	総務環境	
		佐藤 嘉晃	文教厚生	
		信太 知永子	総務環境	
		関口 泰典	総務環境	副会長
		村谷 芳枝	文教厚生	
第6号委員	和光市企画部	橋本 久	文教厚生 総務環境	※令和元年度委員
		中蔦 裕猛	文教厚生 総務環境	※令和2年度委員

(敬称略)

(3) 第五次和光市総合振興計画について（諮問）

和 政 第 2 2 号
令和元年7月24日

和光市総合振興計画審議会会長 様

和光市長 松本 武洋

第五次和光市総合振興計画について（諮問）

和光市総合振興計画審議会条例（昭和46年条例第7号）第2条の規定に基づき、第五次和光市総合振興計画について調査及び審議を行うことを諮問します。

なお、同計画の策定にあたっては、下記の8つの方向性を方針として定めたことを申し添えます。

記

- 1 将来のまちの魅力を高める投資を盛り込んだ計画
- 2 市民と行政とで想いを共有した計画
- 3 職員参加を充実させた計画策定
- 4 社会情勢の変化に対応した計画
- 5 地方創生の視点を取り込んだ計画
- 6 財政見通しを明らかにした計画
- 7 施策と事務事業の体系の再整理
- 8 市民の共感が得られる方法による周知

(4) 第五次和光市総合振興計画について (答申)

4 和光 100 年まちづくり会議

(1) 第1回和光100年まちづくり会議

開催日時	ねらい（目的）	プログラム概要	参加者数
9月1日 （日） 10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、職員の「みんなでつくる」という意識を高める。 ・総合計振興計画のコンセプトや将来像、目指すべきまちの姿などを描くための意見やアイデアを出す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク①では、5人で1チームをつくり、円形ダンボールを膝の上に置いた状態で、「50年後の和光市」をイメージする。イメージは意見としてポストイットに書いて円形ダンボール上に張り出し、チーム内で発表する。この作業を席替えしながら3ラウンド行い、幅広い意見に触れる。 ・ワーク②では、4つのコーナーがあり、それぞれ異なるテーマを掲げている。その中で自分が関心のあるテーマを選び、これから10年で行政や市民が取り組むべきことについて意見交換する。ワークの一部には、後藤先生や松本市長も参加し、全体の総括コメントをいただいた。 	市民：45名 職員：24名

注：第1回は中央公民館で市民と職員の合同でキックオフ会議を開催しました。



熱心に意見を発表する参加者



関心のあるテーマに分かれて意見交換



市長自らもワークに参加



後藤先生による講評

□第1回プログラム

50
10

和光の未来 イメージワーク

和光 100 年まちづくり会議
キックオフミーティング
2019.9.1

10:00-10:10 1 はじめに

- 今回のワークショップの主旨説明とスタッフの紹介を行います。

10:10-10:45 2 ワーク① 50年後をイメージする

- 円形ダンボールを使ったワークショップです。
- 50年後の和光市のイメージを自由に語り合きましょう。
- 途中、メンバーの入れ替えがあるので、いろんな方と顔見知りになりましょう。

10:45-10:55 3 発表と共有

- いくつかのチームから、出された意見について発表していただけます。

10:55-11:30 4 ワーク② これから10年を考える

- 4つのテーマに分かれて、これから10年で行政や市民が取り組むべきことについて意見交換を行います。
- 関心のあるテーマについて、意見をポストイットに記入して出しましょう。
- テーマは途中で移動することも可能です。
たくさんのご意見をお願いします。

11:30-12:00 5 発表・まとめ

- 4つのテーマごとに、進行役から内容を発表します。

次回

第2回 和光 100 年まちづくり会議

「和光市の将来像とまちづくりの方向性を考える」

日時：10月6日（日）10:00～12:00

場所：和光市役所 602 会議室

(2) 第2回和光100年まちづくり会議

開催日時	ねらい（目的）	プログラム概要	参加者数
10月6日 （日） 10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> 第1回で50年後のイメージや各分野の課題が意見として出された。 これらを踏まえ、第2回では「まちづくりのコンセプト（将来都市像）」や「市民生活の目標像」を描くための素材（キーワード、フレーズ）を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ワーク①では、人生ゲームカードに書かれた様々なステージ（境遇）で、自分ならどのように行動するかを考え、最も考えに近い選択肢を選び、番号の旗を上げる。 ワーク②では、現在または将来、この地域で暮らしていくうえで最も重要だと思うカードを全カードの中から3枚選びチーム内で発表・意見交換する。出された意見等をもとに、「和光市で将来叶えたい生活像」と「和光市が目指すまちをシンプルに言い表したキーワード」をチームでまとめる。 ワーク③では、まとめた生活像とキーワードを全体に発表する。 	市民：33名



それぞれの旗を上げる参加者



出されたカードについて意見交換を行う



熱のこもったチーム発表



一面に張り出された各チームの成果

WAKO
LIFE

和光における人生と生活像

和光 100 年まちづくり会議

第2回

2019.10.6

キーワードワーク

10:00-10:10

1 はじめに

- 今回のねらいと、本日の流れを説明します。
- 前回の結果を簡単にふりかえります。(展示パネルもご覧ください)

10:10-10:45

2 ワーク① まちづくり人生ゲーム

- 「和光市における人生」の様々なステージごとに設問回答をしながら、まちづくりの課題について考えを深めるワークショップです。
- 現在(2019年)に設問の年齢になったつもりでお考えください。

10:45-11:25

3 ワーク② 和光市での生活・暮らしをイメージする

- 前半では、「人生ゲームカード」から大事なカードを選んで発表し、意見交換しながらグループ内でカードを整理します。
- 後半では、「和光市で実現していきたい生活像(こんな生活や暮らしをしていきたい)」や「和光市が目指すまち」について、シンプルに言い表す「フレーズ」や「キーワード」を考えます。

10:25-12:00

4 ワーク③ 発表・全体まとめ

- 各グループから検討内容とフレーズ・キーワードを発表します。
- 全体でのフレーズ・キーワードの整理をします。

次回

第3回 和光 100 年まちづくり会議

「将来像を実現するためのアイデアを出し合おう」

日時：12月8日(日) 10:00~12:00

場所：和光市役所 602 会議室

(3) 第3回和光100年まちづくり会議

開催日時	ねらい（目的）	プログラム概要	参加者数
12月8日 （日） 10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> 第2回では、将来都市像と目標像を描くための素材となるキーワードが出され、これを基に職員PTにて、目標像が作られた。 目標像の内容確認を行った上で、実現に向けて、「市民目線でできる取組アイデア」の抽出を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 会場には4つのワークスペースが設けられ、それぞれには3つの目標像が割り振られている。ワークでは、3ラウンドのアイデア出し時間が設けられており、ラウンドごとに目標像が1つ取り上げられる。（25分×3ラウンド） 参加者はラウンドごとに興味のある目標像が取り上げられているワークスペースに移動し、意見を述べる。 3ラウンドの後には、フリータイムを設け、参加できなかった目標像へのアイデア出しや後から思い浮かんだアイデアを汲み取る時間を作る。 	市民：26名



どの目標像にアイデアを出すか考える参加者



4つのワークスペースに分かれてアイデア出し



参加者自らも前に立ちアイデアを発表する



出されたアイデアを読み込む

OUR
ACTION

市民のできることを考える アイデアワーク

和光 100 年まちづくり会議
第3回
2019.12.8

10:00-10:20 1 はじめに

- 本日の流れを説明します。
- 第1～2回をふりかえります。
- これまでのワークをふまえた構想骨子を説明します。

10:20-11:35 2 アイデアワーク 市民のできることを考える

- 12の目標像ごとに市民のみなさんでできる取り組みアイデアを考えるワークショップです。
- 関心のある目標像を3つ選んでアイデアをお考えください。(フリータイムで全ての目標像にご参加いただけます)

11:35-11:50 3 発表・全体まとめ

- 目標像ごとにいただいたアイデアをまとめて発表します。
- 発表を聞いて、さらにアイデアが浮かんだものをフリータイムでお出しください。

11:50-12:00 4 おわりに・フリータイム

- 追加アイデアがございましたら、模造紙にふせん紙をお貼りください。(貼り終わった方から順次解散となります)
- 他の参加者との交流もお楽しみください。

次回

第4回 和光 100 年まちづくり会議

「市民一人ひとりができることを考えよう」

日時：2020年1月19日(日) 10:00～12:00

場所：和光市役所 602 会議室

(4) 第4回和光100年まちづくり会議

開催日時	ねらい（目的）	プログラム概要	参加者数
1月19日 （日） 10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> 第4回前半では「私ができること（得意なこと）」を参加者の前で自己PRし、個人での目標像への関わり方を考えるきっかけをつくる。また、参加者同士が理解し合い、つながるきっかけをつくる。 後半では第3回結果を踏まえた「市民ができること（たたき台）」について修正意見や新たなアイデア出しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 前半では、用意された自己PRカードの内容に沿って、希望者が「私ができること（得意なこと）」の発表を行う。（1人1分半） 後半では、個人での目標像への関わり方などを参考にしながら、市民ができること（たたき台）への修正意見やアイデア出しを行う。会場は、第3回と同様に4つのワークスペースに分かれており、参加者はラウンドごとに関心のある目標像が取り上げられるワークスペースに移動し、意見を述べる。（25分×3ラウンド） 最後には、フリータイムを用意し、他の目標像への追加アイデア出しと、自己PRを聞いて気になった参加者同士がつながる時間を設ける。 	市民：24名



輪になって自己PRを発表



面白いPRに笑みもこぼれる



参加者で話し合うことでアイデアを膨らませる



集まったアイデアをその場で整理する

OUR
IDEA

交流から深めていく

アクションワーク

和光 100 年まちづくり会議
第4回
2020.1.17

10:00-10:05

1 はじめに

- 本日の流れを説明します。
- PR カードを記入したらお近くのスタッフに渡してください。

10:05-10:35

2 PR タイム 私ができることを伝える

- ご自身の得意なことや地域活動の経歴を 1 分間の制限時間内で PR できます！
- ぜひ、たくさんの参加者とつながるきっかけにしましょう。

10:35-11:45

3 アクションワーク 市民ができることを考える

- 第3回ワークまとめや各目標像の内容と照らし合わせながら、「市民ができること（たたき台）」に意見を出しましょう。
- 関心のある目標像を 3 つ選んでアイデアをお考えください。（フリータイムで全ての目標像にご参加いただけます）

11:45-11:55

4 フリータイム

- 追加アイデアがございましたら、模造紙にふせん紙をお貼りください。
- また、PR を聞いて気になった参加者とお友達になりましょう。

11:55-12:00

5 おわりに

- これにて 4 回に渡るワークが全て終了となります。ご参加ありがとうございました。

5 庁内策定組織

(1) 第五次和光市総合振興計画策定委員会等設置要綱

平成31年4月26日
要綱第6号

(設置)

第1条 第五次和光市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）の策定を行うため、第五次和光市総合振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 総合振興計画の立案及び策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合振興計画に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、部長、危機管理監、教育部長、監査委員事務局長、議会事務局長、審議監及び会計管理者を委員として組織する。

- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ、前項の委員（以下「策定委員」という。）のうちから市長が指名するものをもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員以外の者に対し、策定委員会の会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(検討委員会)

第5条 総合振興計画の原案を検討するため、第五次和光市総合振興計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

- 2 検討委員会は、課長（課長に相当する室長及び所長等並びに事務局長を含む。以下同じ。）を委員として組織する。ただし、課長が策定委員の場合は、当該課長が属する課（課に相当する室及び所等並びに事務局を含む。）の職員（職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）第17条の6の規定により管理職手当の支給を受けているものに限る。）のうちから市長が指名するものをもって充てる。
- 3 検討委員会に、委員長及び副委員長を置き、前項の委員のうちから市長が指名するものをもって充てる。
- 4 第3条第3項及び第4項の規定は検討委員会の委員長及び副委員長について、前条の規定は検討委員会の会議について、それぞれ準用する。

(部会)

第6条 総合振興計画の原案を分野ごとに専門的な検討を行うため、検討委員会に第五次和光市総合振興計画検討委員会部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会の組織等は、別に定める。

(庶務)

第7条 策定委員会、検討委員会及び部会（以下「策定委員会等」という。）の庶務は、企画部政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会等の運営に関し必要な事項は、策定委員会の委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、総合振興計画の策定が終了した日にその効力を失う。

6 職員プロジェクトチーム

(1) 第1回職員プロジェクトチーム

※第1回和光100年まちづくり会議との合同開催

(2) 第2回職員プロジェクトチーム

開催日時	ねらい(目的)	プログラム概要	参加者数
10月25日(金) 13時15分～16時	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民生活の目標像」の担当テーマについて、現状と課題を整理する。 ・WSプログラムを体験し、進め方を学ぶ。 	<p>【ワーク①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12の市民生活の目標像と関連する政策・施策分野についての説明を踏まえ、チームごとに担当するテーマを決める。 <p>【ワーク②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各テーマごとに「誰が」「どのような状態(生活)」になっていることが望ましいのかを具体化し、和光市が目指す姿を設定する。 <p>【ワーク③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「目指す姿」を実現するにあたっての現状および課題について意見交換する。 	職員17名

(3) 第3回職員プロジェクトチーム

開催日時	ねらい(目的)	プログラム概要	参加者数
11月8日(金) 13時15分～16時	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民生活の目標像(テーマ)」ごとに、目指す姿を実現するための必要な取組を検討する。 	<p>【ワーク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はじめに、各テーマについて「目指す姿」とその実現に向けて対応しなければならない課題を確認する。 ・次に、課題を解決するために、「誰に・何に」「どのように働きかけるべきか」を整理し、そのために必要な取組について意見交換を行う。 <p>【講義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回で検討する「KPI」について、その意味と設定する際の留意点を解説。 	職員20名

(4) 第4回職員プロジェクトチーム

開催日時	ねらい(目的)	プログラム概要	参加者数
11月22日(金) 13時15分～16時	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民生活の目標像(テーマ)」ごとに、目指す姿を実現するための方向性を整理し、取組アイデアとの関係性を整理する。 	<p>【ワーク①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回の成果を振り返り、テーマごとに「取組の方向性(ポイント)」を整理し、方向性に紐づくプロジェクトを抽出する。 <p>【ワーク②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組の方向性(ポイント)の達成度を測るための指標を検討する。 	職員20名

7 新たに位置づけた主な取組内容

第五次和光市総合振興計画において新たに位置づけた主な取組内容を示します。それぞれの取組は、本編第1章に示した「描く未来の実現に向けた基本戦略」と対応しています。

個別施策	取組内容	対応する基本戦略
施策1-1	・ 駅北口土地区画整理事業の推進 ・ 駅北口地区高度利用化の推進	基本戦略① 和光市駅周辺の魅力の向上
	・ 西大和団地の再生	基本戦略② 市庁舎周辺の賑わいの創出
施策1-6	・ 朝霞市との広域処理施設の整備	基本戦略③ 環境に配慮した清掃センターの更新
施策2-1	・ 一般国道254号和光富士見バイパスの都内延伸に合わせた都市計画道路の整備	基本戦略④ 地域公共交通の充実
施策2-2	・ 地域公共交通会議を通じた総合的な交通体系の改善	
施策4-7	・ 学童クラブとわこうっこクラブの一体型施設又は一体的な運営による放課後の児童の居場所づくりの推進	基本戦略⑤ 子どもたちや子育て世代の支援
施策5-1	・ 児童虐待の予防・重度化防止の体制強化（子ども家庭相談支援拠点など）	
施策5-2	・ 保育センターの設置	
施策6-2	・ 介護予防の推進	基本戦略⑥ 高齢化への対応
施策9-1	・ 和光北インター東部地区における産業拠点の整備	基本戦略⑦ 和光北インターチェンジ周辺の活性化
施策9-2	・ 産業振興条例に基づく産業振興施策の展開	基本戦略① 和光市駅周辺の魅力の向上
施策11-2	・ 地区社会福祉協議会の活動支援	基本戦略⑧ 地域コミュニティの再醸成
施策12-2	・ 午王山遺跡の整備	基本戦略⑦ 和光北インターチェンジ周辺の活性化